

DISCLOSURE 2022

JFM

Japan Finance Organization
for Municipalities

金融で地方財政を支え
地域の未来を拓く



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

CONTENTS

理事長挨拶	02
プロフィール	04
経営理念	05

1章 事業概況

令和3年度事業実績	
1 貸付けの実績	08
2 資金調達の実績	10
3 地方支援業務の実績	14
4 決算の概況	16
令和4年度の事業実施方針	
1 貸付業務	18
2 資金調達業務	19
3 地方支援業務	21
4 リスク管理及び内部統制	21
5 国庫納付	21
SDGs(持続可能な開発目標)への貢献	22

2章 業務の紹介

貸付業務	
1 概要	26
2 貸付利率	28
3 貸付けの審査体制	30
4 貸付実績・貸付残高	31
5 貸付対象事業の紹介	33
資金調達業務	
1 機構債券の種類	41
2 資金調達の基本スタンス	42
3 機構債券の特徴	43
4 資金調達実績の推移	44
地方支援業務	
基本姿勢	45

3章 業務運営体制

機構の基本的な仕組み	
1 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ	50
2 出資金	51
ガバナンス	
1 ガバナンス	52
2 財務報告に係る内部統制の評価	54
3 内部監査	55
一般勘定と管理勘定	56
リスク管理	
1 リスク管理全般	58
2 個別リスク管理	59
コンプライアンス(法令等遵守)	
1 基本的な考え方	65
2 コンプライアンス体制	65
ディスクロージャー	
1 情報開示に関する基本姿勢	66
2 情報開示資料	66

4章 機構の役割及び今後のあり方

地方債制度における機構の役割	67
機構の業務のあり方検討	72

5章 機構の財務状況

財務諸表	76
参考情報	104

6章 参考資料・機構データ

参考資料	110
機構データ	
沿革	133
組織図	134
役員・所在地	135



1
2



3
4



地域の未来を拓く使命に邁進します。

1章 事業概況

2章 業務の紹介

3章 業務運営体制

4章 機構の役割及び今後のあり方

5章 機構の財務状況

6章 参考資料・機構データ



5 9
6 10



13



7 11
8 12



- 1 富山県魚津市星の杜小学校 (公共施設等適正管理推進事業)
- 2 福岡県宮若市光陵グリーンスタジアム (合併特例事業)
- 3 千葉県千葉市動物公園 (観光事業)
- 4 新潟県長岡市トキと自然の学習館 (合併特例事業)
- 5 神奈川県厚木市立病院 (病院事業)
- 6 東京都小平市なかまちテラス (地域活性化事業)
- 7 長野県小諸市こもテラス (公共施設等適正管理推進事業)
- 8 山形県東根市東の杜 (地域活性化事業)
- 9 千葉県木更津市金田配水場 (水道事業)
- 10 大分県中津市三光地区農業集落排水施設処理場 (下水道事業)
- 11 徳島県鳴門市避難施設トリーデなると (緊急防災・減災事業)
- 12 高知県南国市津波避難施設久枝北タワー (旧緊急防災・事業センター)
- 13 沖縄県石垣市石垣島離島ターミナル (港湾整備事業)

理事長挨拶

環境が目まぐるしく変化する時代に
地域の未来を拓くための
確かな力でありたい。



地方公共団体金融機構
理事長

佐藤 文俊

Message 2022

Withコロナにおける地方経済の発展を 金融とデジタル技術の両面で支援

地方公共団体金融機構は、地方公共団体に対して長期かつ低利の資金を融通することを主たる任務として、全地方公共団体の出資の下、法律に基づき設立された地方共同法人です。

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を振るった一年となりました。また、米国では昨年11月から金融政策における量的緩和策の縮小が開始されています。さらに、ロシアによるウクライナ侵略と、それに対する経済制裁、エネルギー価格の一層の高騰なども、世界経済に大きな影響を及ぼしております。日本においても、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が政府によってとりまとめられ、関連する補正予算及び令和4年度当初予算が編成されました。

当機構においては、令和4年度地方債計画において令和3年度比で機構資金の充当が2倍強となった公共施設等適正管理推進事業債や、初めて機構資金が充当されることとなった辺地対策事業債について、適切に貸付けを行うこととしています。これらは地方公共団体からの強い要望に基づくものであり、「共助」としての機構資金に対する地方公共団体の期待に応える内容であると考えています。

また、資金調達においては、調達条件の不断の改善に努め、グリーンボンドの発行など、ESG投資の動向も踏まえつつ、地方公共団体の資金需要に適時適切に対応してまいります。

地方支援業務においては、個別団体の状況や要請に応じて、個別市区町村等にアドバイザーを派遣する「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を引き続き着実に実施することに加え、eラーニングの一層の拡大や財政分析チャート「New Octagon」の分析内容の拡充など、ICT技術の活用により、充実を図ってまいります。

地方公共団体に寄り添い 変わらぬ使命を全うする

当機構は、今後とも、経営理念及びキャッチフレーズ（「金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く」）の下、機構及び地方公共団体を取り巻く環境が大きく変化する中、地方公共団体の幅広い意見や課題、ニーズを十分踏まえ、地方共同の資金調達機関として求められる役割を果たし、機構自身の信用力に直結する課題でもある地方公共団体の健全な財政運営にも貢献できるよう、さらなる努力を重ねてまいりますので、関係各位の御協力・御支援を宜しくお願い申し上げます。

プロフィール

Profile

目的

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与すること。

シンボルマーク



当機構が業務を遂行する上で求められる「安定感」、「安心感」、「信頼感」を象徴する3つのブロックが集まって1つの円を形作ること、機構の設立・運営における全地方公共団体の結束を表しています。

- ・長期・低利の資金を安定的に供給するという「安定感」
- ・地方財政の健全化と住民福祉の向上に寄与するという「安心感」
- ・地方公共団体の信頼や資本市場における信認を得るという「信頼感」

法人名	名	： 地方公共団体金融機構（略称：地方金融機構）
英 文 名	称	： Japan Finance Organization for Municipalities (JFM)
設 立	立	： 平成20年8月1日（平成21年6月1日改組）
根 拠	法	： 地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）
所 在 地	地	： 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館
理 事 長	長	： 佐藤文俊
出 資 金	金	： 166億円（全都道府県、市区町村等による出資）
職 員 数	数	： 92人（令和4年4月現在）
令 和 3 年 度 末		
貸 付 残 高	高	： 23兆5,508億円
令 和 3 年 度 末		
債 券 発 行 等 残 高	高	： 20兆5,061億円
格 付	付	： S&P:A+
		Moody's:A1
		R&I:AA+（令和4年3月31日現在）

経営理念

Philosophy

地方公共団体金融機構は、
全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、
金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、
次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。



1 地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

2 資本市場における確固たる信認の強化

適切ナリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

3 強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切ナリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

1章

事業概況



一般廃棄物処理事業

寝屋川クリーンセンター [大阪府寝屋川市]

計画の背景

ごみ焼却施設の老朽化に伴い、大量ごみの適正処理と減量、活用を担う施設建設を計画

融資の実行

一般廃棄物処理事業の融資を活用し、施設建設の原資を確保。クリーンセンターの更新を実現

効果と発展

ごみ処理とともに資源循環型社会の環境学習拠点として活用。地域社会への複合的な貢献

令和3年度事業実績

1	貸付けの実績	08
2	資金調達の実績	10
3	地方支援業務の実績	14
4	決算の概況	16

SDGs(持続可能な開発目標)

への貢献

22

令和4年度の事業実施方針

1	貸付業務	18
2	資金調達業務	19
3	地方支援業務	21
4	リスク管理及び内部統制	21
5	国庫納付	21



交通事業

フェリーとしま2 [鹿児島県十島村]

計画の背景

先代定期船「フェリーとしま」の老朽化。村民生活の質的向上を図るための運航便数増加のニーズ

融資の実行

村の財政基盤が乏しい状況で建造費用を確保するため交通事業の融資を活用。新造船誕生

効果と発展

安定した定期輸送で島の暮らしを支える生命線に。バリアフリーに配慮され利用者にも好評

1 貸付けの実績

令和3年度は、貸付計画額を2,587億円下回り、2兆2,513億円の貸付けを行いました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税等の大幅な減収に対応するため減収補填債を貸付対象事業に加え、令和3年度貸付計画において減収補填債分として6,000億円を計上しましたが、その実際の貸付額が4,585億円となったこと等によるものです。

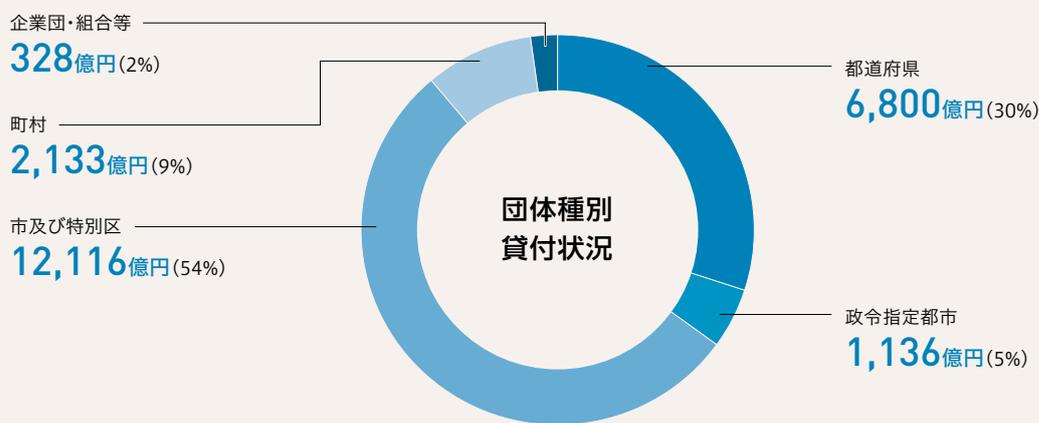
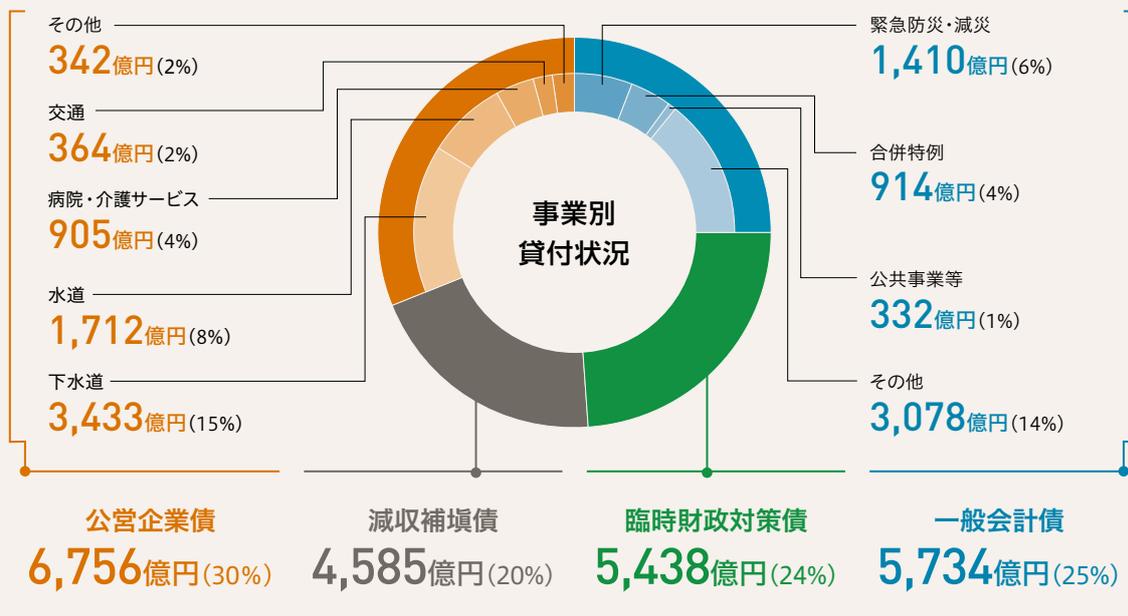
なお、貸付額の内訳は、緊急防災・減災事業や合併特例事業等の一般会計債5,734億円(全体の25%)、臨時財政対策債5,438億円(全体の24%)、減収補填債4,585億円(全体の20%)、下水道事業や水道事業等の公営企業債6,756億円(全体の30%)となっています。

令和3年度事業別貸付状況

項目	貸付件数	貸付額	
			構成比
一般会計債			
公共事業等	485件	332億円	1.5%
公営住宅事業	120件	115億円	0.5%
学校教育施設等整備事業	177件	93億円	0.4%
社会福祉施設整備事業	178件	79億円	0.4%
一般廃棄物処理事業	50件	36億円	0.2%
一般補助施設整備等事業 ^(*)	8件	6億円	0.0%
一般事業	73件	50億円	0.2%
地域活性化事業	124件	71億円	0.3%
防災対策事業	387件	102億円	0.5%
地方道路等整備事業	320件	223億円	1.0%
合併特例事業	342件	914億円	4.1%
緊急防災・減災事業	1,467件	1,410億円	6.3%
公共施設等適正管理推進事業	478件	793億円	3.5%
緊急自然災害防止対策事業	1,254件	944億円	4.2%
過疎対策事業	903件	565億円	2.5%
計	6,366件	5,734億円	25.5%
公営企業債			
水道事業	1,340件	1,712億円	7.6%
工業用水道事業	52件	72億円	0.3%
交通事業	28件	364億円	1.6%
電気事業・ガス事業	37件	78億円	0.3%
港湾整備事業	25件	22億円	0.1%
病院事業・介護サービス事業	455件	905億円	4.0%
市場事業・と畜場事業	45件	154億円	0.7%
下水道事業	2,738件	3,433億円	15.3%
観光その他事業	19件	17億円	0.1%
計	4,739件	6,756億円	30.0%
被災施設借換債	-	-	0.0%
臨時財政対策債	714件	5,438億円	24.2%
減収補填債	486件	4,585億円	20.4%
合計	12,305件	22,513億円	100.0%

(注)項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

(*)一般補助施設整備等事業債は、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行するものを対象としています。



令和3年度貸付額

2兆2,513億円

※四捨五入により計が一致しないことがあります。

2 資金調達の実績

1. 調達額

令和3年度は2兆1,429億円の資金調達を行いました。そのうち、政府保証のない地方金融機構債の発行による調達総額は1兆8,760億円、また、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための、既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えを行うための政府保証債の発行による調達総額は1,604億円となりました。それに加え、長期借入による調達を1,065億円行いました。

地方金融機構債のうち、公募債の発行総額は、1兆3,420億円となっており、10年債、20年債、5年債及び30年債といった定例債の定期的・計画的な債券発行と、FLIP債及び国外債（MTNプログラムによる外貨建債券）といった弾力的・機動的な債券発行を組み合わせることで、安定的かつ柔軟な資金調達に努めました。

このうち、国内債については、総額9,820億円を発行しました。市場環境が大きく変動する中でフレックス枠を活用し、10年債、20年債、5年債、30年債及びFLIP債を当初計画額から増額して発行しました。国外債については、MTNプログラムに基づき、ベンチマーク債として、令和3年4月に米ドル建て5年債12.5億米ドル及び9月にユーロ建て10年債10億ユーロ（計2,660億円相当[※]）を、令和4年1月に当機構3回目となるグリーンボンドを初の米ドル建てで3年債7.5億米ドル（858億円相当[※]）をそれぞれ発行しました。個人向け売出外債は米ドル建て及び豪ドル建てで計83億円相当[※]発行しました。

このほか、地方公務員共済組合連合会等（地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会）の引受けによる債券を5,340億円発行しました。

この結果、令和3年度末において、公営企業金融公庫から承継した債券及び政府保証債を含めた機構債券の発行残高は2兆1,066億円、借入金の残高は3,995億円となっています。

（注1）債券発行額については、発行価額ベースの金額を億円未満四捨五入で記載しています。

（注2）機構債券の発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額（額面金額ベース）を記載しています。

※条件決定時の為替レートにより換算、億円未満を四捨五入した金額を記載しています。

令和3年度 資金調達実績額

1 地方金融機構債（政府保証のない債券）

(1) 公募債

債券の種類	計画額（当初）	実績額
国内債	7,700億円	9,820億円
10年債	2,800億円	3,900億円
20年債	1,100億円	1,250億円
5年債	200億円	350億円
30年債	200億円	300億円
スポット債	-	-
FLIP債	3,400億円	4,020億円
国外債	3,500億円	3,600億円
フレックス枠	2,750億円	-
計	13,950億円	13,420億円

※フレックス枠は、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用しています。

※実績額には、各種債券の額にフレックス枠からの充当分を含んでいます。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	計画額(当初)	実績額
地共連引受債	3,000億円	3,000億円
10年債	1,500億円	1,500億円
20年債	1,500億円	1,500億円
地共済引受債	2,300億円	2,340億円
10年債	1,100億円	1,125億円
20年債	1,200億円	1,215億円
計	5,300億円	5,340億円

※地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。
地共済引受債は、地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

計画額	実績額
750億円	1,065億円

3 政府保証債

債券の種類	計画額(当初)	実績額
4年債	2,400億円	1,604億円
計	2,400億円	1,604億円

※計画額については、12月に見直しを行い、1,600億円に減額しています。

参考

FLIP (Flexible Issuance Program :柔軟な起債運営)債の概要

FLIP債は、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに応じ、発行額や発行年限等を柔軟かつ迅速に設定し、機動的に発行する機構独自の債券です。

平成21年度から発行を開始し、令和3年度には計62件4,020億円を発行しました。発行額は最小30億円、最大250億円となっています。

債券の年限	投資家の指定する年限。ただし、状況により対象となる発行年限を制限する場合がある。(原則、満期一括固定利付債の場合、5年、10年、20年及び30年は除く)		
1回の発行額	30億円以上		
令和3年度年限別発行実績	2年～10年	42件	3,360億円
	11年～20年	18件	600億円
	21年～40年	2件	60億円

スポット債の概要

スポット債は、市場のニーズに対応し、原則、10年債、20年債、5年債及び30年債という定例債とは異なる年限で、主幹事方式により機動的に発行する債券です。

MTNプログラムの概要

MTN (Medium Term Notes)プログラムとは、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成し、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで、海外市場において機動的な債券発行を行うことができる仕組みです。機構では、グローバル債の発行が可能なグローバル MTNプログラムを設定しています。

令和3年度には、ベンチマーク債20億米ドル(うち7.5億米ドルはグリーンボンド)及び10億ユーロ、並びに個人向け売出外債0.52億米ドル及び0.28億豪ドルを発行しました。

設定	平成23年1月	上場	ルクセンブルク証券取引所(非規制市場)	
保証	非政府保証	通貨別発行残高	米ドル	145.56億米ドル
発行限度額	3兆円		ユーロ	20.8億ユーロ
通貨	マルチカレンシー		豪ドル	15.84億豪ドル
準拠法	英国法		ニュージーランドドル	0億ニュージーランドドル

2. 発行条件

機構が定例的に発行している国内公募債については、日本銀行の「長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）付き量的・質的金融緩和政策」のもと、低金利環境での発行となりました。

10年債については、金融機関の日銀担保ニーズやキャッシュ潰しニーズ等を背景に、良好な需給環境が継続しました。そのため、対国債スプレッドは5月及び6月にそれぞれ1.0bpずつタイト化し、以降は3月まで国債対比6.0bpでの発行が継続しました。

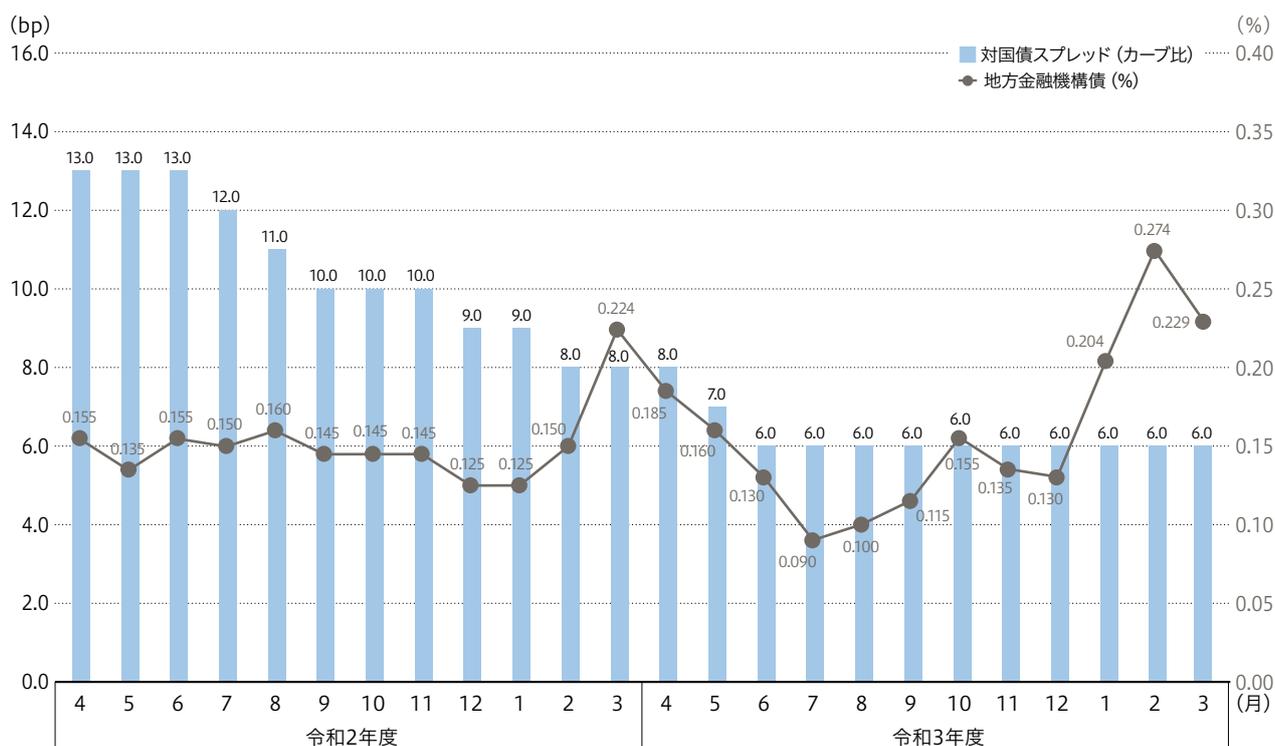
この間、利回りについては0.090%～0.274%程度で推移しました。

5年債については、マイナス利回りで推移した同年限の国債の代替としての需要が、20年債及び30年債については、利回りを求める需要がそれぞれ堅調であったことから、タイトなスプレッドで推移しました。

国外債については、海外プライマリー市場やセカンダリー市場におけるクレジット・スプレッド水準を参考に、市場環境及び投資家需要に基づいた条件で発行しています。

※令和3年度における各債券の発行条件については129頁～132頁を参照

① 地方金融機構債（10年債）の利回り及びスプレッド推移

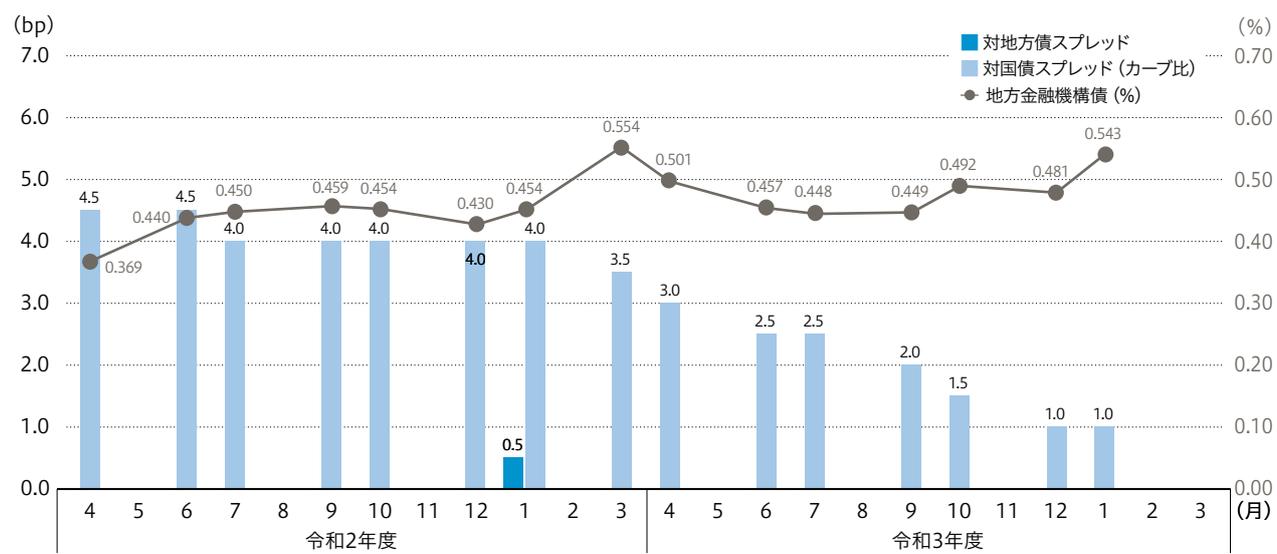


※地方金融機構債（10年債）は、原則として10年国債入札の1週間後に条件決定を行っています。

カーブ比 (bp) は機構が独自に算出した理論値です。

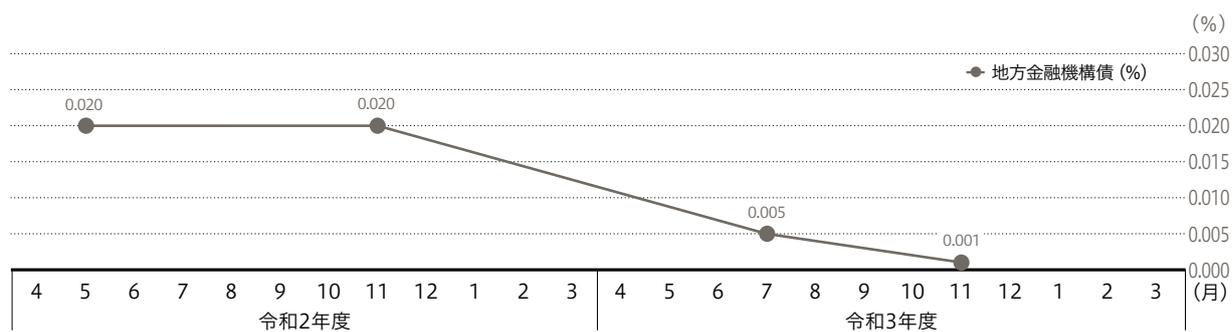
対地方債スプレッド差はありません。

② 地方金融機構債（20年債）の利回り及びスプレッド推移



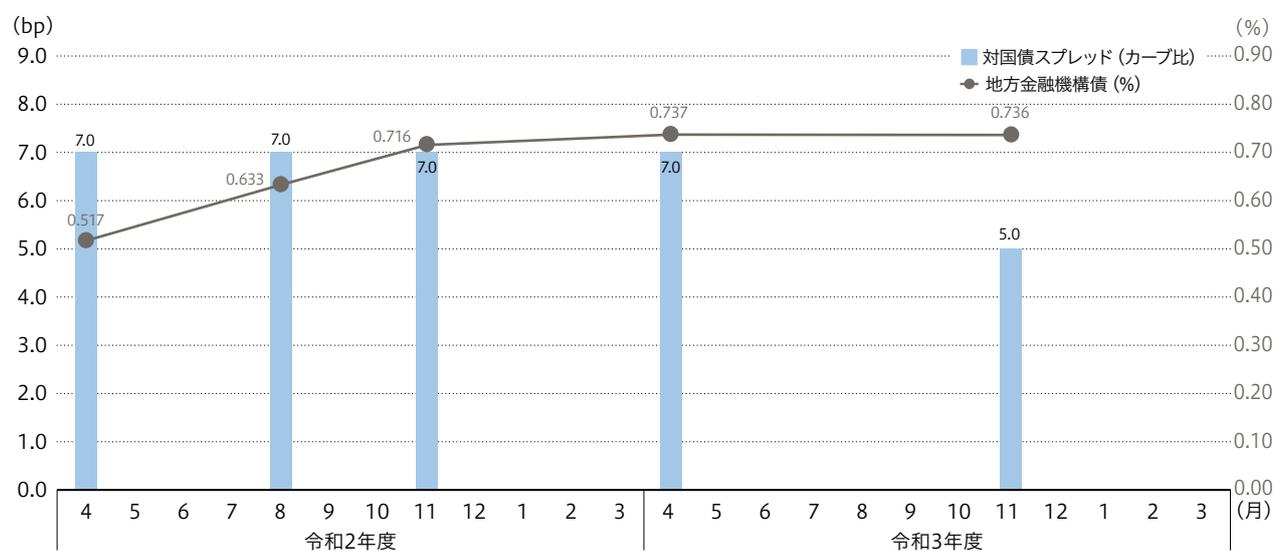
※カーブ比 (bp) は機構が独自に算出した理論値です。
対地方債スプレッドは、同月に条件決定した地方債との比較です。

③ 地方金融機構債（5年債）の利回り推移



※絶対値によるプライシングを実施しています。
対地方債差はありません。

④ 地方金融機構債（30年債）の利回り及びスプレッド推移



※カーブ比 (bp) は機構が独自に算出した理論値です。
対地方債スプレッド差はありません。

3 地方支援業務の実績

1. 調査研究

■JFM・GRIPS連携プロジェクト

地方公共団体の財政運営が直面する政策課題が大きく変化する中で、国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）と連携し、「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマに教育及び調査研究に関するプロジェクトを実施しました。

<教育事業>

- ・GRIPSに「地方財政特論」の科目を新たに設置し、ゲストスピーカーによる最新の知見・実例に基づいた実践的な講義を実施

<調査研究事業>

- ・調査研究会を設置し、「新時代における地域に貢献するひとつづくり」をテーマに有識者などによる調査研究を実施

■地域金融に関する調査研究

地方公共団体における銀行等引受債の発行状況及び公金取扱手数料の水準に関する実態調査を実施しました。

■諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度や、諸外国の地方公共団体向け地方債資金共同調達機関の最新の動向等について専門機関との連携を図りつつ調査研究を実施しました。

2. 人材育成・実務支援

■地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と機構の共同事業として、4つの政策テーマについて、市区町村等にアドバイザーを継続的に派遣する事業を創設し、団体の状況や要請に応じて、約460件について支援を行い、1,400回を超える派遣を行いました。

<アドバイザーを派遣した政策テーマ>

- ①公営企業の経営戦略の策定・経営改善
- ②公営企業会計の適用
- ③地方公会計の整備
- ④公共施設等総合管理計画の見直し(公共施設マネジメント)

■JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー

地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関するテーマについて、先進的な取組を行っている団体からの報告、総務省からの制度等の解説等を織り込んだセミナーについて、集合形式での開催を中止し、10～3月にeラーニングにより講義を配信しました。

■行財政研修会東京セミナー

首長や地方公共団体の幹部職員等を対象としたセミナーを地方行財政調査会及び時事通信社と共同で、集合形式で実施するとともに動画配信（ライブ、オンデマンド）を行いました。

令和3年7月21日 テーマ「コロナ禍と自治体経営」

■資金調達入門研修

初めて資金調達業務に携わる職員を対象として、資金調達に関する基本的な事項（制度編・金融編・経済編）の研修について、集合形式での開催を中止し、4～6月は動画配信、10～3月はeラーニングにより講義を配信しました。



■資金運用入門研修

初めて資金運用業務に携わる職員を対象として、資金運用に関する基本的な事項（資金運用のリスクと管理等）の研修について、集合形式での開催を中止し、7～3月にeラーニングにより講義を配信しました。

■宿泊型専門研修

地方公共団体の職員が財政運営や資金調達、資金運用等を行う上で必要不可欠な財政・金融知識を習得するための短期集中型研修を、研修機関と共同で開催予定としていましたが、中止し、資金調達入門研修・資金運用入門研修の動画配信及びeラーニングの視聴を推奨しました。

■出前講座

地方公共団体の個別ニーズに応じて、自治体ファイナンス・アドバイザー等を講師として派遣し、資金調達や資金運用、財政運営等に関するオーダーメイド型の講義を、WEB会議システムによるオンライン形式を中心に約20件実施しました。

主な講義内容

講義名	内容
地方債の金利総論	地方債の金利の見方や、ものさしとなるさまざまな金利を解説。
地方債の借入交渉	金融機関との借入交渉のやりとりを映像で見ながら、借入交渉のポイントを解説。
資金運用のリスクと管理	預金・債券等の金融商品のリスクと管理手法について解説するとともに、資金管理の取組事例や運用手法等を紹介。
銀行を理解しよう	銀行業務や決算の概要、指定金融機関制度等を解説。
財政分析と地方債管理	財政分析チャート「New Octagon」による財政分析の手法を紹介するとともに、財政運営と地方債管理のポイントについて解説。
公営企業改革と公営企業決算の見方	公営企業改革の動きと公営企業の決算分析の手法について解説。

■自治体ファイナンス・アドバイザーによる実務支援

金融実務に精通した自治体ファイナンス・アドバイザー等が、地方公共団体の資金調達、資金運用等における課題や疑問の解決に向け、電話やメール、WEB会議システムによるオンライン形式により、きめ細かなアドバイスを提供しました。

<主な相談事例>

- ・銀行等引受債の発行に係る入札方式や金融機関との交渉に関するアドバイス
- ・金利見直し方式による借入についての金融機関との交渉に関するアドバイス
- ・基金の債券による運用手法に関するアドバイス
- ・資金管理・資金運用の方針や計画に関するアドバイス
- ・LIBOR公表停止に派生した課題に関するアドバイス

3. 情報発信

市町村が自らの財政状況を分析できる財政分析チャート「New Octagon」について、「人件費」と「元金償還」の2項目に関する分析ツールをリリースしました。また、政策課題の解決に資するため提供している先進事例検索システムについて、事例を追加し、あわせて視認性、操作性が向上するようホームページのリニューアルを行うなど、充実を図りました。そのほか、地方公共団体の資金調達等の実務を行う際に役立つ経済・金融データ、金融知識、取組事例、学習用教材等を提供するなど、ホームページ等を効果的に活用して情報発信を強化しました。

4 決算の概況

1. 損益の状況

経常収益は、国内の長期金利が低位で推移した影響から貸付金利息が減少したこと等により、前年度と比べて240億円減少し2,358億円となりました。

経常費用についても、経常収益と同様の影響から債券利息が減少したこと等により、前年度と比べて161億円減少し1,255億円となりました。

この結果、経常利益は前年度と比べて79億円減少し1,103億円となりました。

機構においては法令の規定に基づき、債券の借換えによって生じた収益は金利変動準備金等に積み立てることとされており、これらの積立て等を行った結果、当期純利益は前年度と比べて48億円増加の322億円となりました。

2. 資産・負債・純資産の状況

令和4年3月末の資産総額は、令和3年3月末と比べて227億円減少し24兆8,348億円となりました。これは、現金預け金が7,529億円減少したこと等によるものです。

令和4年3月末の負債総額は、令和3年3月末と比べて502億円減少し24兆4,667億円となりました。これは、債券が3,077億円減少したこと等によるものです。

令和4年3月末の純資産総額は、令和3年3月末と比べて274億円増加し3,681億円となりました。これは、令和3年度における一般勘定の当期純利益322億円を一般勘定積立金として計上したこと等によるものです。

なお、近年における決算主要項目の推移は下記のとおりです。

決算主要項目の推移

1. 損益

(単位:百万円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度増減額
経常収益	289,727	259,923	235,867	△ 24,055
経常費用	160,663	141,675	125,548	△ 16,126
経常利益	129,063	118,247	110,319	△ 7,928
当期純利益	25,767	27,388	32,263	4,874

2. 資産・負債・純資産

(単位:百万円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度増減額
資産総額	24,346,700	24,857,606	24,834,865	△ 22,740
貸付金	23,399,615	23,144,389	23,550,819	406,430
有価証券	365,500	593,000	920,000	327,000
現金預け金	557,437	1,106,432	353,491	△ 752,940
その他上記以外	24,147	13,785	10,554	△ 3,230
負債総額	24,022,803	24,516,985	24,466,761	△ 50,223
債券	20,013,462	20,410,767	20,103,035	△ 307,731
借入金	203,000	294,000	399,500	105,500
金融商品等受入担保金	58,073	33,480	147,451	113,971
地方公共団体健全化基金	920,287	920,287	920,287	-
特別法上の準備金等	2,822,777	2,853,636	2,891,692	38,056
金利変動準備金	2,200,000	2,200,000	2,200,000	-
公庫債権金利変動準備金	605,607	640,921	682,675	41,754
利差補てん積立金	17,169	12,714	9,017	△ 3,697
その他上記以外	5,202	4,813	4,794	△ 19
純資産総額	323,896	340,621	368,104	27,482

※単位未満切り捨てのため、計が合わないことがあります。

1 貸付業務

機構の令和4年度貸付計画額は、令和4年度の地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分1兆7,461億、東日本大震災分3億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、1兆6,700億円を計上しました。令和3年度貸付計画額2兆5,100億円から8,400億円・33.5%の減となりました。

■機構の貸付計画額

	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
貸付計画額	16,700億円	25,100億円	△8,400億円	△33.5%

■令和4年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

事業等名	区分	令和4年度 計画額(A)	令和3年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)=(C)	増減率 (C)/(B)×100	【参考】
						令和4年度 地方債計画計上額
一般 会 計 債	公共事業等	320	317	3	0.9	361
	公営住宅事業	112	124	△12	△9.7	125
	学校教育施設等整備事業	65	81	△16	△19.8	146
	社会福祉施設整備事業	80	90	△10	△11.1	91
	一般廃棄物処理事業	57	66	△9	△13.6	110
	一般事業	59	60	△1	△1.7	83
	地域活性化事業	85	107	△22	△20.6	86
	防災対策事業	115	134	△19	△14.2	138
	地方道路等整備事業	225	257	△32	△12.5	303
	合併特例事業	843	933	△90	△9.6	803
	緊急防災・減災事業	1,285	1,453	△168	△11.6	1,678
	公共施設等適正管理推進事業	1,065	831	234	28.2	2,088
	緊急自然災害防止対策事業	961	870	91	10.5	1,007
	辺地対策事業	16	-	16	皆増	16
	過疎対策事業	656	594	62	10.4	730
	計	5,944	5,917	27	0.5	7,765
臨時財政対策債		3,834	6,014	△2,180	△36.2	2,350
減収補填債		-	6,000	△6,000	皆減	-
(一般会計債等分 計)		9,778	17,931	△8,153	△45.5	10,115
公 営 企 業 債	水道事業(上水道)	1,935	1,963	△28	△1.4	2,018
	水道事業(簡易水道)	85	74	11	14.9	89
	交通事業(一般交通)	28	28	0	0.0	33
	交通事業(都市高速鉄道)	296	261	35	13.4	360
	病院事業	1,093	1,004	89	8.9	1,296
	下水道事業	3,203	3,593	△390	△10.9	3,320
	工業用水道事業	79	74	5	6.8	77
	電気事業	53	36	17	47.2	58
	ガス事業	14	13	1	7.7	16
	介護サービス事業	14	11	3	27.3	17
	市場事業	76	88	△12	△13.6	31
	と畜場事業	2	1	1	100.0	1
	駐車場事業	4	2	2	100.0	1
	小計	6,882	7,148	△266	△3.7	7,317

(単位：億円、%)

事業等名		区分	令和4年度 計画額(A)	令和3年度 計画額(B)	差引 (A) - (B) = (C)	増減率 (C)/(B)×100	【参考】 令和4年度 地方債計画計上額
公営 企業債	港湾整備事業		24	19	5	26.3	29
	観光施設事業・ 産業廃棄物処理事業		16	2	14	700.0	3
	小計		40	21	19	90.5	32
	計		6,922	7,169	△247	△3.4	7,349
計			16,700	25,100	△8,400	△33.5	17,464 (前年度比△20.0%)

(注) 1 事業等名は、令和4年度地方債計画に基づき区分した。

(注) 2 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。

(注) 3 地方債務計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計3億円を計上した。

(注) 4 上記のほか、次のものを貸付の対象とする。

・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

■地方債計画における機構資金

	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増減 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
機構資金	17,464億円	21,826億円	△4,362億円	△20.0%
(内訳)				
一般会計債	7,765億円	6,554億円	1,211億円	18.5%
公営企業債	7,349億円	7,525億円	△176億円	△2.3%
臨時財政対策債	2,350億円	7,747億円	△5,397億円	△69.7%

※地方債計画と貸付計画が同じ額にならないのは、地方債の発行について同意等が行われる時期と実際の貸付けを行う時期が異なるためです。

2 資金調達業務

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債(政府保証のない債券)の公募による発行を基本とし、令和4年度においては、公募債を1兆1,950億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を5,300億円発行するほか、長期借入を750億円行う予定です。

なお、資金調達の基本スタンスについては42頁をご覧ください。

※債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応します。

※発行に関する情報につきましては、ホームページ等を通じてお知らせする予定です。(URL: <https://www.jfm.go.jp/>)

■資金調達計画額

1.地方金融機構債（政府保証のない債券）

(1) 公募債

債券の種類	令和4年度	令和3年度実績
国内債	6,550億円	9,820億円
10年債	2,700億円	3,900億円
20年債	1,000億円	1,250億円
5年債	200億円	350億円
30年債	200億円	300億円
スポット債	-	-
FLIP債	2,450億円	4,020億円
国外債	3,000億円	3,600億円
フレックス枠	2,400億円	-
計	11,950億円	13,420億円

※債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応します。

※フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用します。

※令和3年度実績には、各種債券の額にフレックス枠からの充当分を含んでいます。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	令和4年度	令和3年度実績
地共連引受債	3,000億円	3,000億円
10年債	1,500億円	1,500億円
20年債	1,500億円	1,500億円
地共済引受債	2,300億円	2,340億円
10年債	1,000億円	1,125億円
20年債	1,300億円	1,215億円
計	5,300億円	5,340億円

※地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2.長期借入

令和4年度	令和3年度実績
750億円	1,065億円

※このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがあります。

3.政府保証債

債券の種類	令和4年度	令和3年度実績
4年債	-	1,604億円
計	-	1,604億円

4.合計

	令和4年度	令和3年度実績
計	18,000億円	21,429億円

3 地方支援業務

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした財政運営全般にわたる課題の解決に資するため、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させ、総合的な地方支援業務を実施します。

令和4年度は、「調査研究」について、政策研究大学院大学（GRIPS）と連携してプロジェクトに取り組むなど、専門機関と連携し、それぞれの強みを活かして相乗効果を発揮させながら取り組みます。

「人材育成・実務支援」について、個別市区町村等へアドバイザーを派遣する経営・財務マネジメント強化事業を着実に実施するなど、丁寧できめ細かい支援を実施します。また、遠隔地や小規模の団体も含めた地方支援の効果向上や感染症対応のため、eラーニング等ICT技術を積極的に活用します。

「情報発信」について、財政の健全性を確保する上で参考となる情報を、充実を図りつつ提供します。



4 リスク管理及び内部統制

健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場における確固たる信認を強化するため、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行います。

なお、金利リスクにおける具体的な対応については、60頁から62頁をご覧ください。

5 国庫納付

地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円を国庫に納付することとされ、令和4年度は500億円を納付します。

また、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から令和5年度までの6年間で総額15億円以内を国庫に納付することとされ、令和4年度においても、同繰上償還の実績に応じた額を納付します。

なお、令和3年度及び令和4年度に「地域デジタル社会推進費」の財源として予定していた総額4,000億円の国庫納付については、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用することとされました。



※詳細は57頁を参照



機構における SDGs に向けた取組

貸付事業を通じた持続可能な街づくりへの支援

地方公共団体は、人口減少社会を迎え、少子高齢化対策や地方創生事業に取り組むとともに、公共施設の更新や頻発する自然災害への対応等、さまざまな行政需要に直面しています。

機構はこれらの課題に対応するため、地域のインフラ整備や住民への行政サービスの充実等を行う地方公共団体への融資を通じ、地域の環境維持改善や持続可能な街づくりに寄与しています。

■ 機構の融資事業例及びSDGsとの関連性

下水道事業



長野県飯田市 松尾浄化管理センター

地方公共団体が経営する下水道事業、集落排水事業等
令和3年度貸付実績 803団体 3,433億円

交通事業



熊本県熊本市交通局 0800系超低床車

地方公共団体が経営するバス、都市高速鉄道、
路面電車、モノレール、船舶等の交通事業
令和3年度貸付実績 13団体 364億円

病院事業



兵庫県神戸市 兵庫県立粒子線医療センター附属 神戸陽子線センター

地方公共団体が経営する病院、診療所、
その他の医療施設による病院事業
令和3年度貸付実績 210団体 891億円

緊急防災・減災事業



地方公共団体が実施する災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備事業
令和3年度貸付実績 816団体 1,410億円



高知県黒潮町 佐賀地区津波避難タワー

教育・福祉施設等整備事業



地方公共団体が実施する学校、幼稚園等の教育施設や、児童福祉施設、老人福祉施設等の社会福祉施設の整備事業
令和3年度貸付実績 219団体 172億円



青森県弘前市 裾野小学校

地方支援業務を通じた地方公共団体への貢献

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野において、支援を実施しています。



グリーンボンドを発行

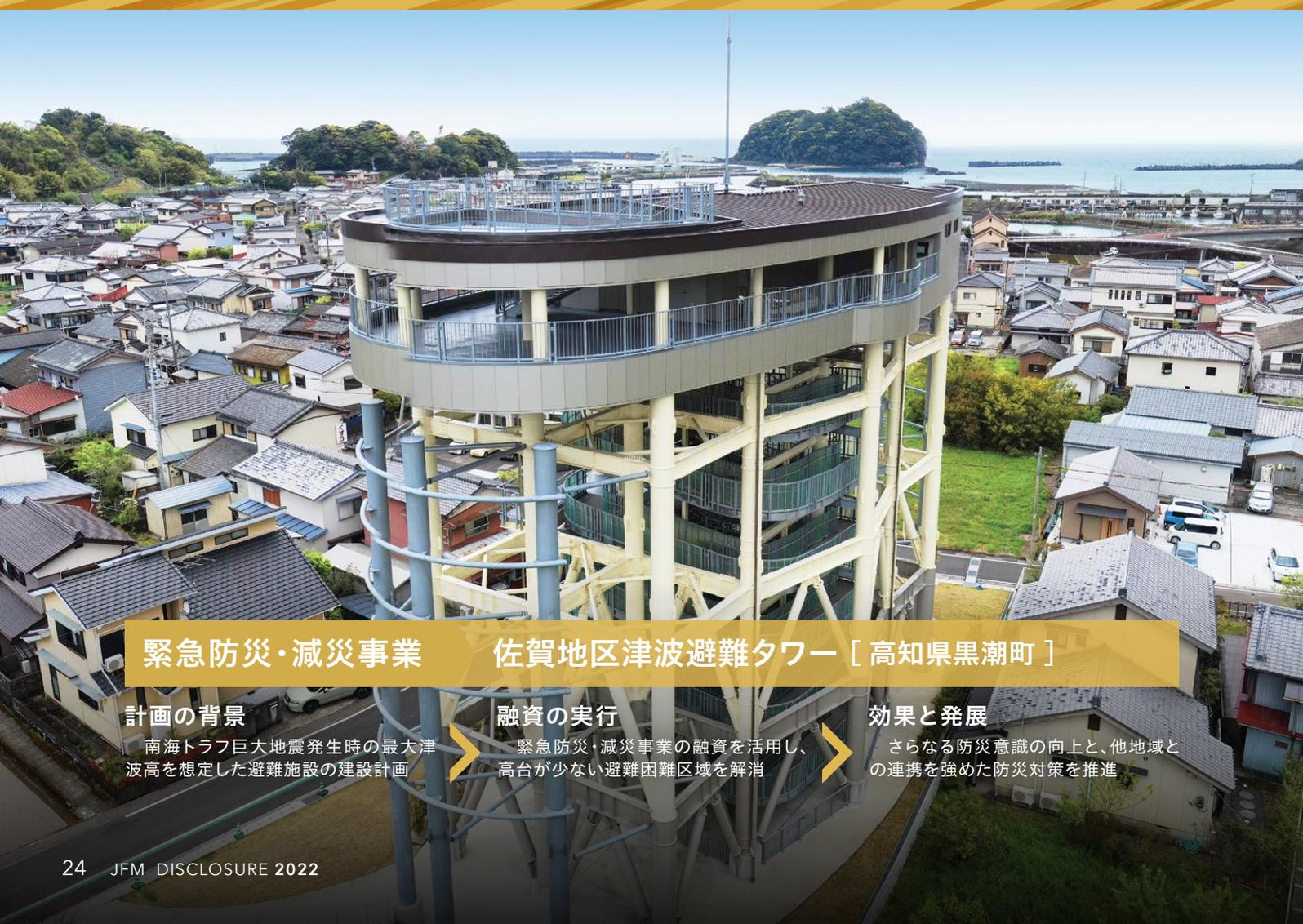
世界的なSDGsへの関心の高まりを受け、グリーンボンド(資金用途を環境に配慮した事業に限定した債券)の発行が拡大している中、機構では、令和4年1月、地方公共団体が行う下水道事業を資金用途とする3回目のグリーンボンド7.5億米ドル(858億円相当)を発行しました。また、地方公共団体の皆様にご協力いただき、機構が発行しているグリーンボンドの資金用途について、事業内容や環境改善効果等をまとめたインパクトレポートを作成するなど、地方公共団体のSDGsに関する取組を国内外の投資家に幅広く発信していきます。なお、機構のグリーンボンドは、第三者機関であるVigeo Eirisから評価を得ています。

機構のグリーンボンドについてのホームページ▶ <https://www.jfm.go.jp/ir/greenbond.html>

※SDGsとは? Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略称であり、2015年9月の国連サミットにおいて、国連加盟193カ国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標として採択されたものです。気候変動や格差などの幅広い課題の解決を目指し、17分野のゴールと具体的なターゲットとして169項目を設定しています。

2章

業務の紹介



緊急防災・減災事業

佐賀地区津波避難タワー [高知県黒潮町]

計画の背景

南海トラフ巨大地震発生時の最大津波高を想定した避難施設の建設計画

融資の実行

緊急防災・減災事業の融資を活用し、高台が少ない避難困難区域を解消

効果と発展

さらなる防災意識の向上と、他地域との連携を強めた防災対策を推進

貸付業務

1	概要	26
2	貸付利率	28
3	貸付けの審査体制	30
4	貸付実績・貸付残高	31
5	貸付対象事業の紹介	33

地方支援業務

基本姿勢	45
------	----

資金調達業務

1	機構債券の種類	41
2	資金調達の基本スタンス	42
3	機構債券の特徴	43
4	資金調達実績の推移	44

緊急防災・減災事業

トリーデなると〔徳島県鳴門市〕

計画の背景

巨大地震発生時の津波襲来を想定した避難場所の設置と有用な市民利用拠点を計画

融資の実行

緊急防災・減災事業の融資を活用し、財政負担を抑えつつ複合防災施設の建設を実現

効果と発展

防災のシンボル拠点として市民に親しまれており、同時に観光や交流の場として活用

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通しています。

1 概要

地方債計画に計上された公的資金として、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可を行った地方債に対して貸付けを行っています。

1. 貸付対象団体

貸付先は、地方公共団体のみを対象としています。

2. 貸付対象事業

貸付対象事業は、地方公共団体の実施する次の事業です。

一般会計債

- ・公共事業等
- ・公営住宅事業
- ・学校教育施設等整備事業
- ・社会福祉施設整備事業
- ・一般廃棄物処理事業
- ・一般事業
- ・地域活性化事業
- ・防災対策事業
- ・地方道路等整備事業
- ・合併特例事業
- ・緊急防災・減災事業
- ・公共施設等適正管理推進事業
- ・緊急自然災害防止対策事業
- ・辺地対策事業
- ・過疎対策事業

公営企業債

- ・水道事業
- ・工業用水道事業
- ・交通事業
- ・電気事業
- ・ガス事業
- ・港湾整備事業
- ・病院事業
- ・介護サービス事業
- ・市場事業
- ・と畜場事業
- ・下水道事業
- ・観光施設事業
- ・駐車場事業
- ・産業廃棄物処理事業

臨時財政対策債

上記のほか、東日本大震災に係る一般補助施設整備等事業債を対象としています。

3. 貸付けの種類

機構の貸付けは、次の2種類です。

○長期貸付

起債の同意又は許可を得た地方公共団体に対する、償還期限が2会計年度以上にわたる資金の貸付け

○短期貸付

当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる、一時借入金の資金の貸付け

なお、これらのほか、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための「受託貸付」も行っています。

4. 償還期限

主な貸付対象事業の償還期限は、次のとおりです。

貸付対象事業		令和4年度同意(許可)債				
		固定金利		利率見直し ^{※1}		
		償還期限	据置期間	償還期限	据置期間	
一般会計債	公共事業等 ^{※2}	年以内	年以内	年以内	年以内	
	公営住宅事業	25	5	25	5	
	教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等整備事業	25	3	25	3
		社会福祉施設整備事業	25	3	25	3
		一般廃棄物処理事業	20	3	20	3
	一般単独事業	一般事業 ^{※2}	30	5	30	5
		地域活性化事業	30	5	30	5
		防災対策事業	30	5	30	5
		地方道路等整備事業	20	5	20	5
		合併特例事業	30	5	30	5
		緊急防災・減災事業	30	5	30	5
		公共施設等適正管理推進事業	30	5	30	5
		緊急自然災害防止対策事業	30	5	30	5
	辺地対策事業 ^{※2}	30	5	40	5	
過疎対策事業 ^{※2}	30	5	40	5		
臨時財政対策債	都道府県・政令指定都市	-	-	30	3	
	市町村	-	-	20	3	
公営企業債	水道事業	30	5	40	5	
	工業用水道事業	30	5	40	5	
	交通事業 ^{※2}	30	5	40	5	
	電気事業 ^{※2}	30	5	30	5	
	ガス事業	25	5	25	5	
	港湾整備事業 ^{※2}	30	5	40	5	
	病院事業 ^{※2}	30	5	30	5	
	市場事業	30	5	40	5	
	と畜場事業	30	5	30	5	
	下水道事業	30	5	40	5	

※1 利率見直しは、借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後、30年後の見直し(ただし、臨時財政対策債については、借入後5年ごと、10年ごとの見直し)となります。

※2 当該事業のうち、償還期限及び据置期間については、それぞれ最も長い事業について記載しています。

2 貸付利率

資金調達コストに見合う貸付利率を基準利率として設定し、政策課題に応じて基準利率を引き下げた貸付利率を機構特別利率として設定しています。

1. 貸付利率

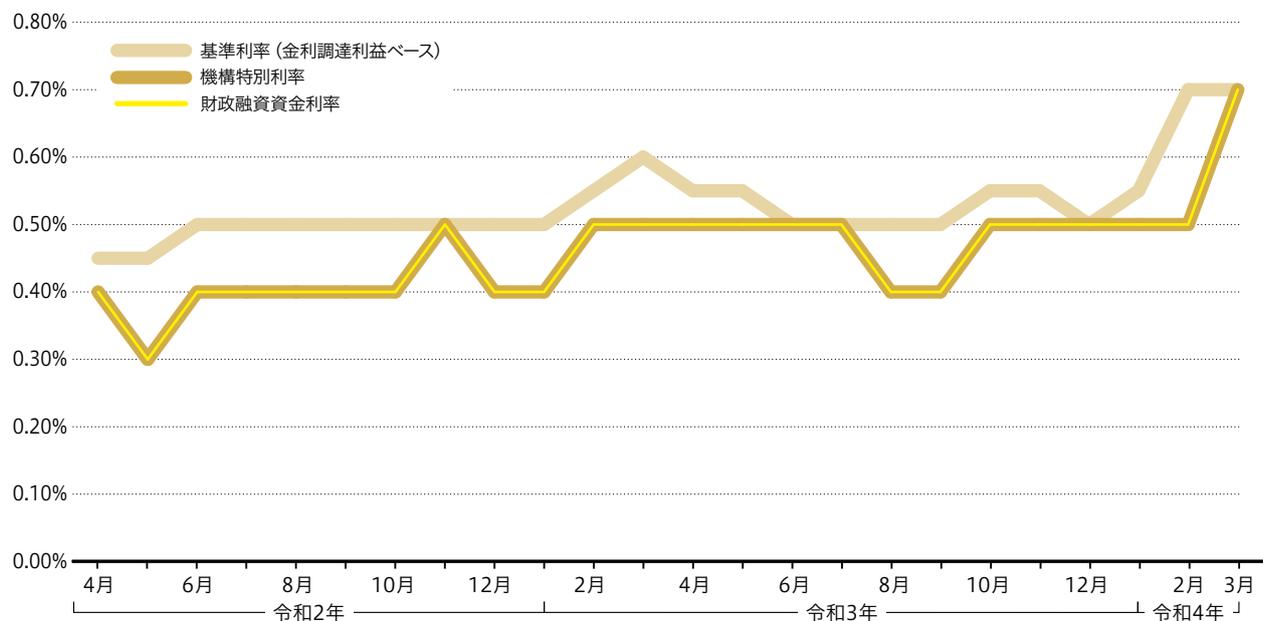
機構では、基準利率及び機構特別利率の2種類の貸付利率を設定しています。

基準利率は、収支相償の考え方に基づき、機構の資金調達コストと貸付けの利息収入とが均衡するように算出した利率です。具体的には、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のキャッシュ・フローの割引現在価値が等しくなるよう定めたもので、港湾整備事業、観光施設事業、産業廃棄物処理事業に適用されています。

機構特別利率は、地方公共団体健全化基金の運用益等及び機構自己財源を活用して、基準利率を0.35%利下げしたもので、貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債に適用されています。

なお、令和2年4月からの貸付利率の推移は次のとおりであり、機構特別利率は同時期の財政融資資金の貸付利率と同水準となっています。これは、機構の貸付利率については、同一償還条件の財政融資資金利率を下限としているためです。

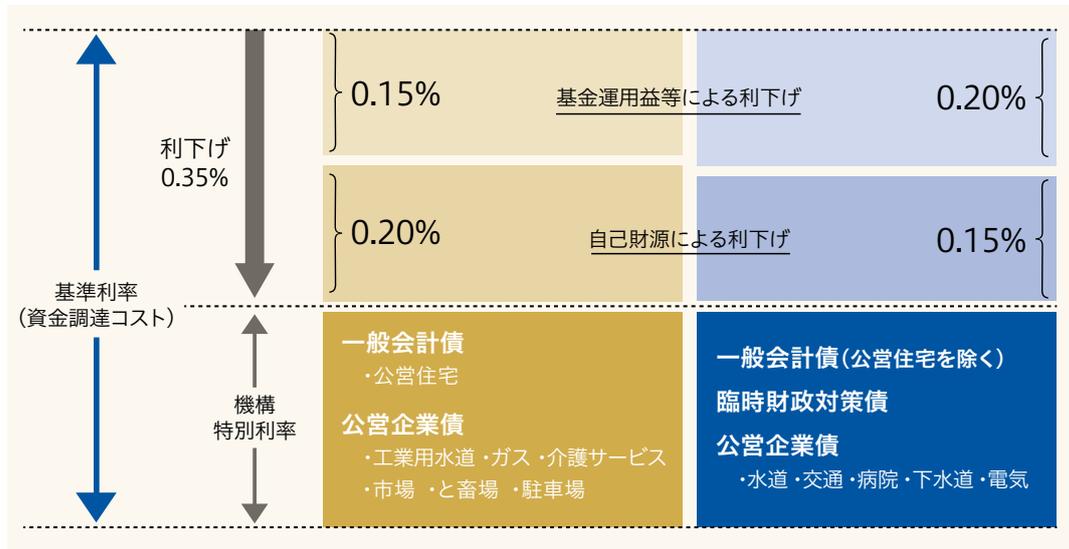
貸付利率の推移(固定金利方式、半年賦元利均等、30年償還(うち5年据置))の例



2. 公営競技納付金等による利下げ

地方公共団体が行う公営競技の収益の均てん化を目的として、地方財政法附則第32条の2の規定に基づき、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）を行う地方公共団体は、当該公営競技の収益の一部を地方公共団体金融機構に納付することとされています。

この公営競技納付金は、地方公共団体健全化基金に積み立てられ、その運用益等及び自己財源により機構特別利率と基準利率との利差を補てんしています。



※同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。
 ※事業ごとの基金運用益による利下げ幅は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成20年総務省令第87号）の規定に基づき、総務大臣が定めています。



浦和競馬



松阪競輪



飯塚オート



ボートレース徳山

3 貸付けの審査体制

機構では、地方債の同意・許可等の手続により、事業の内容、適法性、償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しています。

- ①貸付予定の地方公共団体・公営企業について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める健全化判断比率等を用いて、決算数値及び個別の財政状況等を確認します。また、必要に応じ都道府県及び市区町村等の関係部署にヒアリングを行います。
- ②貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。
- ③貸付後、全都道府県に職員が赴き、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、必要に応じヒアリング等により財政状況・経営状況を把握します。

①貸付予定団体・企業の確認

- 財政状況・経営状況の把握
- ヒアリングの実施

②貸付時における確認 借入申込書類の確認

- 同意（許可）額の把握等
- 議決・予算措置の状況確認

貸付けの実行

③貸付後の確認 現地調査の実施

- 貸付金・貸付事業の状況確認
- 財政状況・経営状況の把握

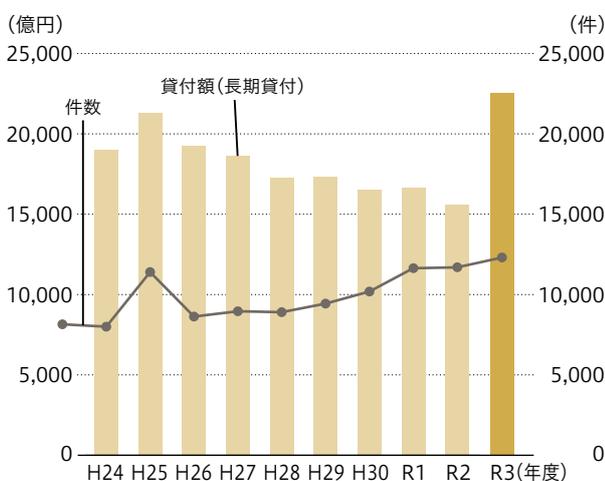
4 貸付実績・貸付残高

1. 全体の貸付実績・貸付残高の推移

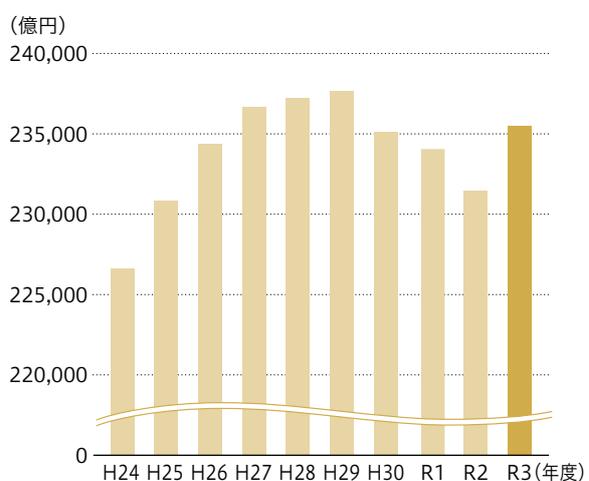
貸付額は、東日本大震災に関連する事業への貸付ニーズの高まり等から毎年増加していましたが、平成26年度には、旧緊急防災・減災事業、東日本大震災に関連する特定被災地方公共団体借換債の制度終了等により減少に転じました。

令和3年度の貸付実績は2兆2,513億円であり、令和3年度末における貸付残高は23兆5,508億円となっています。

貸付実績の推移



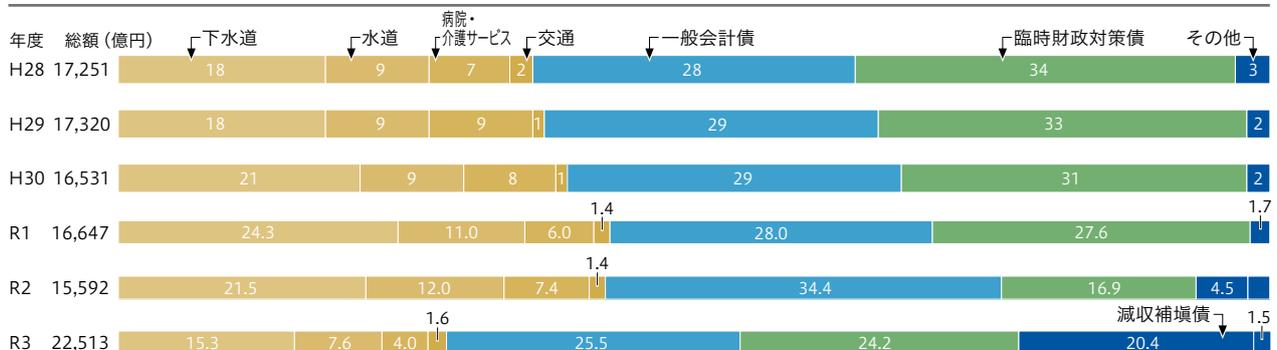
貸付残高の推移



2. 年度別・事業別貸付実績

令和3年度の事業別の貸付実績は、臨時財政対策債が最も多く5,438億円で全体の24%を占め、次いで減収補填債が4,585億円で20%、下水道事業が3,433億円で15%の順になっています。

年度別事業別長期貸付額構成比(受託貸付を除く)



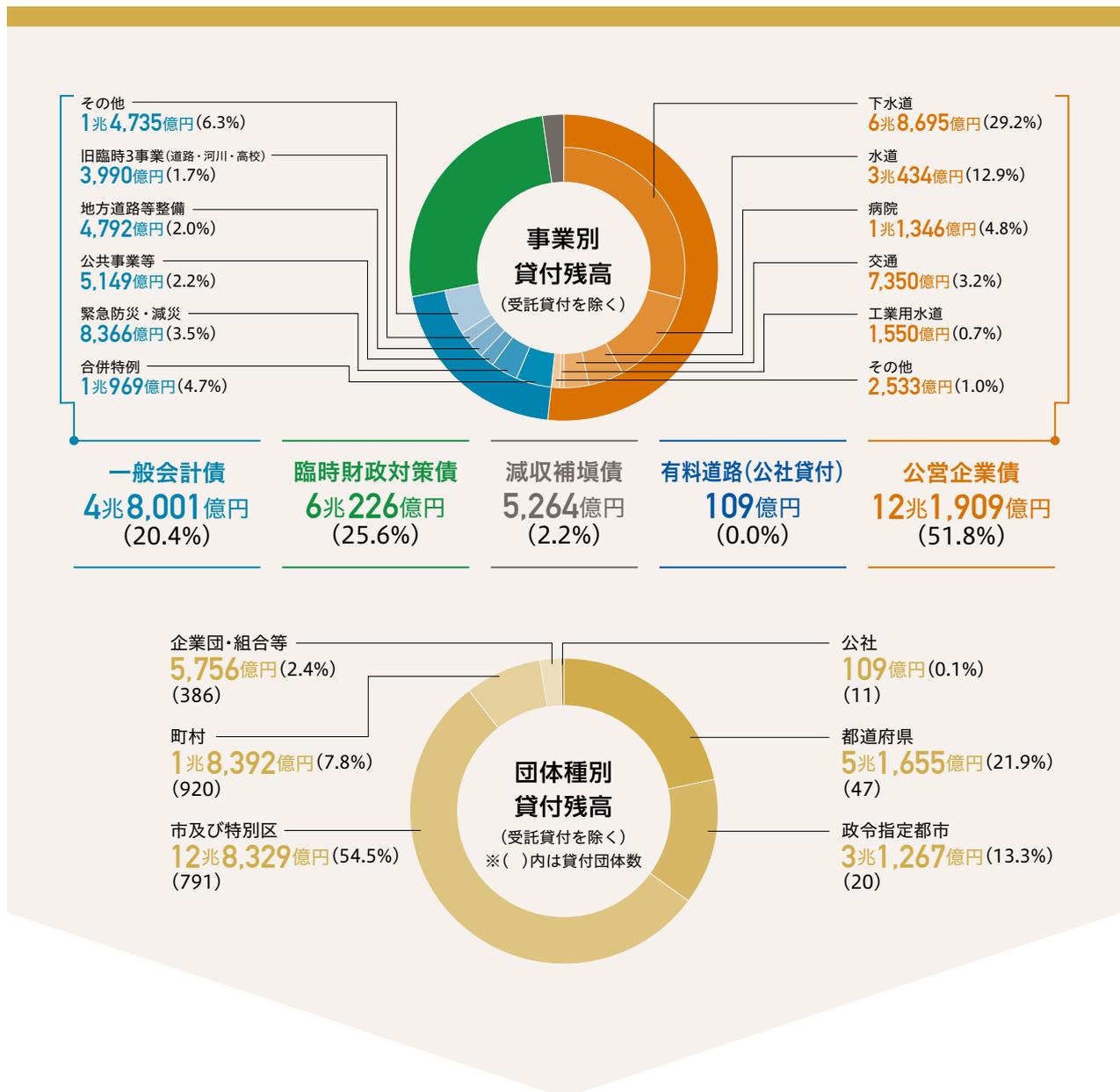
(注)項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

※一般会補助施設整備等事業債は、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行するものを対象としています。

3. 事業別・団体種別貸付残高

令和3年度末の貸付残高は23兆5,508億円で、これを事業別にみると下水道事業が6兆8,695億円で最も多く全体の29.2%を占め、次いで臨時財政対策債が6兆226億円で25.6%、水道事業が3兆434億円で12.9%の順になっています。

貸付けを行っている地方公共団体等の数は、令和3年度末現在では、全都道府県をはじめとして2,175団体に及んでいます。残高ベースでの内訳は、政令指定都市を除く市町村及び特別区が14兆6,721億円で最も多く全体の62.3%を占めています。次いで、都道府県が5兆1,655億円で21.9%、政令指定都市が3兆1,267億円で13.3%となっており、残り5,865億円が企業団・組合等及び公社で2.5%となっています。



令和3年度末貸付残高

23兆5,508億円

※四捨五入により
計が一致しないことがあります。

5 貸付対象事業の紹介

水道事業 (令和3年度貸付額 1,712億円)

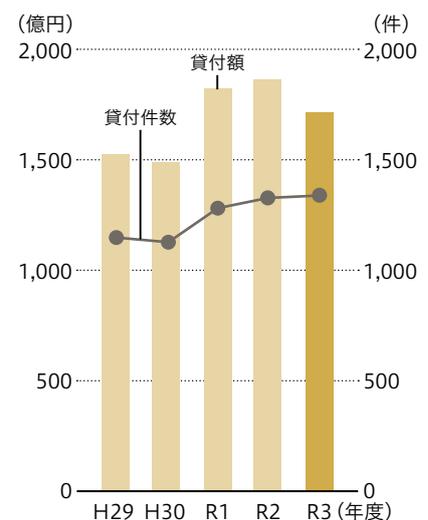


水道事業：金田配水場（千葉県木更津市）

上水道事業は、清浄で豊富廉価な水の供給による、公衆衛生の向上、生活環境の改善に重要な役割を果たしています。

令和2年度において地方公共団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む）は、1,794事業あり、年間約135億 m^3 の給水を行っており、令和2年度末における給水人口は約1億2,329万人となっています。

水道普及率は、令和2年度末で97.3%となっています。



※写真は融資事業の例ですので、令和2年度に貸し付けた事業とは限りません。

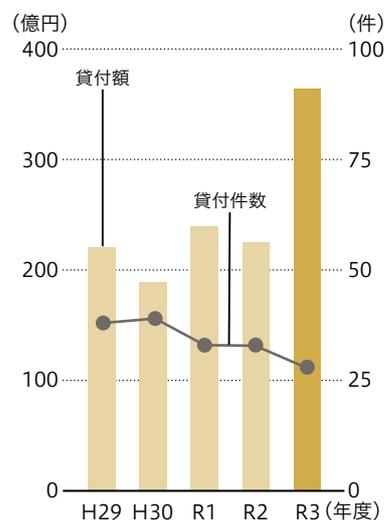
交通事業 (令和3年度貸付額 364億円)



交通事業：熊本市交通局 0800系超低床車（熊本県熊本市）

交通事業は、バス、都市高速鉄道、路面電車、モノレール、船舶等地域における交通手段の確保に、重要な役割を果たしています。

令和2年度において地方公共団体が経営する交通事業は、バス事業24事業、都市高速鉄道事業9事業、路面電車事業5事業、モノレール等事業2事業、船舶事業45事業の合計85事業あり、年間延べ約25億人（1日平均677万人）に利用されています。



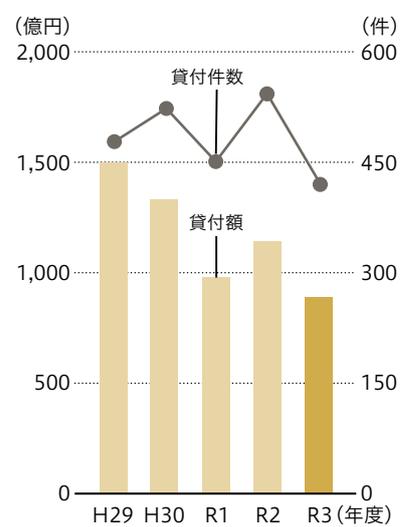
病院事業 (令和3年度貸付額 891億円[※]) ※地方独立行政法人が経営する病院事業への貸付金を含む



病院事業：厚木市立病院（神奈川県厚木市）

病院事業は、一般医療はもちろん、民間医療機関が提供することが困難な離島、山間地等のへき地医療、急速な体系的整備が必要とされる救急医療、高度医療及び結核、精神医療等の特殊医療の確保に重要な役割を果たしています。

令和2年度において地方公共団体が開設する病院事業及び公営企業型地方独立行政法人が運営する病院事業は、683事業あり、これらの事業が有する病院の数は856病院（一般病院816、精神科病院40）となっています。



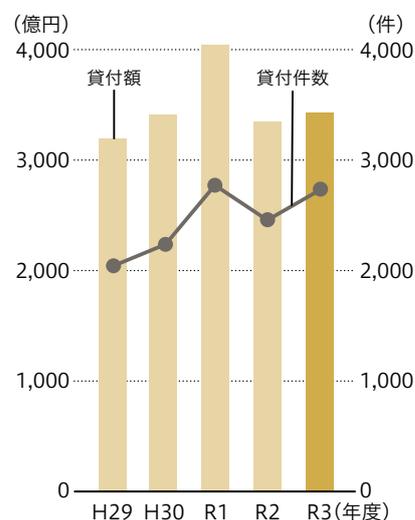
下水道事業 (令和3年度貸付額 3,433億円)



下水道事業：塩尻市浄化センター（長野県塩尻市）

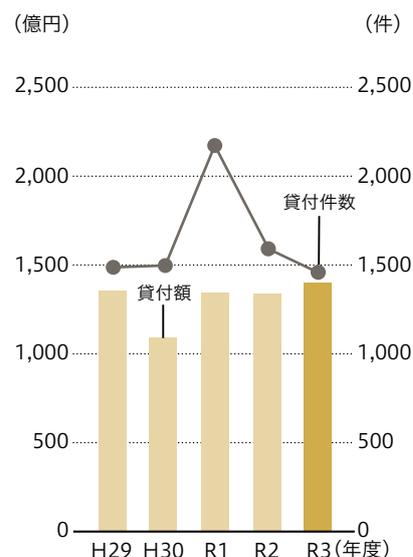
下水道事業は、汚水の処理による生活環境の改善や雨水の排除による浸水の防除、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たしています。

令和2年度において地方公共団体が経営する下水道事業は、3,606事業あり、年間総処理水量（流域下水道分を除く雨水処理水量と汚水処理水量の合計）は約153億 m^3 、令和2年度末における現在処理区域内人口は1億526万人、汚水処理人口普及率は92.1%となっています。



緊急防災・減災事業 (令和3年度貸付額 1,410億円)

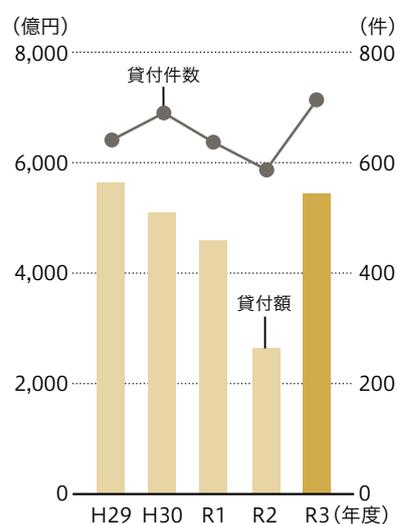
緊急防災・減災事業は、災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等が貸付対象となっています。



臨時財政対策債 (令和3年度貸付額 5,438億円)

臨時財政対策債は地方公共団体の一般財源不足を補うため、地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債です。

臨時財政対策債の発行に伴い地方公共団体が将来にわたって支払うべき元利償還金は、後年度の地方交付税としてその全額が措置されることとなっています。



■ 公共事業等 (令和3年度貸付額 332億円)

いわゆる公共事業は、国全体からみて必要とされる事業に対して、それぞれの法律や予算によって国が事業費の一部を補助、負担するか、又は国が直接事業を行うものです。そのうち地方公共団体が負担する部分が起債対象となり、機構資金については、社会資本整備総合交付金を受けて実施する道路事業等が貸付対象となります。

■ 公営住宅事業 (令和3年度貸付額 115億円)

公営住宅は、地方公共団体により建設され、令和2年度末では約237万戸が管理されています。

■ 学校教育施設等整備事業 (令和3年度貸付額 93億円)

地方公共団体が単独事業として行う高等学校(一般事業の対象となるものを除く)、幼稚園等の施設整備・用地取得造成や義務教育施設の大規模改造事業です。

■ 社会福祉施設整備事業 (令和3年度貸付額 79億円)

老人福祉施設や児童福祉施設等の社会福祉施設の整備事業です。

■ 一般廃棄物処理事業 (令和3年度貸付額 36億円)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条に規定する一般廃棄物処理施設のうち、地方公共団体が行うし尿処理施設、ごみ処理施設等の整備事業を貸付対象としています。

■ 一般事業 (令和3年度貸付額 50億円)

一般事業は、地方財政法第5条等に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されない全ての事業を対象とするものであり、機構資金については河川等事業(中小河川の整備)や臨時高等学校改築等事業(建築後15年程度を経過した高等学校の改築事業等)等が貸付対象となります。

■ 地域活性化事業 (令和3年度貸付額 71億円)

地域の経済循環の創造に資する事業及び活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏構想の推進に資する事業等、地域の活性化のための基盤整備事業を対象としています。

■ 防災対策事業（令和3年度貸付額 102億円）

地方公共団体が行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業です。

■ 地方道路等整備事業（令和3年度貸付額 223億円）

地方公共団体が単独事業として行う都道府県道、市町村道、農道、林道の整備事業です。

■ 合併特例事業（令和3年度貸付額 914億円）

合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や都道府県の構想に位置づけられた市町村の合併に伴い必要となる事業です。上水道、下水道及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費に対する一般会計からの出資や市町村振興のための基金造成等も対象となっています。

■ 公共施設等適正管理推進事業/旧公共施設最適化事業（令和3年度貸付額 793億円）

公共施設最適化事業は、地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき実施する事業であって、既存の公共施設の集約化・複合化を実施するものを対象としています。

公共施設等適正管理推進事業は、公共施設最適化事業を拡充し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）等を貸付対象としたものです。

■ 緊急自然災害防止対策事業（令和3年度貸付額 944億円）

地方公共団体が緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施する事業です。

■ 辺地対策事業（令和4年度新設）

辺地とその他の地域の間における住民生活水準差の是正を目的として実施する事業です。

■ 過疎対策事業（令和3年度貸付額 565億円）

過疎地域の市町村が過疎地域自立促進市町村計画に基づき実施する事業です。

■ 工業用水道事業（令和3年度貸付額 72億円）

令和2年度において地方公共団体が経営する工業用水道事業は、154事業251施設あり、5,719箇所の工場等に年間約42億m³を給水しています。

■ 電気事業・ガス事業（令和3年度貸付額 78億円）

令和2年度において地方公共団体が経営する電気事業は、99事業498発電所あり、発電能力は最大出力266万kW、年間発電電力量は79億kWhに達しています。

また、令和2年度において地方公共団体が経営するガス事業は、23事業あり、65万戸の家庭に年間242億MJのガスを供給しています。

■ 港湾整備事業（令和3年度貸付額 22億円）

令和2年度において地方公共団体が経営する港湾整備事業は、95事業あり、埋め立て、荷役機械、上屋、倉庫、貯木場、引船等の事業を行っています。

■ 介護サービス事業（令和3年度貸付額 13億円）

介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために必要な機械器具の整備事業を行っています。

■ 市場事業（令和3年度貸付額 150億円）

令和2年度において地方公共団体が経営する市場事業は、151事業あり、年間の取扱量は、そ菜652万トン、果実180万トン、水産物240万トン、肉類その他64万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献しています。

■ と畜場事業（令和3年度貸付額 4億円）

令和2年度において地方公共団体が経営すると畜場事業は、50事業あり、年間処理実績は308万頭となっています。

■ 観光施設事業・産業廃棄物処理事業（令和3年度貸付額 6億円）

令和2年度において地方公共団体が経営する観光施設事業は、休養宿泊事業73事業、ロープウェイ41事業、その他観光施設事業（温泉、城、資料館、動植物園等）129事業の合計243事業あります。

■ 駐車場事業（令和3年度貸付額 11億円）

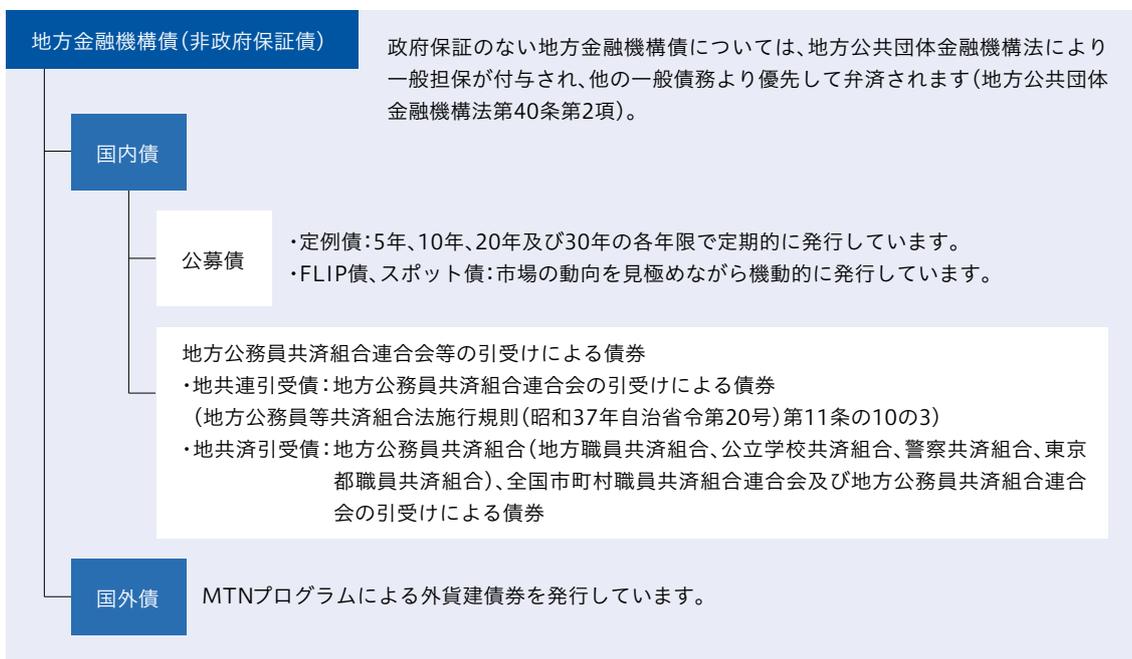
令和2年度において地方公共団体が経営する駐車場事業は、193事業606施設あり、公営駐車場の収容能力は約11万2千台、1日平均利用台数は約12万6千台となっています。

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し長期かつ低利で安定した資金を融資するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、安定的な調達を行っています。

1 機構債券の種類

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）のうち、公募による発行を基本としながら、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行や長期借入を併せて行っています。

また、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えについては、政府保証債の発行によって行っています。



政府保証債	政府保証債は、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための、既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えについて発行しています。
	なお、政府保証のない地方金融機構債と同様に一般担保が付与されています。

※FLIP債、スポット債、MTNプログラムについては11頁を参照

2 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、多様な資金調達手段を活用するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの信認を確固たるものとしていきます。

また、国内外の金融市場や日本銀行の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、実際に資金調達を行うにあたっては、引き続き弾力的・機動的に対応していきます。

1. 多様な資金調達手段の活用

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、多様な手段による資金調達に努めています。

資金調達にあたっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行っています。

国内債については、定例債として10年債、20年債、5年債及び30年債を発行するとともに、FLIP債による投資家ニーズに応じた柔軟な債券発行を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行しています。

国外債については、ベンチマーク債の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債の継続的な発行、プライベート・プレースメントによる機動的な発行も行っています。

また、令和元年度から、地方公共団体が行う下水道事業への貸付けを目的としたグリーンボンドを発行しています。

そのほか、銀行からの長期借入も活用しています。

加えて、フレックス枠については、定例債の増額やスポット債の発行に活用するなど、市場の動向に応じて、機動的な資金調達に努めています。

こうした取組を通じ、国内、国外を問わず、市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において資金調達に努めています。

2. 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施しています。

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの信認を確固たるものとするよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施しています。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対するIRについても積極的に実施しています。

このほか、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の8月においても下半期の資金調達計画を公表しています。

国内定例債は、各四半期が始まる1ヶ月前までに、各月の発行年限、発行額及び主幹事会社を公表しています。

3. 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献していきます。

3 機構債券の特徴

機構が発行する債券は、以下のような特徴から、地方公共団体が発行する地方債と同等のものと考えています。

- 機構は、地方の共同資金調達機関であり、全ての都道府県・市区町村の出資により設立された公的な機関であること
- 機構の貸付先は、地方公共団体に限られており、デフォルトはこれまで一度もないことから、資産の安全性は極めて高いといえること
- 地方公共団体金融機構法において、機構解散時の最終弁済責任は地方公共団体が負うとされていることから、償還確実性が担保されていること（地方公共団体金融機構法第52条）

さらに、以下のような特徴も有しており、国債と同じ格付で極めて信用力の高い債券です。

- 金利変動による損失を補填するための金利変動準備金や貸付利率を軽減するための地方公共団体健全化基金など、万全の財務基盤が確保されていること
- 地方金融機構債は一般担保が付与され、他の一般債務より優先して弁済されること

機構は、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、ムーディーズ・ジャパン(Moody's)及び格付投資情報センター(R&I)から、日本国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付を取得しています。

また、機構のリスク・ウェイトのカテゴリーは、10%（円建債）となっています。

このほか、海外投資家（非居住者、外国法人等）が受け取る機構債券等（機構が発行する債券（公営企業金融公庫が発行し、機構が承継する債券を含む）の利子等について非課税とする税制上の措置が講じられています。

※リスク・ウェイトについては、日本国内投資家向け数値であり、外貨建て又は海外の投資家に関しては、各国規制当局の確認によるものとされています。（令和4年3月31日現在）

発行体格付(依頼)	S&P : A + Moody's : A 1 R&I : A A +	(令和4年3月31日 現在)
リスク・ウェイト(円建)	地方金融機構債 : 10%	(参考)国債・地方債 : 0% 政府保証債 : 0%
一般担保	機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。 なお、この先取特権の順位は、民法(明治29年法律第89号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとされています。(地方公共団体金融機構法第40条)	

4 資金調達実績の推移

機構では、非政府保証の地方金融機構債（公募債、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）及び公営企業金融公庫から承継した債券の借換えのための政府保証債を発行しています。このほか、長期借入による資金調達も行っています。

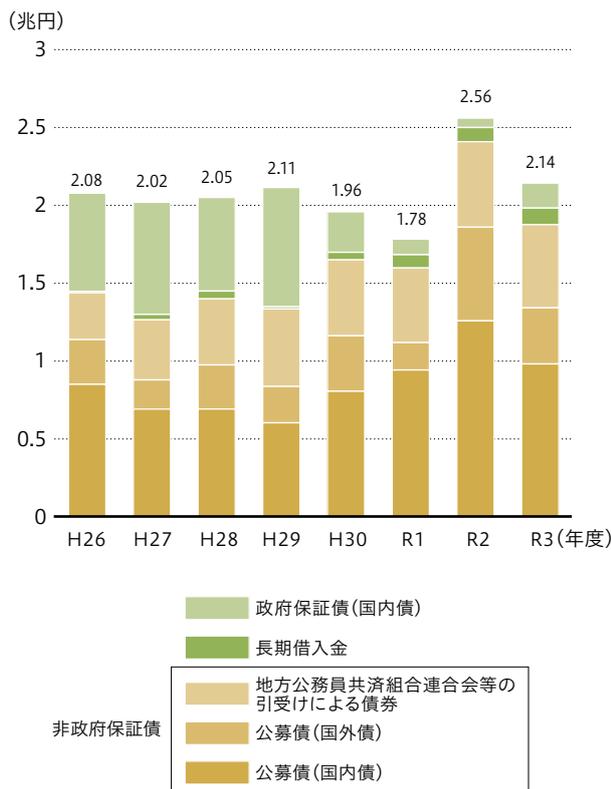
令和3年度の資金調達総額は2兆1,429億円となり、令和2年度と比較し減少しました。これは、政府保証債の発行額が増加した一方で、非政府保証の地方金融機構債の発行額が減少したことなどによるものです。

また、令和3年度末の債券発行残高は20兆1,066億円、借入金残高は3,995億円となっており、これらの合計は20兆5,061億円となっています。

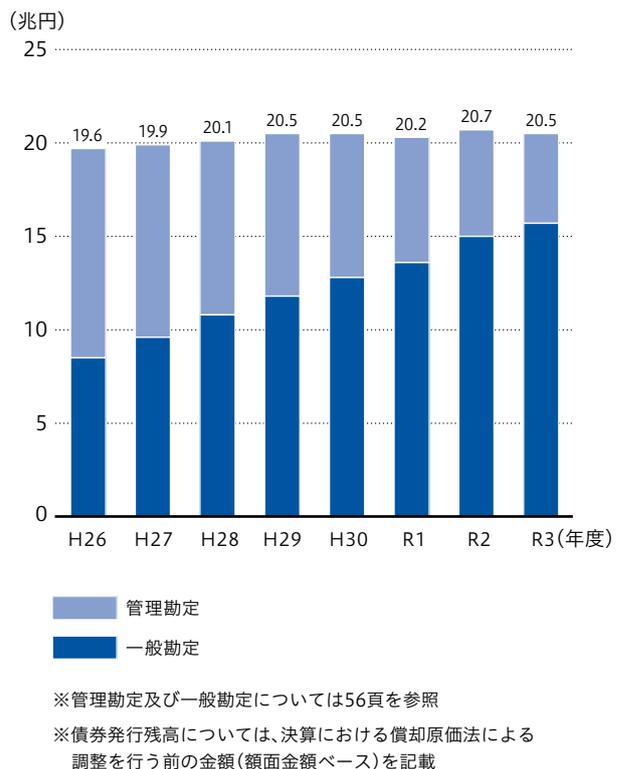
このうち、一般勘定の残高は15兆3,170億円、管理勘定の残高は4兆7,896億円となっています。平成20年度の機構の業務開始以降、一般勘定については残高が増加する一方、管理勘定については減少しており、平成28年度末から一般勘定の残高が管理勘定の残高を上回っています。

(注)債券発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額(額面金額ベース)を記載しています。

資金調達額



債券発行及び借入金残高



地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の良き相談相手として、その期待に幅広く応えていきます。

基本姿勢

人口構造等社会情勢の変化やインフラの老朽化等の地方公共団体の政策ニーズの変化等に対応し、また、そのような変化を見据えながら、引き続き地方公共団体の財政の健全性の確保・向上に向け、総合的な地方支援業務を実施します。

その際、地方公共団体の財政運営の健全性の確保、向上に向けて取り組むことが、機構の信用力の維持、経営基盤の充実につながるという観点も踏まえつつ、大局的、中長期的観点から地方支援業務を展開します。

また、様々な財政課題について、質の高い調査研究を実施し、そこで得られた知見や先進事例等の成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用することで、地方公共団体の課題解決につなげるなど、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させていきます。

地方支援業務の三本柱



1. 調査研究

地方公共団体の財政運営、地域金融、諸外国の地方財政制度、地方公共団体の先進事例及び財政分析等に関する総合的な調査研究を実施するとともに、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元します。



▶ JFM・GRIPS連携プロジェクト

「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマとして、国立大学法人政策研究大学院大学と連携して、教育及び調査研究事業に関するプロジェクトに中長期的に取り組めます。調査研究事業の成果は、フォーラムやシンポジウムの開催などを通じて広く地方公共団体等に還元します。



▶ 地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施します。また、資金調達に関する直近の状況を把握するため、実態調査を実施します。



▶ 諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度やその運用、諸外国の地方公共団体向け地方債資金共同調達機関等の最新の動向等について専門機関との連携を図りながら調査研究を実施します。



▶ 地方公共団体の先進事例に関する調査研究

地方公共団体の関心の高いテーマに関する先進事例について、先進事例検索システムへの掲載を念頭に、専門機関と連携を図りながら調査研究を実施します。



▶ 財務情報を活用した財政分析・診断事業

財政分析チャート「New Octagon」における分析内容の充実を図るとともに、地方公共団体の財務情報の活用等による財政分析・財政診断の拡充に向けた検討を進めます。



▶ 地方財政等に関する調査

地方財政(税制を含む。)に関し、直面している課題について、総務省と連携し、地方公共団体の政策課題の解決と、持続可能な地方公共団体の財政運営の実現を図ることを目的として、共同に必要な調査研究を実施します。



▶ 地方公共団体のニーズ・課題把握のための調査

地方公共団体の財政運営上のニーズや課題を把握するため、地方財務状況調査の機会を利用して、調査対象団体の実務担当者等との間で直面する財政上の課題やこれに関連した機構に対する要望等について意見交換(財政状況ヒアリング)を実施します。

2. 人材育成・実務支援



▶ 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省との共同事業として、公営企業・第三セクター等の経営改革、公営企業会計の適用、地方公会計の整備・活用及び公共施設等総合管理計画の見直し・実行(公共施設マネジメント)の4つの支援分野について、個別市区町村等にアドバイザーを派遣する事業を実施し、個別団体の状況や要請に応じて、丁寧できめ細かい支援を実施します。



▶ JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー等

地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜に合ったテーマを題材としたセミナーを実施し、地方公共団体の職員の能力向上を図ります。また、首長や地方公共団体の幹部職員等を対象としたセミナーを地方行財政調査会及び時事通信社と共同で開催します。

3. 情報発信



▶ 財政分析チャート「New Octagon」の提供

市町村の財政状況の特徴や課題を簡単に把握することができる財政分析チャート「New Octagon」について、チャートで表示される8項目に関連する事項の分析を行うことができる「分析ツール」の分析項目の拡充を検討しながら、提供しています。



▶ 先進事例検索システムの運用

財政運営や地方公営企業の経営など、地方公共団体の課題解決に資する先進的な取組事例をデータベース化し、キーワード検索が可能なシステムを、新たな分野の事例を追加するなど充実を図りつつ、運用しています。

地方公共団体の財政運営の質の向上を図るため、団体の状況や要請に応じて個別市区町村等にアドバイザーを派遣する事業に取り組むほか、地方公共団体の職員が、財政・金融に係る知識を習得するためのセミナーや研修等を実施します。実施に当たっては、eラーニングやWeb会議システム等を積極的に活用します。また、自治体ファイナンス・アドバイザー等による、財政運営や資金調達等に対する個別団体へのアドバイスを実施します。



▶ 資金調達及び資金運用に関する各種研修会

初めて資金調達及び資金運用業務に携わる職員を対象に、それぞれの業務に必要な金融知識の習得を目的として、集合研修を実施します。また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により、専門的知識の習得を目的とする宿泊型専門研修を実施します。



▶ 出前講座

自治体ファイナンス・アドバイザー等を講師として、財政運営や資金調達・資金運用など、その団体の要望に応じたテーマで講座を実施します。実施に当たっては、オンライン形式も活用しつつ、都道府県(市町村担当課)等と連携して、効果的に実施します。



▶ 財政運営や資金調達等に関する実務支援

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に関する具体的な課題や疑問に対して、電話、メール及びWEB会議システムの活用や、講師派遣等の方法により個別に助言を行います。また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行います。



▶ eラーニングによる研修事業等

多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の団体も含め、広く研修効果が及ぶよう、eラーニングにより、機構主催の集合研修における講義等を提供するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等に関する研修コンテンツを開発・提供します。また、eラーニングで提供した講義の一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるようにします。

ホームページ等を効果的に活用して、地方公共団体にとって参考となる情報を積極的に発信します。



▶ 学習用教材の提供



▶ 経済・金融データ、金融知識等の提供

トピックス

eラーニングポータルサイトを開設し、多種多様な研修を用意

- JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー
- 資金調達入門研修・資金運用入門研修
- 初任者研修会・中堅幹部職員研修会
- トップセミナー・会員研修会
- 地方財政制度(初級編)
- 自治体職員のための簿記・公会計(導入編)など



3章

業務運営体制



合併特例事業

未来創造センター [沖縄県宮古島市]

計画の背景

市町村合併後の新市の未来創造ビジョンに際し、生涯学習拠点施設の建設を計画

融資の実行

建設にあたり合併特例債の発行で総事業費の主要財源を確保。活用度の高い施設が誕生

効果と発展

市民、観光客が気軽に使える利便性と開放感が奏功し、利用者が着実に増加中

機構の基本的な仕組み

- 1 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ 50
- 2 出資金 51

ガバナンス

- 1 ガバナンス 52
- 2 財務報告に係る内部統制の評価 54
- 3 内部監査 55

一般勘定と管理勘定

56

リスク管理

- 1 リスク管理全般 58
- 2 個別リスク管理 59

コンプライアンス (法令等遵守)

- 1 基本的な考え方 65
- 2 コンプライアンス体制 65

ディスクロージャー

- 1 情報開示に関する基本姿勢 66
- 2 情報開示資料 66

病院事業

神戸陽子線センター [兵庫県神戸市]

計画の背景

小児がんを始めとする、がんの治療法として負担が少ない陽子線治療への脚光に対応

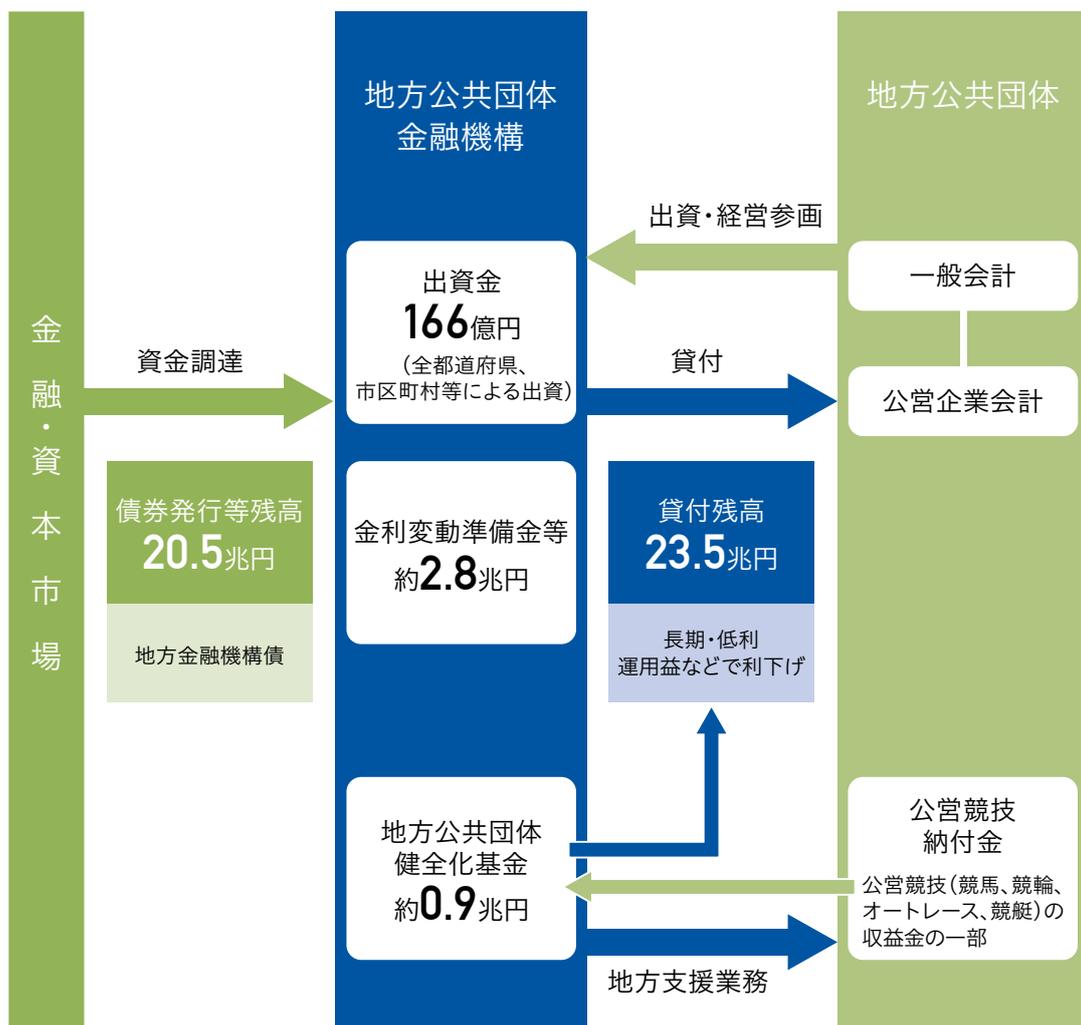
融資の実行

病院事業の融資を活用し、日本で初めて小児がんに重点を置いた先進的な施設が誕生

効果と発展

陽子線治療の症例を積み重ね、がん治療の進歩と、アジア地域の病児を受け入れ

1 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(計数は令和3年度末)

全ての地方公共団体の出資による地方共同法人

機構は、地方公共団体金融機構法の規定に基づき、全ての都道府県及び市区町村等の出資により設立された「地方共同法人」です。

機構は、地方公共団体のみを対象として資金の貸付けを行っています。

また、国又は都道府県が同意・許可を行った地方債を対象として貸付けを行っており、これまで貸倒れ(デフォルト)は1件も発生していません。

加えて、仮に機構が解散する場合は、地方公共団体が債務弁済義務を負う旨が法律に規定されており、債券の償還確実性が担保されています(地方公共団体金融機構法第52条第1項)。

地方債資金の共同調達機関

機構は、地方の共同資金調達機関として、個々の地方公共団体の資金調達を補完する役割を果たしています。

地方公共団体の社会資本整備については、資本費の回収に長期を要することや世代間の負担の公平を図る必要があることから、長期資金の調達が望ましい場合が多いと考えられますが、地方公共団体が行う資本市場からの資金調達は、10年以下が一般的となっています。

このため、機構において、資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給しています。

強固な財務基盤

機構は、地方公共団体に対して、最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆ざやとなるリスク）が生じますが、機構ではこれを地方公共団体に転嫁することなく、金利変動準備金等を設けて対応することとしており、強固な財務基盤を確立しています。

地方公共団体健全化基金を活用した利下げ

地方財政法附則第32条の2の規定に基づき、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）を行う地方公共団体は、当該公営競技の収益の一部を機構に納付することとされています。

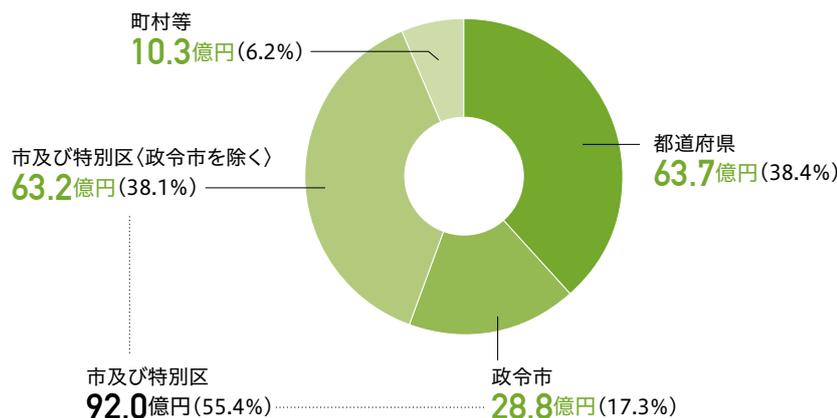
機構は、公営競技を行う地方公共団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益等を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っています。

2 出資金

機構は、地方公共団体が自ら設立し、主体的に運営する法人であることから、出資者は地方公共団体に限定されています。

令和4年3月31日現在、全ての都道府県及び市区町村等1,789団体から、合計166億210万円の出資を受けています。

地方公共団体別出資額及び割合



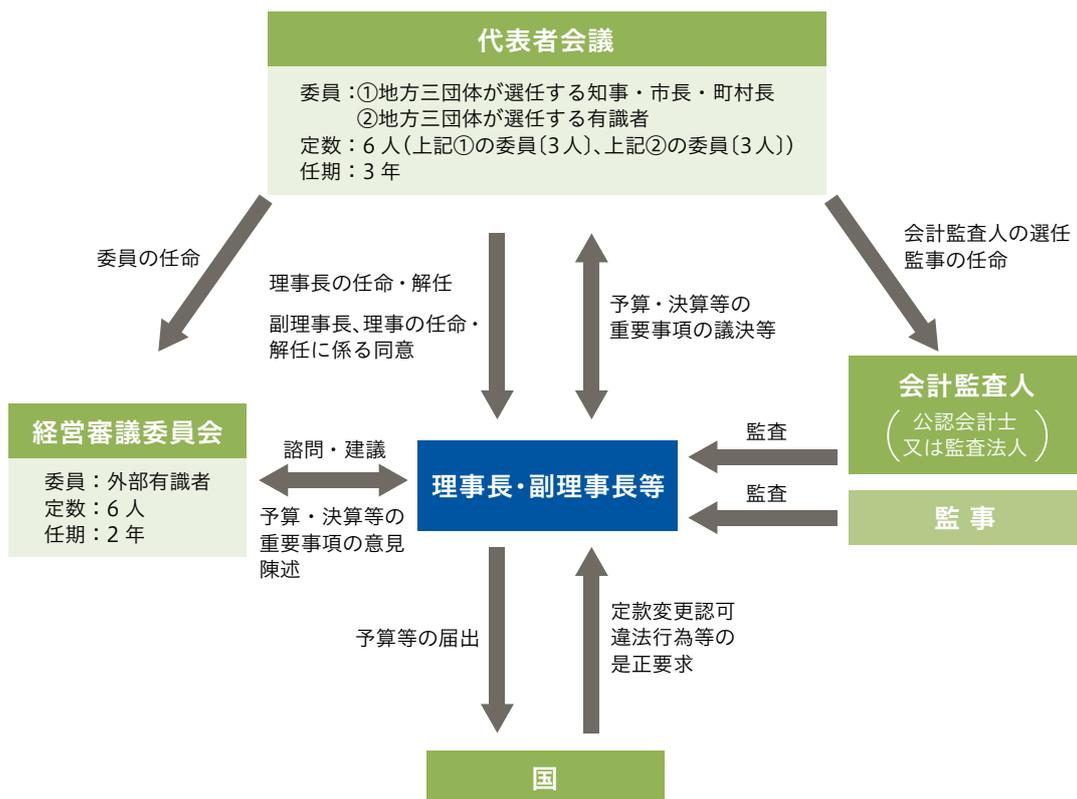
※四捨五入により計が一致しないことがあります。

※町村等には、一部事務組合が含まれます。

機構の運営については、外部有識者の代表者会議・経営審議委員会への参画や、会計監査人による監査等により、責任あるガバナンスが確保されています。

1 ガバナンス

機構のガバナンスの仕組み



1. 代表者会議

機構は、地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高意思決定機関として設けられています。

また、代表者会議の委員については、都道府県知事、市長、町村長それぞれの代表者(3人)に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者が選任されています。

代表者会議は、予算・決算等、機構の運営全般に関する重要事項についての議決権並びに理事長及び監事の任命及び解任権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び負債の状況に関し報告をさせ、役職員の違法行為等の是正のため必要な措置を講ずることを命ずる権限を有しています。

代表者会議委員（令和4年3月31日現在）

◎は議長

- | | | |
|-------------|---------|--------------------------|
| ■地方公共団体の代表者 | ◎ 河野 俊嗣 | 全国知事会地方税財政常任委員会委員長・宮崎県知事 |
| | 牛越 徹 | 全国市長会財政委員会委員長・長野県大町市長 |
| | 荒木 泰臣 | 全国町村会会長・熊本県嘉島町長 |
| ■外部の学識経験者 | 小幡 純子 | 上智大学 教授 |
| | 神野 直彦 | 東京大学 名誉教授 |
| | 池田 晃治 | 株式会社ひろぎんホールディングス 代表取締役会長 |

2. 経営審議委員会

経営審議委員会は、機構において、機構の出資者と資金の借り手の同一性が高いことに鑑み、機構の業務について透明性及び客観性を確保し、規律ある運営に資するよう審議を行います。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命します。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算等、機構の業務に関する重要事項について建議を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求めることができます。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

経営審議委員会委員（令和4年3月31日現在）

◎は委員長

- | | |
|---------|---------------------------|
| ◎ 三谷 隆博 | 短資協会会長 |
| 鈴木 豊 | 学校法人青山学院 常任監事・青山学院大学 名誉教授 |
| 勢一 智子 | 西南学院大学 教授 |
| 米田 保晴 | 信州大学 名誉教授 |
| 玉冲 仁美 | 株式会社紡 代表取締役 |
| 上崎 正則 | 株式会社時事通信社 取締役 |

3. 監事による監査

監事は、独立の機関として財務内容等の監査を含む機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施します。また、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができることとされています。

4. 会計監査人による外部監査

機構が市場から信認を得て資金調達を行うためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要となります。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査が義務づけられています。

なお、監査の透明性の向上を目的として、令和4年3月期決算に係る監査報告書から、「監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters：KAM）」の記載を任意で導入しております。

2 財務報告に係る内部統制の評価

機構では、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（以下「財務会計省令」という。）に基づいて、金融商品取引法上の内部統制報告制度と同様の制度を実施しており、事業年度の末日を基準日として財務報告に係る内部統制の有効性を評価した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表しています。

内部統制の評価においては、次のような事項を確認し、何らかの不備があった場合には、必要に応じて改善を図ることとしています。

- 組織全体の方針や手続が示されるとともに、適切に整備及び運用されていること。
- 重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価及び対応がなされていること。
- 重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制が適切に整備及び運用されていること。
- 真実かつ公正な情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みが整備及び運用されていること。
- モニタリングの体制が整備され、適切に運用されていること。
- ITに対し、適切な対応がなされていること。

なお、当機構が令和4年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると評価した内部統制報告書については、会計監査人により「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める」との監査意見（財務会計省令第32条第2項第1号の無限定適正意見）を得ています。

3 内部監査

機構では、財務報告の信頼性の確保及び業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的として、業務を執行する各部・各課室から独立した立場で、検査役が業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うことにより、客観性をもって内部監査を実施しています。

○内部監査の内容は次のとおりです。

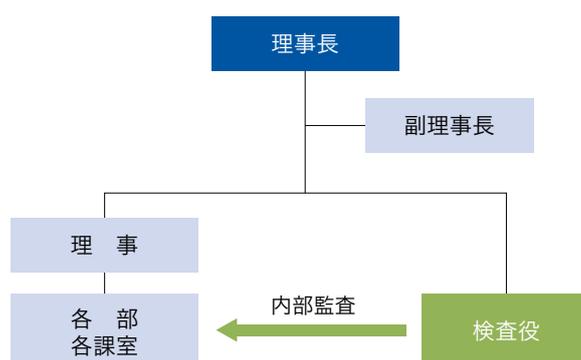
- ①事務処理の適正性及び法令遵守態勢の有効性
- ②職務執行態勢の効率性
- ③所管するリスク管理態勢の適切性及び有効性
- ④職務に係る情報の管理、伝達及び共有態勢の有効性

検査役は、内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告します。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある課・室は遅滞なく必要な措置を講じ、検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を作成し、理事長に報告します。

また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告します。

内部監査の仕組み

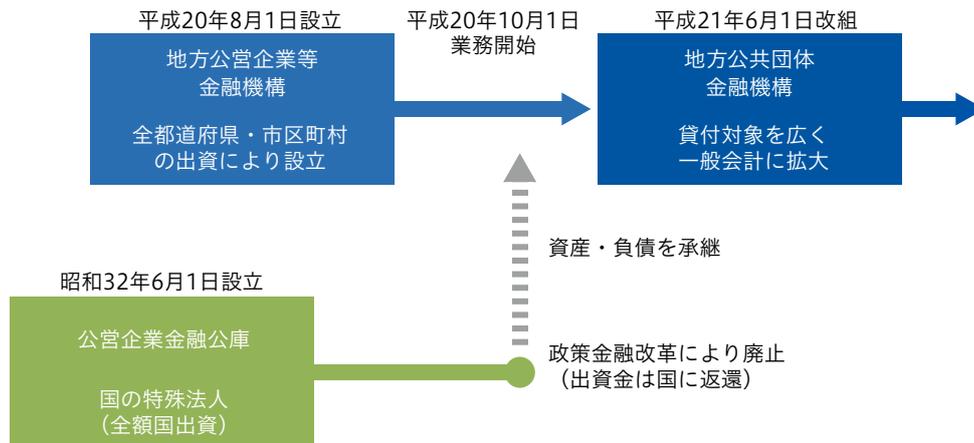


地方公営企業等金融機構は、地方債資金の共同調達機関として全都道府県・市区町村等の出資により平成20年8月1日に設立され、同年10月1日に公営企業金融公庫の資産・負債を承継して業務を開始しました。

また、平成21年6月1日に現在の地方公共団体金融機構に改組し、地方公共団体の一般会計も広く貸付対象となりました。

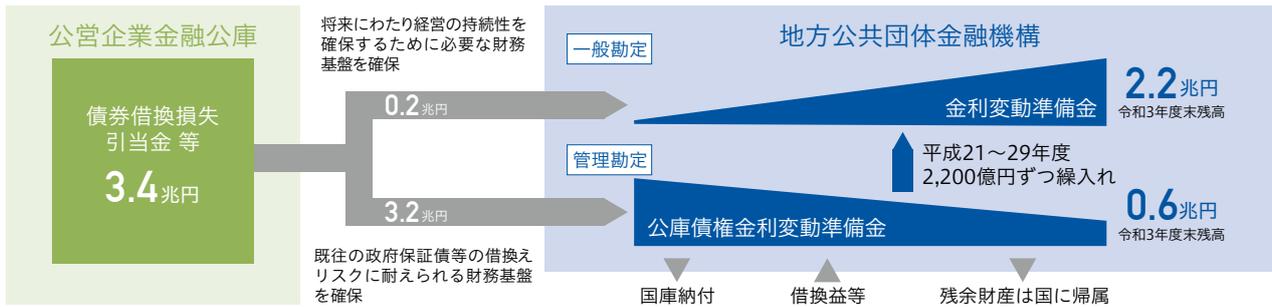
機構が承継した旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理、回収等の業務（公庫債権管理業務）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（管理勘定）を設けて整理しなければならないとされており、公庫債権管理業務以外の業務に係る勘定（一般勘定）の経理と区分することとされています。

なお、管理勘定においては、既往の政府保証債の借換えに必要な債券を発行しており、これについては政府が保証を付すことができることとされています。



機構の発足に際しては、機構の将来にわたる安定的な経営を確立するため、旧公庫から債券借換損失引当金等約3.4兆円の全額を承継しています。

このうち、機構が将来にわたり経営の持続可能性を確保するために必要な2.2兆円については、10年分割で一般勘定に繰り入れられました。残余については、旧公庫から承継した貸付債権や既往の債券を適切に管理し、政府保証債等の借換えリスクに備えるため、管理勘定の財務基盤として確保することとされています。



また、機構は、公庫債権管理業務を終えたときは遅滞なく、管理勘定を廃止するものとし、その際管理勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国に帰属するものとされています。

ただし、管理勘定廃止前であっても、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金等の金額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額を国に帰属させるものとされています（地方公共団体金融機構法附則第14条）。

この規定に基づき、機構では公庫債権金利変動準備金の一部を国庫に納付しており、その納付金は森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額などのために活用されています。

令和3年度及び令和4年度に「地域デジタル社会推進費」の財源として予定されていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金（総額4,000億円）の国への帰属については、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用することとされました。

国庫帰属のこれまでの沿革

年度	国庫帰属額	活用先
平成20年度	3,000億円	地域活性化・生活対策臨時交付金
平成24年度～平成25年度	総額1兆円 <平成24年度> 3,500億円 <平成25年度> 6,500億円	地方交付税
平成27年度～平成29年度	総額6,000億円以内 <平成27年度> 3,000億円 <平成28年度> 2,000億円 <平成29年度> 1,000億円	地方交付税 (まち・ひと・しごと創生事業費)
平成29年度～令和元年度	総額8,000億円以内 <平成29年度> 3,000億円 <平成30年度> 4,000億円 <令和元年度> 1,000億円	地方交付税 (まち・ひと・しごと創生事業費を中心)
平成30年度～令和5年度	総額15億円以内 <平成30年度> 0.6億円 <令和元年度> — <令和2年度> — <令和3年度> — <令和4年度> 0.4億円※ ※予算額ベース。最終的な納付額は、年度末にコンセッション導入の実績に応じて決定。	上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の財源
令和2年度～令和6年度	総額2,300億円 <令和2年度> 600億円 <令和3年度> 400億円 <令和4年度> 500億円 <令和5年度> 500億円 <令和6年度> 300億円	森林環境譲与税

1 リスク管理全般

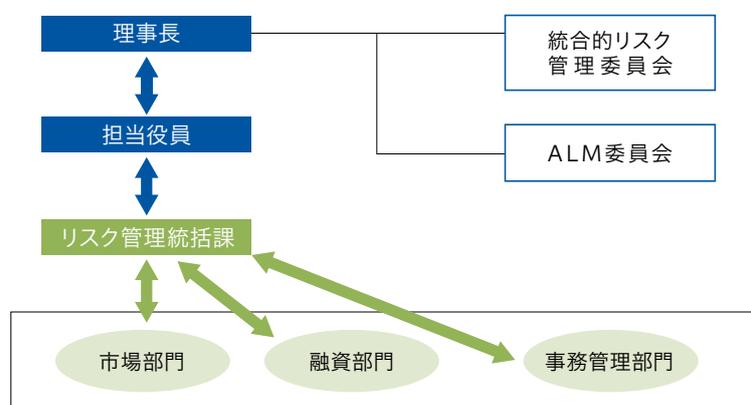
1. 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っています。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしています。

機構のリスク管理体制



2. 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

機構は、地方公共団体に対して、最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆ざやとなるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金等を設けてリスクに備えているほか、ALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っています。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行った上で、分析結果を適切に機構の経営判断に反映し、金利リスクを軽減するよう努めています。

2 個別リスク管理

1. 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

(1) 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されています。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスク・ウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっており、公営企業金融公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生していません。

参考

- 国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額(基準財政需要額)に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること
- 地方債協議制度の下、同意に当たっては、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が行われ、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が行われること

○貸付債権の状況

機構全体の貸付残高は令和4年3月末現在で23兆5,508億円となっていますが、そのうち財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは、全体の0.03%以下の72億円となっています。また、貸付残高のうち0.05%未満の109億円は、公営企業金融公庫が地方道路公社に対して行った貸付けに係るものです。機構は銀行法(昭和56年法律第59号)及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)の適用を受けませんが、独自の規程に基づき自己査定を実施しており、債権は全て非分類となっています。なお、当該規程は令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」に準じて定めたものですが、地方道路公社に対する新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施します。

(2) 市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しています。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA(Credit Support Annex)と呼ばれる信用補完契約を締結しています。

2. 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

(1) 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っています。

○借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っています。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについては、機構は次頁のとおり対応することとしています。

○調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク(パイプラインリスク)を負っています。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則として金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしています。

○借換えに伴う金利リスクへの対応

貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てています。令和4年3月31日現在、金利変動準備金（一般勘定）は2兆2,000億円、公庫債権金利変動準備金（管理勘定）は6,826億円、両勘定合計で2兆8,826億円となっています。

今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から令和4年度までの中期の管理目標を設定し、金利リスクの軽減に努めています。

この目標を達成するため、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしています。

資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでいます。

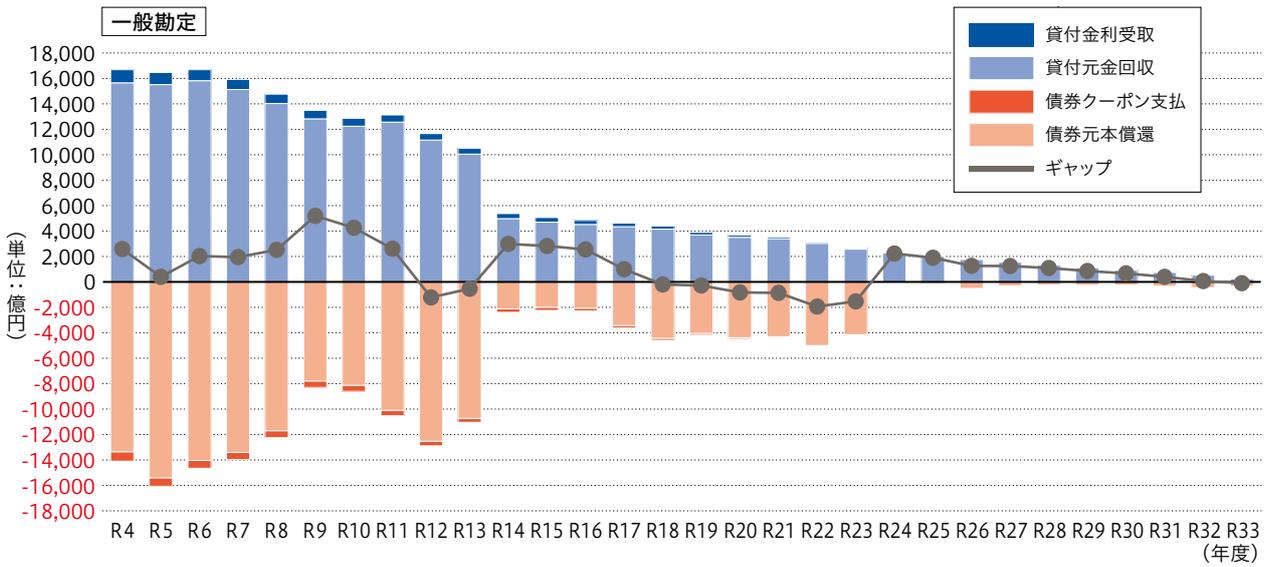
なお、令和3年度末の一般勘定のデュレーションギャップは0.32年であり、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から令和4年度までの中期の管理目標の範囲内となっています。

一方で、公営企業金融公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、平成20年10月以降、新たな貸付けは行っていないことから、期間の経過に伴い金利リスクが縮減していくなかで、管理勘定の公庫債権金利変動準備金は6,826億円となっています。

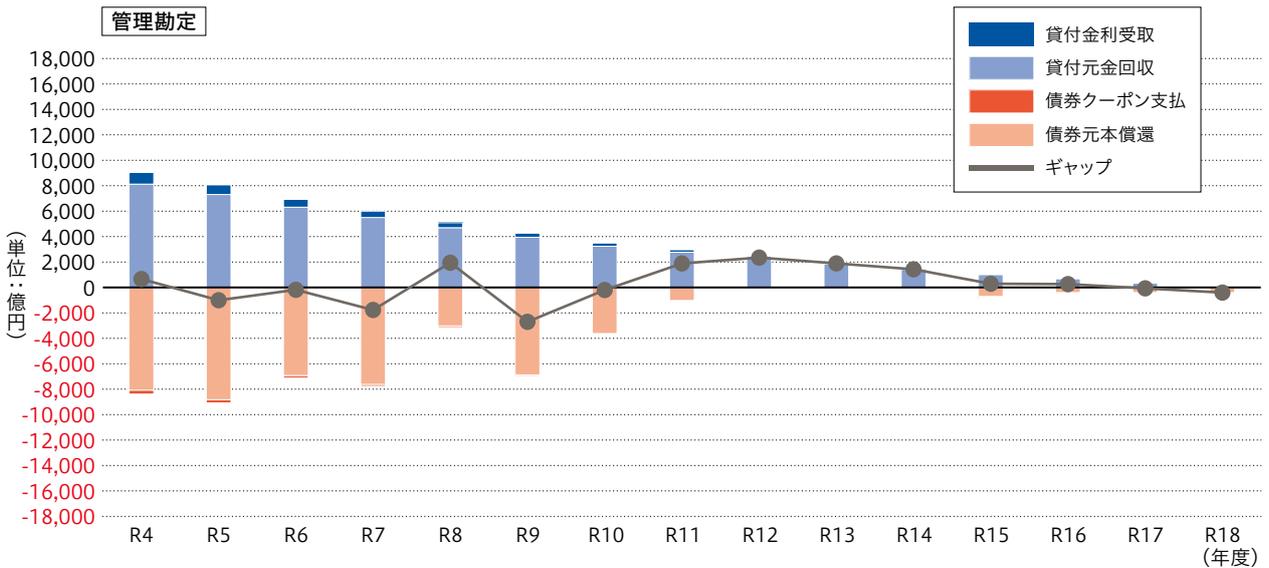
公庫債権金利変動準備金について、地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円、また、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から令和5年度までの6年間で、総額15億円以内を国庫に納付することとされましたが、これらは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。これを行っても金利リスクへの備えとしては引き続き十分な準備金を保有しており、機構の経営に何ら影響を及ぼすものではありません。

<参考>

貸付金と債券等(資金調達)のマチュリティラダー図(令和4年3月末時点)



・資産(貸付) デュレーション7.85年 ・負債(債券等) デュレーション7.53年 ・デュレーションギャップ0.32年(前年比▲0.08年)



・資産(貸付) デュレーション4.43年 ・負債(債券) デュレーション3.53年 ・デュレーションギャップ0.90年(前年比▲0.02年)

機構全体

・資産(貸付) デュレーション7.10年 ・負債(債券等) デュレーション6.58年 ・デュレーションギャップ0.52年(前年比▲0.07年)

※マチュリティラダー、デュレーション、デュレーションギャップの用語については74頁を参照

(2) 為替リスク等

債券発行に伴う元金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしています。余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っています。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしています。

3. 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、毎月、資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっています。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしています。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしています。

4. オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、機構の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、機構が損失を被るリスクです。

(1) 事務リスク

事務リスクとは、機構の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、機構が損失を被るリスクです。

機構では、マニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生防止に努めています。

(2) システムリスク

システムリスクとは、機構が保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクです。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、機構業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しています。

(3) その他のリスク

上記リスクのほか、機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクについて、適切な把握及び対応を行うこととしています。

5. 災害等への対応

機構では、地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るため、「業務継続計画」を策定しています。

加えて、機構のシステムは、万が一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えています。

また、新型コロナウイルス感染症への対応については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえつつ、業務継続、役職員の健康確保等の観点から業務体制等を決定するなど、必要な対応を行っています。

1 基本的な考え方

機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、地方公共団体金融機構の法令等の遵守に関する規程を定めています。

この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めています。

- 役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識した上、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。
- 役職員は、機構が担う業務内容について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信頼確保に努めなければならない。

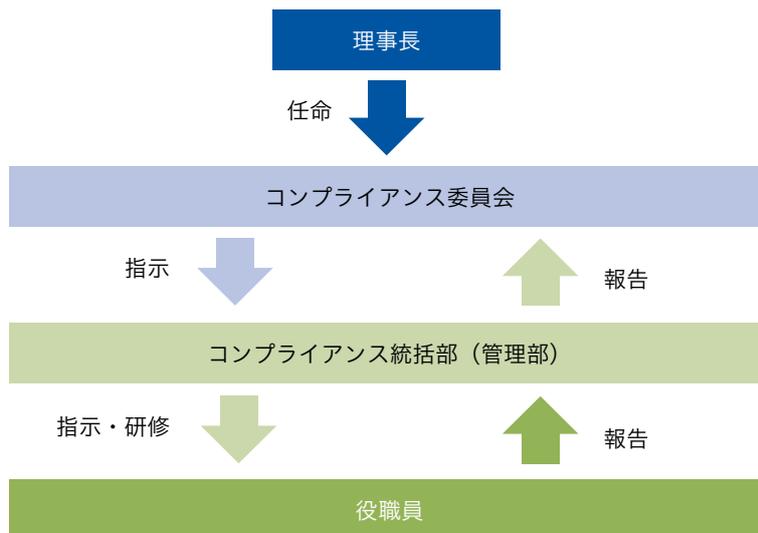
2 コンプライアンス体制

機構では、上記規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定等、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っています。

また、コンプライアンスに関する総合調整を行う部署として、コンプライアンス統括部を設置し、統括部においては、委員会からの指示のもと、コンプライアンスに関する事項の企画(体制指導・研修の実施・マニュアル整備)等を実施しています。

コンプライアンス体制



1 情報開示に関する基本姿勢

機構は、投資家保護の観点から、財務状況等の開示を行うことにより、経営の透明性を確保しています。

2 情報開示資料

1. 法令等に基づく情報開示資料

地方公共団体金融機構法第36条第3項の規定に基づく説明書類（有価証券報告書に類する書類、内部統制報告書）

- 事業報告書
- 財務諸表
- 決算報告書

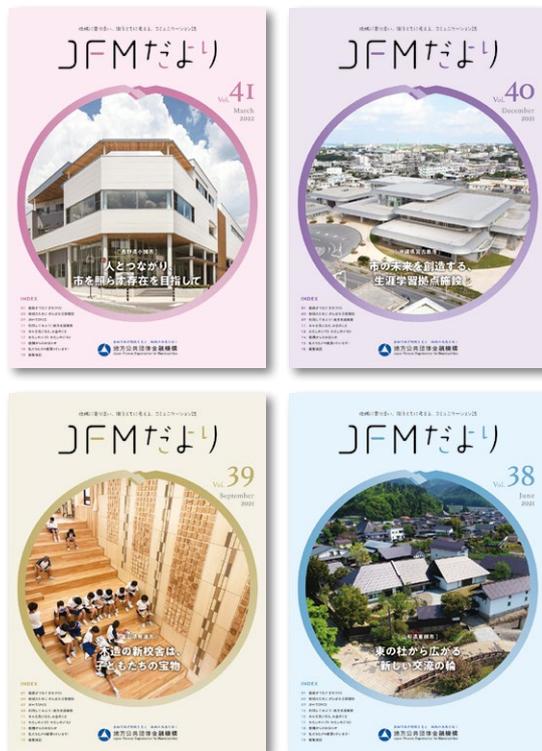
2. その他の情報開示資料

予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画

- 事業実施方針
- 資金調達計画
- 業務案内パンフレット
- ディスクロージャー誌
- アニュアルレポート
- 地方公共団体向け広報誌「JFMだより」



WEBサイト (<https://www.jfm.go.jp/>)



広報誌「JFMだより」

4章

機構の役割及び今後のあり方

地方債制度における機構の役割

1	日本の地方自治制度	67	4	地方債とは	69	7	地方債の資金と地方公共団体 金融機構資金の役割	70
2	地方財政と地方財政計画	68	5	地方債の安全性	69			
3	地方交付税とは	68	6	地方債計画	70			

機構の業務のあり方検討

1	地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会報告書の概要	72	2	取組状況	73
---	--------------------------------	----	---	------	----

1 日本の地方自治制度

我が国の地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っています。

国が、国際社会における国家としての存立にかかわる事務等を重点的に担う一方で、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担うこととされており、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の基盤の整備等については、その多くが地方公共団体により実施されています。

日本の地方自治制度では二層制が採用されており、地方公共団体には、都道府県並びに市町村及び東京都の特別区等があります。

都道府県は市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる事務や市町村に関する連絡調整に関する事務を、市町村は住民生活に身近な事務を処理しています。

機構は、これらの地方公共団体を対象として、資金の貸付けを行っています。

日本の地方公共団体(普通地方公共団体及び特別区)の数

都道府県	47
市町村及び特別区	1,741
政令指定都市	20
市	772
特別区	23
町	743
村	183
計	1,788

※令和4年4月1日現在



2 地方財政と地方財政計画

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等が異なっており、これに対応してさまざまな行政活動を行っていますが、このような行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合を「地方財政」と呼んでいます。地方財政は、国の財政と並ぶ車の両輪として、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っており、令和4年度の地方財政の規模は約91.0兆円となっています(地方財政計画ベース(東日本大震災分を含む))。

地方公共団体は、住民生活に身近な事業を数多く実施していることから、人口や産業の集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差に関わらず安定的に行政サービスを提供していく必要があります。これを担保するために、国は、毎年度、地方財政の規模や収支見通しを全体として捉えた「地方財政計画」を策定しています。地方財政計画は、毎年度の国の予算編成を受けて、地方公共団体総体としての歳入と歳出が均衡するように策定され、この計画を通じて、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方交付税や地方債等により各地方公共団体の財源が保障されています。

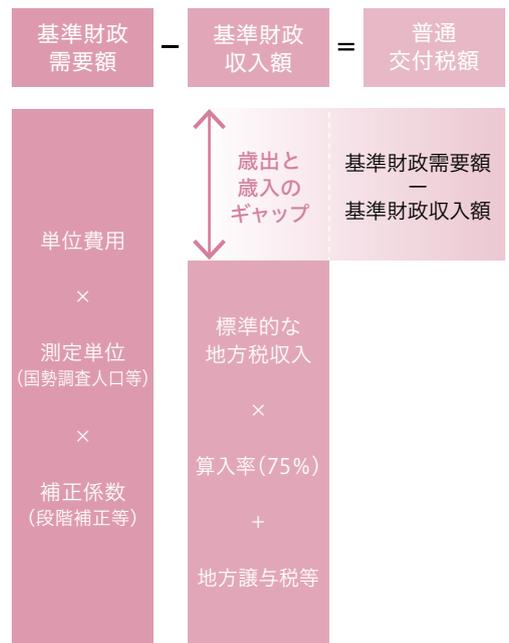
地方財政計画(令和4年度当初計画)



※東日本大震災分を含む
※四捨五入により計が一致しないことがある

3 地方交付税とは

本来、地方公共団体の事業実施に必要な財源は自ら徴収する地方税等の自主財源をもって賄うことが望ましいといえます。しかし、現実には税源等は地域的に偏在しているため、これを調整し、地方税収の少ない団体にも、財源を保障するための仕組みが必要となります。このような趣旨から設けられたのが地方交付税制度です。地方交付税は国税である所得税、法人税、消費税等の一定割合とされ、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行するために「国が地方に代わって徴収する地方税」として、地方公共団体にとって重要な財源となっています。



4 地方債とは

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則ですが、建設事業等将来の住民にも経費を分担してもらいたい場合、あるいは災害等臨時的に多額な出費の必要がある場合等には、地方債をその財源とすることができます。

5 地方債の安全性

地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、BIS規制の標準的な手法におけるリスクウエイトは0%とされています。

(1) 地方債の元利償還に要する財源の確保

- ①自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
- ②地方財政計画の歳出に公債費（地方債の元利償還金）を計上
- ③公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
- ④地方交付税の算定において、標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入

→マクロ（地方財政計画）・ミクロ（地方交付税措置）の両面において地方債の元利償還に必要な財源を国が保障しています。

※上記②、③、④の措置については、同意等を得た地方債のみが対象となっています。

(2) 早期是正措置としての起債許可制度

- ①実質公債費比率が18%以上の地方公共団体に対する起債制限
- ②赤字団体への起債制限

→個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限できる仕組みがとられています。

(3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

- ①財政指標の公表による情報開示の徹底
- ②財政指標が早期健全化基準以上となった団体について自主的な改善努力に基づく財政健全化
- ③財政指標が財政再生基準以上となった団体について国等が関与した財政再生

→地方財政の情報開示の徹底や早期健全化、財政再生等により地方債の元利償還が確実に行われるよう担保されています。

6 地方債計画

地方債計画は、毎年度国が策定する地方債の発行に関する年間計画です。地方債計画は、国の予算編成と並行して策定される地方財政計画及び財政投融资計画と密接な関連を有しており、地方財政の運営上、次のような重要な役割を果たしています。

(1) 地方債計画に基づく同意（許可）の運用

地方債計画は、同意（許可）をする地方債の予定総額や事業別の起債予定額等を示すものであり、地方債の同意（許可）は、通常この計画に基づいて運用されます。

(2) 地方債の原資の保障

地方債計画は、地方債の所要額と原資との調整を図った上で、地方債の原資を事業別に予定し、地方債を同意（許可）する場合の資金供給先別の内訳を示すものです。

(3) 地方公共団体の起債の指針

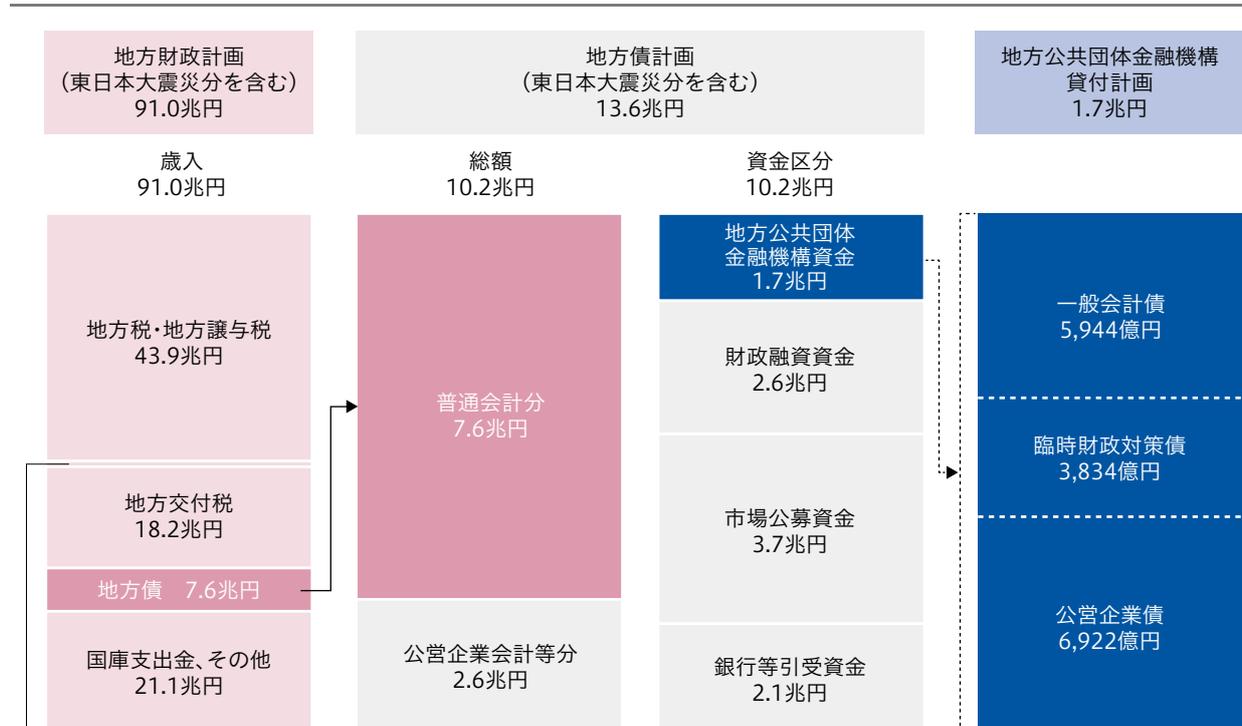
地方債計画は、地方財政計画と同様に公表され、事業別の地方債の同意等の見通しを示しています。

※令和4年度地方債計画については、参考資料124頁～128頁を参照

7 地方債の資金と地方公共団体金融機構資金の役割

地方債の資金をその引受先の面から大別すると、財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金に分けられ、地方財政計画と地方債計画、機構資金の関係は下図のようになっています。

地方財政計画と地方債計画との関係（令和4年度当初計画）



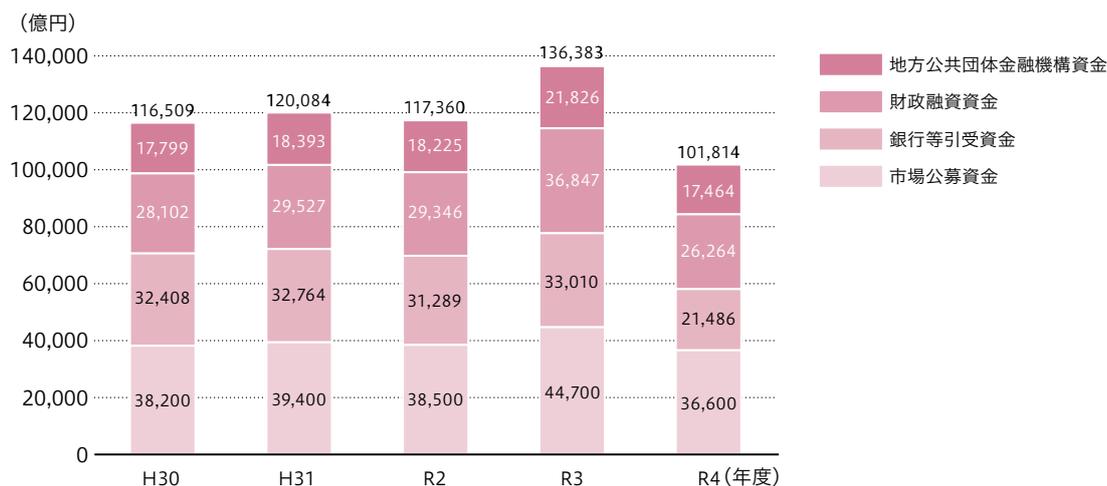
※地方公共団体金融機構貸付計画は地方債計画を基礎として、過年度同意（許可）債の貸付等を勘案して作成するため、地方債計画と一致しない。

地方債計画における資金区分の推移

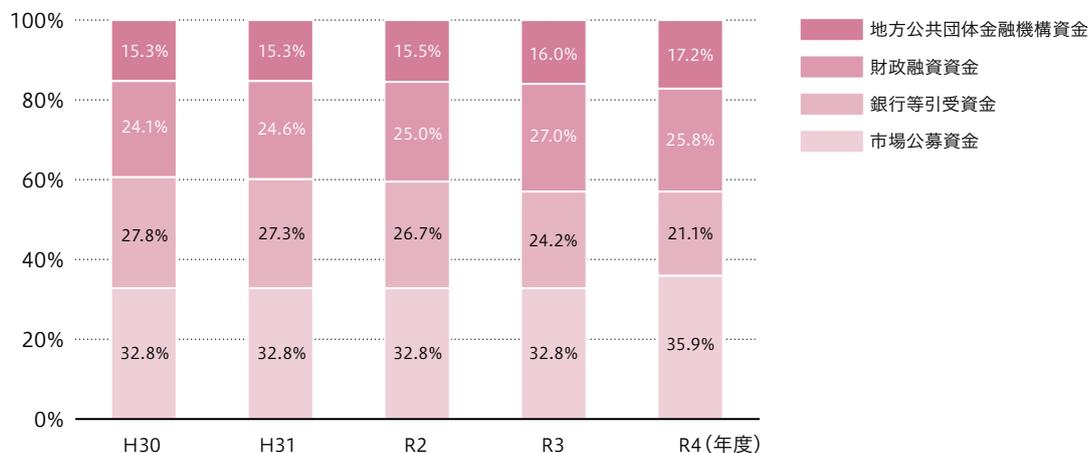
令和4年度の地方債計画(当初計画ベース)における機構資金は1兆7,464億円(前年度比4,362億円減)、構成比では17.2%(前年度比1.2ポイント増)となっています。

このように、機構資金は我が国の地方債制度における公的資金のうち財政融資資金と並び大きな役割を果たしており、地方公共団体の事業実施や財政運営に大きく貢献しています。

資金別地方債計画額(当初)の推移



地方債計画(当初)における資金別構成比の推移



※地方公共団体金融機構資金と財政融資資金については、東日本大震災(関連)分を含む。

1 地方公共団体金融機構の 業務の在り方に関する検討会報告書の概要

機構法附則第25条において、政府は設立から約10年後の平成29年度末を目途として機構の業務のあり方全般について検討を行う旨が規定されていることを踏まえ、平成29年10月、地方財政審議会に「地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会」が設置され、検討が行われました。

本検討会では、機構法附則第25条に基づき、①法律の施行の状況、②地方公共団体による資本市場からの資金調達の補完、③業務の重点化、④自主的かつ一体的な経営の確立の観点から、業務の実施状況を検証した結果、平成29年12月、報告書が取りまとめられました。

まず、次のとおり、地方共同法人として適切な業務運営を行っていることが確認されました。

- 安定的な経営の下で、地方公共団体のニーズに対応し、長期・低利の資金供給が適切に行われていること。
- 小規模団体への資金供給、危機対応時における対応等、セーフティネット機能の確保が図られていること。
- 地方公共団体の資金調達に関する地方支援業務が適切に実施されていること。
- 外部有識者の参画等、第三者の視点による外部的チェックが行われ、適切なガバナンスが確保されていること。

以上を踏まえ、検討会として以下の提言がなされました。

- 機構のこれまでの業務実施状況等を踏まえ、機構が引き続きその役割・機能を適切に果たすことができるよう、現行の枠組みを堅持すべき。
- 今後は、地方公共団体の政策ニーズ等を踏まえながら、「共助」としての機構資金のあり方について、引き続き検討を加え、改善を行っていくことが必要。

2 取組状況

検討会の提言を踏まえ、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、新たな経営理念・新たなキャッチフレーズ「金融で地方財政を支え地域の未来を拓く」を平成30年3月に策定し、更なる取組を進めています。

具体的には、①地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開するとともに、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行うこと、②資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現すること、③強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保すること、この3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行しています。

用語解説

資金調達関係

●地方金融機構債

地方公共団体金融機構が発行する債券のうち、政府保証がない債券。

●FLIP (Flexible Issuance Program)債

年限や発行額等投資家ニーズに柔軟かつ迅速に対応して発行する地方公共団体金融機構独自の債券。

- ・債券の年限は投資家の指定する年限。ただし、状況により対象とする発行年限を制限する場合があります(原則、満期一括固定利付債の場合、5年、10年、20年及び30年は除く)。

- ・1回の発行額30億円以上。

※これまでの実績年限2～40年。

●スポット債

市場のニーズに対応し、原則、5年、10年、20年及び30年と異なる年限で、主幹事方式により機動的に発行するもの。

●MTNプログラム

Medium Term Notesプログラムの略称。あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで海外市場において機動的な債券発行を行うことができるプログラム。

リスク管理関係

●リスク・ウェイト

債券の安全性を表す指標であり、資産ごとにその信用リスクの度合いに応じて設定されている。

国際決済銀行(Bank for International Settlements)に事務局があるバーゼル銀行監督委員会が定める自己資本比率規制において、標準的手法によって総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。

●ALM (Asset Liability Management)

資産(Asset)と負債(Liability)の総合管理(Management)を意味する。金融機関等において、財務の健全性を確保するために将来の資産と負債を予測し、総合的に把握しながらリスク管理を行う手法。

●マチュリティラダー

資産(貸付金の回収等)及び負債(債券等の償還等)について、その満期額や金利更改額を期間ごとにまとめて時系列に並べたもの。

●デュレーション

キャッシュ・フローの平均回収年限を表すと同時に価格変動性の指標として用いられる。キャッシュ・フローの受取・支払までの期間をその現在価値で加重平均したもの。デュレーションが大きいほど金利変動に対する現在価値の変化が大きくなる。

●デュレーションギャップ

資産(貸付)デュレーションと負債(債券等)デュレーションの差。ギャップが大きいほど、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、より大きな金利変動リスクを負うこととなる。

地方債制度関係

●銀行等引受資金

地方債資金のうち、銀行や各種共済組合等から、借入れ又は引受けの方法により調達する資金。

●市場公募資金

地方債資金のうち、起債市場において広く投資家に購入を募る方法(公募)により調達する資金。

●地方公共団体金融機構資金

地方債資金のうち、地方公共団体金融機構からの借入れによる資金。

●財政融資資金

地方債資金のうち、国の財政投融资特別会計からの借入れによる資金。

5章

機構の財務状況

財務諸表	76
	>
貸借対照表	76
損益計算書	77
利益の処分に関する書類【一般勘定、管理勘定】	78
純資産変動計算書	79
キャッシュ・フロー計算書	80
重要な会計方針	81
会計方針の変更	83
追加情報	84
注記事項等	84
勘定別情報(貸借対照表関係)	99
勘定別情報(損益計算書関係)	100
附属明細書	101
参考情報	104
	>
内部統制報告書	104
健全化判断比率等に基づく 令和3年度末貸付残高の分類	105
地方公共団体金融機構貸付債権における 自己査定結果(令和3年度末残高)	106
市場リスクに係る定量的情報	107
流動性リスクに係る定量的情報	108

機構は、地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）に基づき財務諸表を作成し、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

また、機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)	科目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
貸付金	23,144,389	23,550,819	債券	20,410,767	20,103,035
有価証券	593,000	920,000	借入金	294,000	399,500
現金預け金	1,106,432	353,491	金融商品等受入担保金	33,480	147,451
金融商品等差入担保金	3,282	812	その他負債	4,670	4,644
その他資産	6,914	6,193	賞与引当金	59	59
有形固定資産	2,654	2,572	役員賞与引当金	10	10
無形固定資産	933	976	退職給付引当金	52	64
			役員退職慰労引当金	21	15
			地方公共団体健全化基金	920,287	920,287
			基本地方公共団体健全化基金	920,287	920,287
			特別法上の準備金等	2,853,636	2,891,692
			金利変動準備金	2,200,000	2,200,000
			公庫債権金利変動準備金	640,921	682,675
			利差補てん積立金	12,714	9,017
			負債の部合計	24,516,985	24,466,761
			(純資産の部)		
			地方公共団体出資金	16,602	16,602
			利益剰余金	265,772	298,035
			一般勘定積立金	265,772	298,035
			評価・換算差額等	437	△ 4,342
			管理勘定利益積立金	57,808	57,808
			純資産の部合計	340,621	368,104
資産の部合計	24,857,606	24,834,865	負債及び純資産の部合計	24,857,606	24,834,865

損益計算書

(単位：百万円)

科目	令和2年度 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)
	金額	金額
経常収益	259,923	235,867
資金運用収益	250,780	222,071
役務取引等収益	83	76
その他業務収益	7	15
その他経常収益	9,052	13,703
地方公共団体健全化基金受入額	9,041	13,691
その他の経常収益	11	11
経常費用	141,675	125,548
資金調達費用	134,580	118,786
役務取引等費用	292	294
その他業務費用	3,713	3,081
営業経費	3,088	3,385
その他経常費用	0	-
経常利益	118,247	110,319
特別利益	64,454	43,697
公庫債権金利変動準備金取崩額	60,000	40,000
利差補てん積立金取崩額	4,454	3,697
特別損失	155,314	121,754
公庫債権金利変動準備金繰入額	95,314	81,754
国庫納付金	60,000	40,000
当期純利益	27,388	32,263

利益の処分に関する書類【一般勘定】

令和2年度(令和3年3月31日)

(単位:百万円)

I 処分対象利益		27,388	
当期純利益	27,388		
前期繰越欠損金	-		
II 利益処分量			
積立金	27,388		27,388

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
2. 利益処分量の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

令和3年度(令和4年3月31日)

(単位:百万円)

I 処分対象利益		32,263	
当期純利益	32,263		
前期繰越欠損金	-		
II 利益処分量			
積立金	32,263		32,263

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
2. 利益処分量の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

利益の処分に関する書類【管理勘定】

令和2年度(令和3年3月31日)

(単位:百万円)

I 処分対象利益		-	
当期純利益	-		
前期繰越欠損金	-		
II 利益処分量			
積立金	-		-

令和3年度(令和4年3月31日)

(単位:百万円)

I 処分対象利益		-	
当期純利益	-		
前期繰越欠損金	-		
II 利益処分量			
積立金	-		-

純資産変動計算書

令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益積立金	純資産合計
	地方公共団体 出資金	利益剰余金		出資者資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	238,383	238,383	254,985	11,101	57,808	323,896
当期変動額							
当期純利益	-	27,388	27,388	27,388	-	-	27,388
出資者資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	△ 10,663	-	△ 10,663
当期変動額合計	-	27,388	27,388	27,388	△ 10,663	-	16,725
当期末残高	16,602	265,772	265,772	282,374	437	57,808	340,621

令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益積立金	純資産合計
	地方公共団体 出資金	利益剰余金		出資者資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	265,772	265,772	282,374	437	57,808	340,621
当期変動額							
当期純利益	-	32,263	32,263	32,263	-	-	32,263
出資者資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	△ 4,780	-	△ 4,780
当期変動額合計	-	32,263	32,263	32,263	△ 4,780	-	27,482
当期末残高	16,602	298,035	298,035	314,637	△ 4,342	57,808	368,104

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	令和2年度 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)
	金額	金額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	27,388	32,263
減価償却費	512	495
資金運用収益	△ 250,780	△ 222,071
資金調達費用	134,580	118,786
賞与引当金の増減額 (△は減少)	0	0
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 0	-
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 9	12
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△ 10	△ 5
地方公共団体健全化基金の増減額 (△は減少)	△ 9,041	△ 13,691
公庫債権金利変動準備金の増減額 (△は減少)	95,314	81,754
利差補てん積立金の増減額 (△は減少)	△ 4,454	△ 3,697
貸付金の純増 (△) 減	255,225	△ 406,430
債券の純増減 (△)	396,027	△ 308,649
借入金の純増減 (△)	91,000	105,500
資金運用による収入	251,747	222,793
資金調達による支出	△ 133,682	△ 118,238
その他	△ 26,153	111,819
営業活動によるキャッシュ・フロー	827,664	△ 399,361
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	1,858,500	3,458,300
有価証券の取得による支出	△ 2,086,000	△ 3,785,300
有形固定資産の取得による支出	△ 6	△ 21
無形固定資産の取得による支出	△ 203	△ 249
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 227,710	△ 327,271
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
国庫納付による支出	△ 60,000	△ 40,000
公営競技納付金による収入	9,041	13,691
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 50,958	△ 26,308
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	548,994	△ 752,940
VI 現金及び現金同等物の期首残高	557,437	1,106,432
VII 現金及び現金同等物の期末残高	1,106,432	353,491

重要な会計方針

項目	令和2年度 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法(定額法)により行っております。	同左
2.デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法により行っております。	同左
3.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 23年～47年 その他 2年～19年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左
4.繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3)退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 同左 (4)役員退職慰労引当金 同左

項目	令和2年度 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)
7.収益の計上基準	—	当機構は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2020年3月31日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。
8.ヘッジ会計の方法	<p>(1)ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。 また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 [1]ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 [2]ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 [3]ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金</p> <p>(3)ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3)ヘッジ方針 同左</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
9.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。	同左
10.地方公共団体健全化基金の会計処理	法第46条第1項の規定に基づき「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。	同左

11.金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え(公営企業債券の借換えを除く。)に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(平成20年総務省令第87号)第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成20年政令第226号。以下「整備令」という。)第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」(平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。)第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左
12.利差補てん積立金の会計処理	<p>公営企業金融公庫(以下「旧公庫」という。)が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左
13.管理勘定利益積立金の会計処理	<p>管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。</p>	同左
14.消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。</p>	同左

会計方針の変更

令和2年度 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)
—	<p>1.収益認識会計基準等の適用 収益認識会計基準等を当事業年度の期首から適用しております。なお、収益認識会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>2.時価の算定に関する会計基準等の適用 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価算定会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はありません。</p>

追加情報

令和2年度 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)
<p>国庫納付について</p> <p>法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、令和3年度から令和6年度までの4年間で総額5,700億円を国に納付することとなりました。令和3年度においては、「令和2年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」(令和3年総務省・財務省令第1号)による改正後の「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和2年総務省・財務省令第1号)に基づき、同準備金2,400億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。</p>	<p>国庫納付について</p> <p>法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、令和4年度から令和6年度までの3年間で総額1,300億円を国に納付することとなりました。令和4年度においては、「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」(令和4年総務省・財務省令第2号)による改正後の「令和4年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和2年総務省・財務省令第1号)に基づき、同準備金500億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。</p>

注記事項等

【重要な会計上の見積りに関する注記】

令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
<p>1.貸倒引当金</p> <p>(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額</p> <p>—</p> <p>(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報</p> <p>機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【貸借対照表に関する注記】2.貸付金に記載のとおり、現在破綻先債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと ・【金融商品に関する注記】1. (3) [1]①貸付債権に係る信用リスクに記載のとおり、機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっていること <p>上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。</p>	同左

【表示方法の変更】

令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
<p>(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)</p> <p>「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に【重要な会計上の見積りに関する注記】を記載しております。</p>	—

【貸借対照表に関する注記】

令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額 818百万円	1.有形固定資産の減価償却累計額 953百万円
2.貸付金 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。	2.貸付金 同左
3.担保提供資産 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,410,767百万円の一般担保に供しております。	3.担保提供資産 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,103,035百万円の一般担保に供しております。
4.特別法上の準備金等 (1)金利変動準備金 法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものです。 (2)公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。 (3)利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。	4.特別法上の準備金等 同左

【損益計算書に関する注記】

令和2年度 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)
1.当期純利益の勘定別内訳 一般勘定 27,388百万円 管理勘定 - 百万円	1.当期純利益の勘定別内訳 一般勘定 32,263百万円 管理勘定 - 百万円
2.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について 令和2年度においては「令和2年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和2年総務省・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、公庫債権金利変動準備金600億円を取り崩し、同額を国に納付しております。	2.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について 令和3年度においては「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」(令和3年総務省・財務省令第4号)による改正後の「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和2年総務省・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、公庫債権金利変動準備金400億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

【金融商品に関する注記】

○令和2年度

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額(基準財政需要額)に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」(昭和56年法律第59号)及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマス

ター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・ 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・ 今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から令和4年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・ この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・ 一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第14条の規定に基づき、以下のとおり公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

- 地方交付税の総額確保のため、令和3年度及び令和4年度の2年間で総額4,000億円
- 森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円
- 上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から令和5年度までの6年間で総額15億円以内

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和3年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は26,577百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は26,936百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和3年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は7,601百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は7,683百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸付金	23,144,389	24,261,858	1,117,468
(2)有価証券 満期保有目的のもの	593,000	593,000	-
(3)現金預け金	1,106,432	1,106,432	-
(4)金融商品等差入担保金	3,282	3,282	-
資産計	24,847,103	25,964,572	1,117,468
(1)債券	20,410,767	20,921,734	510,966
(2)借入金	294,000	295,557	1,557
(3)金融商品等受入担保金	33,480	33,480	-
負債計	20,738,247	21,250,771	512,524
デリバティブ取引 ^{※1} ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

※1 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和3年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2)有価証券

全て満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

(3)現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4)金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,938,045	1,619,503	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	4,000	-	※2	
合計			1,962,045	1,639,503		

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,827,111	1,807,446	1,738,903	1,639,048	1,550,567	6,474,349	6,434,507	1,618,862	53,593
有価証券									
満期保有 目的のもの	593,000	-	-	-	-	-	-	-	-
預け金	1,106,432	-	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,345,072	2,142,677	2,335,910	1,927,159	1,855,037	5,839,242	3,581,596	263,500	125,000
借入金	1,000	-	86,200	83,400	88,000	31,800	3,600	-	-

○令和3年度

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、パーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- 国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額(基準財政需要額)に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」(昭和56年法律第59号)及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・ 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・ 今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から令和4年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・ この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・ 一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第14条の規定に基づき、以下のとおり公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

- 森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円
- 上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から令和5年度までの6年間で総額15億円以内

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預

金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和4年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は29,584百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は29,985百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和4年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は6,319百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は6,383百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

2.金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸付金	23,550,819	24,209,869	659,049
(2)有価証券 満期保有目的のもの	920,000	920,000	-
(3)現金預け金	353,491	353,491	-
(4)金融商品等差入担保金	812	812	-
資産計	24,825,123	25,484,172	659,049
(1)債券	20,103,035	20,372,729	269,694
(2)借入金	399,500	398,522	△ 977
(3)金融商品等受入担保金	147,451	147,451	-
負債計	20,649,986	20,918,702	268,716
デリバティブ取引 ^(*) ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1)有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

(2)デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているもの)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,979,994	1,733,986	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	14,000	-	※2	
合計			2,013,994	1,753,986		

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,832,862	1,778,906	1,721,508	1,654,724	1,575,726	6,594,968	6,644,476	1,682,848	64,796
有価証券									
満期保有 目的のもの	920,000	-	-	-	-	-	-	-	-
預け金	353,491	-	-	-	-	-	-	-	-

(注3)債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,142,677	2,335,910	2,012,996	2,015,037	1,367,846	6,047,001	3,778,644	284,500	122,000
借入金	-	86,200	83,400	88,000	104,500	33,800	3,600	-	-

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当なし

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1)貸付金	-	-	24,209,869	24,209,869
(2)有価証券 満期保有目的のもの	-	920,000	-	920,000
(3)現金預け金	-	353,491	-	353,491
(4)金融商品等差入担保金	-	812	-	812
資産計	-	1,274,303	24,209,869	25,484,172
(1)債券	-	20,372,729	-	20,372,729
(2)借入金	-	398,522	-	398,522
(3)金融商品等受入担保金	-	147,451	-	147,451
負債計	-	20,918,702	-	20,918,702
デリバティブ取引 ^(*) ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-	-

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(1)貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和4年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、後年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

(2)有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(3)現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(4)金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1)債券

当機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル2に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(2)借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(3)金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

該当なし

【有価証券に関する注記】

○令和2年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	593,000	593,000	-
	小計	593,000	593,000	-
合計		593,000	593,000	-

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

○令和3年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	譲渡性預金	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	920,000	920,000	-
	小計	920,000	920,000	-
合計		920,000	920,000	-

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

【デリバティブ取引に関する注記】

令和2年度 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)
<p>1.取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。</p> <p>2.取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>(1)ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 [1]ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 [2]ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 [3]ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金</p> <p>(3)ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3.取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。 ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSAを締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>4.取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>	<p>1.取引の内容 同左</p> <p>2.取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3)ヘッジ方針 同左</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>3.取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>4.取引に係るリスク管理体制 同左</p>

【退職給付に関する注記】

令和2年度 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)																																																				
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p>																																																				
<p>2. 確定給付型の制度</p> <p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">62百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>制度への拠出額</td> <td style="text-align: right;"><u>7百万円</u></td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>52百万円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">184百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>△ 181百万円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;"><u>49百万円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>52百万円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>52百万円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>52百万円</u></td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付に関連する損益</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">簡便法で計算した退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table>	期首における退職給付引当金	62百万円	退職給付費用	0百万円	退職給付の支払額	2百万円	制度への拠出額	<u>7百万円</u>	期末における退職給付引当金	<u>52百万円</u>	積立型制度の退職給付債務	184百万円	年金資産	<u>△ 181百万円</u>		2百万円	非積立型制度の退職給付債務	<u>49百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>52百万円</u>	退職給付引当金	<u>52百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>52百万円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	0百万円	<p>2. 確定給付型の制度</p> <p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">52百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>制度への拠出額</td> <td style="text-align: right;"><u>7百万円</u></td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>64百万円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">196百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>△ 186百万円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;"><u>54百万円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>64百万円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>64百万円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>64百万円</u></td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付に関連する損益</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">簡便法で計算した退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> </table>	期首における退職給付引当金	52百万円	退職給付費用	22百万円	退職給付の支払額	2百万円	制度への拠出額	<u>7百万円</u>	期末における退職給付引当金	<u>64百万円</u>	積立型制度の退職給付債務	196百万円	年金資産	<u>△ 186百万円</u>		10百万円	非積立型制度の退職給付債務	<u>54百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>64百万円</u>	退職給付引当金	<u>64百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>64百万円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	22百万円
期首における退職給付引当金	62百万円																																																				
退職給付費用	0百万円																																																				
退職給付の支払額	2百万円																																																				
制度への拠出額	<u>7百万円</u>																																																				
期末における退職給付引当金	<u>52百万円</u>																																																				
積立型制度の退職給付債務	184百万円																																																				
年金資産	<u>△ 181百万円</u>																																																				
	2百万円																																																				
非積立型制度の退職給付債務	<u>49百万円</u>																																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>52百万円</u>																																																				
退職給付引当金	<u>52百万円</u>																																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>52百万円</u>																																																				
簡便法で計算した退職給付費用	0百万円																																																				
期首における退職給付引当金	52百万円																																																				
退職給付費用	22百万円																																																				
退職給付の支払額	2百万円																																																				
制度への拠出額	<u>7百万円</u>																																																				
期末における退職給付引当金	<u>64百万円</u>																																																				
積立型制度の退職給付債務	196百万円																																																				
年金資産	<u>△ 186百万円</u>																																																				
	10百万円																																																				
非積立型制度の退職給付債務	<u>54百万円</u>																																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>64百万円</u>																																																				
退職給付引当金	<u>64百万円</u>																																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>64百万円</u>																																																				
簡便法で計算した退職給付費用	22百万円																																																				

勘定別情報（貸借対照表関係） （令和4年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	18,611,519	4,939,300		23,550,819
有価証券	920,000			920,000
現金預け金	353,491			353,491
金融商品等差入担保金	812			812
その他資産	3,260	2,932		6,193
有形固定資産	2,572			2,572
無形固定資産	976			976
一般勘定貸		600,043	△ 600,043	
資産の部合計	19,892,632	5,542,276	△ 600,043	24,834,865
負債の部				
債券	15,313,128	4,789,906		20,103,035
借入金	399,500			399,500
金融商品等受入担保金	147,451			147,451
その他負債	1,776	2,868		4,644
賞与引当金	59			59
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	64			64
役員退職慰労引当金	15			15
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	600,043		△ 600,043	
特別法上の準備金等	2,200,000	691,692		2,891,692
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		682,675		682,675
利差補てん積立金		9,017		9,017
負債の部合計	19,582,337	5,484,467	△ 600,043	24,466,761
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	298,035			298,035
一般勘定積立金	298,035			298,035
評価・換算差額等	△ 4,342			△ 4,342
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	310,295	57,808		368,104
負債及び純資産の部合計	19,892,632	5,542,276	△ 600,043	24,834,865

(注) 1.一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2.一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3.一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

勘定別情報（損益計算書関係） （令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	124,505	116,609	△ 5,246	235,867
資金運用収益	110,310	111,760		222,071
役務取引等収益	76			76
その他業務収益	15			15
その他経常収益	13,703			13,703
地方公共団体健全化基金受入額	13,691			13,691
その他の経常収益	11			11
管理勘定事務受託費	398		△ 398	
一般勘定貸受取利息		5	△ 5	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		4,843	△ 4,843	
経常費用	92,242	38,553	△ 5,246	125,548
資金調達費用	81,002	37,784		118,786
役務取引等費用	199	94		294
その他業務費用	2,839	242		3,081
営業経費	3,352	33		3,385
管理勘定借支払利息	5		△ 5	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	4,843		△ 4,843	
一般勘定事務委託費		398	△ 398	
経常利益	32,263	78,056	-	110,319
特別利益	-	43,697	-	43,697
公庫債権金利変動準備金取崩額		40,000		40,000
利差補てん積立金取崩額		3,697		3,697
特別損失	-	121,754	-	121,754
公庫債権金利変動準備金繰入額		81,754		81,754
国庫納付金		40,000		40,000
当期純利益	32,263	-	-	32,263

附属明細書

1. 有形固定資産等明細書

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,187	9	-	1,196	565	27	630
土地	1,659	-	-	1,659	-	-	1,659
その他の有形固定資産	625	52	8	669	387	112	281
有形固定資産計	3,472	61	8	3,525	953	139	2,572
無形固定資産							
ソフトウェア	1,691	399	273	1,816	842	355	974
その他の無形固定資産	2	2	2	2	-	-	2
無形固定資産計	1,694	402	276	1,819	842	355	976

2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

(単位：百万円)

銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債(国内債) 第23回～第123回地方公共団体金融機構債券	平成23年4月18日 ～令和2年1月21日	3,817,710	3,305,000 (490,000)	0.001 ～1.300	10年
政府保証債(国内債) 8年第1回～第7回地方公共団体金融機構債券	平成25年9月26日 ～平成29年2月24日	420,046	220,032	0.001 ～0.576	8年
政府保証債(国内債) 6年第16回～第20回地方公共団体金融機構債券	平成27年5月28日 ～平成28年10月28日	320,175	200,036 (200,036)	0.001 ～0.150	6年
政府保証債(国内債) 4年第8回～第13回地方公共団体金融機構債券	平成29年6月29日 ～令和3年8月26日	220,112	220,388	0.001	4年
非政府保証公募債 5年第19回～第30回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～令和3年11月18日	135,000	135,000 (30,000)	0.001 ～0.040	5年
非政府保証公募債 第23回～第154回地方公共団体金融機構債券	平成23年4月21日 ～令和4年3月17日	3,385,000	3,375,000 (485,000)	0.049 ～1.418	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第96回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～令和4年1月21日	1,765,000	1,890,000	0.180 ～2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第14回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～令和3年11月18日	150,000	180,000	0.446 ～1.864	30年
非政府保証公募債 40年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日 ～令和2年9月24日	40,000	40,000	0.646 ～0.882	40年
非政府保証公募債 F2～6、8～14、16～17、24、28～29、37、42～43、 45～47、49、51～52、54～56、59～68、71～73、 75～80、82～85、87～90、92～93、95～98、 100～109、111～112、115～134、136～139、 141～143、145～153、155～164、166～169、 171～179、181～210、212～243、245～276、 278～298、300～310、312～319、321～369、 371～400、403～669回 地方公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ～令和4年3月24日	3,117,917	3,303,546 (274,500)	0.001 ～2.334	2年 ～40年

銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率(%)	償還期限
非政府保証公募債 F211、F244回地方公共団体金融機構債券(変動利付)	平成26年2月26日 ～平成26年7月25日	20,000	20,000	変動	20年 ～30年
非政府保証債(外債) 第43～45、47～49、53～58、61～ 92回地方公共団体金融機構債券	平成26年5月1日 ～令和4年1月27日	1,935,253	1,977,602 (14,556百万米ドル) (1,584百万豪ドル) (2,080百万ユーロ) (246,007)	0.010 ～5.092	3年 ～15年
縁故債 A号第15回～第146回地方公共団体金融機構債券	平成23年4月21日 ～令和4年3月24日	2,260,000	2,110,000 (300,000)	0.069 ～1.460	10年
縁故債 B号第1回～第77回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和4年3月24日	429,000	541,500	0.069 ～0.511	10年
縁故債 C号第1回～第77回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和4年3月24日	594,000	715,500	0.190 ～1.154	20年
縁故債 D号第1回～第72回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～令和4年3月24日	740,000	890,000	0.190 ～0.778	20年
地方公共団体金融機構債券小計	-	19,399,215	19,173,606	-	-
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,976	84,979	2.07 ～2.29	20年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	84,976	84,979	-	-
政府保証債(国内債) 15年第2回～第5回公営企業債券	平成18年4月18日 ～平成19年7月18日	144,985	64,999 (64,999)	2.0 ～2.2	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,883	569,908 (49,998)	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,915	189,921	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	21,790	19,620 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
公営企業債券小計	-	926,574	844,449	-	-
合計	-	20,410,767	20,103,035	-	-

- (注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,103,035百万円の一般担保に供しております。
2. 「非政府保証債(外債)第43～45、47～49、53～58、61～92回地方公共団体金融機構債券」の「当期末残高」欄の[]は外貨建による金額です。
3. 「当期末残高」欄の(内書)は1年以内償還予定の金額です。
4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
債券	2,142,677	2,335,910	2,012,996	2,015,037	1,367,846

3. 借入金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,000	-	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	293,000	399,500	0.219	令和5年5月29日～ 令和22年3月16日
合 計	294,000	399,500	-	-

(注) 1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。
2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	-	86,200	83,400	88,000	104,500

4. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	59	59	59	-	59
役員賞与引当金	10	10	10	-	10
退職給付引当金	52	22	2	7	64
役員退職慰労引当金	21	9	13	1	15

5. 金利変動準備金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	2,200,000	-	-	-	-	2,200,000
公庫債権金利変動準備金	640,921	81,754		40,000	-	682,675
合 計	2,840,921	81,754	-	40,000	-	2,882,675

(注) 「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

6. 地方公共団体健全化基金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	920,287	13,691	-	13,691	-	920,287
合 計	920,287	13,691	-	13,691	-	920,287

(注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。
2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

内部統制報告書

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第19条第1項及び第28条
【作成日】	令和4年5月27日
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 佐藤文俊
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園1-3市政会館
【縦覧に供する場所】	東京都千代田区日比谷公園1-3市政会館

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長佐藤文俊は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和4年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。また、対象の性質に応じて、決算業務の適正性(決算・財務報告プロセス統制)、ITの適切な運営(IT全般統制)についての評価活動を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日(令和4年3月31日)現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

健全化判断比率等に基づく 令和3年度末貸付残高の分類

令和3年度の機構貸付残高23兆5,508億円のうち、23兆5,399億円、99.95%は、地方公共団体向けの貸付債権となっております。

近年、一部の地方公共団体において、公債費の増大により、財政が硬直化する団体が見られるようになりました。

国は、そのような地方公共団体及び地方公営企業の財政を、早期に健全化させるため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）を制定し、財政の硬直化が見られる地方公共団体及び地方公営企業における早期健全化を進めています。

機構では、財政健全化法による分類を元に、地方公共団体・地方公営企業の財政状況を把握するとともに貸付残高の分類を行い、債権管理を実施しております。

1. 地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）への貸付残高の状況

（単位：百万円）

財政健全化法による分類	団体数	令和2年度末貸付残高	割合	団体数	令和3年度末貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	6,431	0.03%	1	7,222	0.03%	0	790	0.00%
財政健全化団体	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全団体	2,166	23,122,242	99.97%	2,163	23,532,696	99.97%	-3	410,453	0.00%
合計	2,167	23,128,674	100.00%	2,164	23,539,918	100.00%	-3	411,244	

（注）1. 地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）への貸付残高は、各地方公共団体への一般会計債、臨時財政対策債、減収補填債及び公営企業債の貸付残高の合計である。

2. 都道府県・市区町村、一部事務組合等の残高に地方道路公社（11）10,901百万円を加えると、令和3年度末貸付残高は23,550,819百万円となる。

3. 「令和3年度末貸付残高」は、総務省が令和3年度に発表した「令和2年度決算に基づく健全化判断比率（確報値）」により分類。

4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。

5. 「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体である。

6. 「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体である。

7. 「健全団体」とは、前記5、6以外の団体である。

2. 地方公営企業への貸付残高の状況

（単位：百万円）

財政健全化法による分類	事業主体数	令和2年度末貸付残高	割合	事業主体数	令和3年度末貸付残高	割合	増減		
							事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	0	0	0.00%	1	76,543	0.62%	1	76,543	0.62%
健全企業	4,659	12,548,170	100.00%	4,485	12,173,198	99.38%	-174	-374,972	-0.62%
合計	4,659	12,548,170	100.00%	4,486	12,249,742	100.00%	-173	-298,428	

（注）1. 「令和3年度末貸付残高」は、総務省が令和3年度に発表した「令和2年度決算に基づく資金不足比率（確報値）」により分類。

2. 「令和2年度末貸付残高」及び「令和3年度末貸付残高」は、1の内数である。

3. 事業主体数とは、地方公共団体及び一部事務組合・広域連合・企業団が所管する各事業数である。

4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。

5. 「経営健全化企業」とは、財政健全化法に基づき、経営健全化計画を定めている事業主体である。

6. 「健全企業」とは、前記5以外の事業主体である。

地方公共団体金融機構貸付債権における 自己査定結果（令和3年度末残高）

（単位：百万円）

	自己査定による 債務者区分	自己査定による 債権分類	金融再生法に基づく 開示債権	銀行法に基づく リスク管理債権
機構には該当なし	破綻先 0 実質破綻先 0 破綻懸念先 0 要注意先 0 （要管理先に相当 ^{※2} ）		破産更生債権及び これらに準ずる債権 0 危険債権 0 要管理債権 0	破綻先債権 0 延滞債権 0 3ヶ月以上延滞債権 0 貸出条件緩和債 0
機構貸付債権	地方道路公社の内訳 要注意先(3公社) （要管理先以外に相当 ^{※2} ） 2,686 (0.01%) 正常先(8公社) 8,220 (0.03%)	地方道路公社(11公社) 10,906(0.05%) 地方公共団体 (非区分 ^{※3}) 23,545,992 (99.95%)	全債権 非分類 ^{※3}	全債権 正常債権
総計	23,556,898	23,556,898	23,556,898	23,556,898

（注）1. 地方道路公社については機構が定める自己査定に関する規程の区分を用い、地方公共団体については貸付審査に関する規程の区分を用いて、貸付債権を適正に管理している。

2. 地方道路公社の自己査定による債務者区分は、令和2年度決算の数値を用いて区分している。

3. 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金である。

4. 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。

【参考】

※1 自己査定に関する規程は令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」（以下「廃止マニュアル」という。）に準じて独自に定めたものですが、地方道路公社に対する新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施します。

※2 廃止マニュアルでは、債務者区分は5区分とされているが、債務者区分と金融再生法に基づく開示債権等との関係性を明示するため、便宜的に要注意先を2つ（要管理先に相当・要管理先以外に相当）に区分して表記している。

※3 廃止マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分は要しないもの（非区分）とされ、債権分類については非分類とされている。

市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、 ΔEVE ^{注1}のTier1資本相当額^{注2}に対する比率をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行うこととしておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

(注) 1. 金融庁が定めた監督指針に基づいて我が国の民間金融機関が適用を受ける重要性テストに準じて算出した、金利ショックに対する経済的価値の減少額の最大値を指します。

(注) 2. 金利変動準備金も民間金融機関のTier1資本に相当するものとしています。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととした ΔEVE のTier1資本相当額に対する比率は、令和4年3月31日現在、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	ΔEVE のTier1 資本相当額に 対する比率 (a) = (b) / (e)	ΔEVE (100ベース・ポイントの金利上昇による時価変動額) ※利益はプラス、損失はマイナス			Tier1資本に 相当する額 (e)
		合計 (b) = (c) + (d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	11.1% (+1.0)	△ 278,804 (△ 28,340)	△ 1,420,589 (△ 64,758)	1,141,785 (+36,418)	2,510,295 (+27,483)

(注) ()内は前年同期比

ΔEVE のTier1資本相当額に対する比率は以下の条件等に基づき算出しております。

a. 将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還等は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

b. 指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、令和4年3月31日現在の国債レートを用いております。

c. ΔEVE の算出について

ΔEVE の算出にあたっては、令和4年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利(国債レート)について、①一律に上昇、②一律に下落、③スティープ化、④フラット化、⑤短期金利が上昇、⑥短期金利が下落すると想定した場合のいずれかのうち、時価損失額が最も大きくなる額としています。

なお、金利が一律に上昇することを想定した場合に、時価損失額が最も大きくなることを把握しており、外貨建債券は通貨スワップ、外貨預金は為替予約取引を行っていることから、100ベース・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

流動性リスクに係る定量的情報

機構では、平成27年3月から自主的な取組としてバーゼルIII規制を参考にして流動性リスク管理の対応を行っており、ALM委員会の下で流動性補完資産確保方針を定め、翌月の機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産（＝流動性補完資産）を保有しております。

機構の主要な資金収支は、自治体への貸付け及び貸付けに伴う回収、債券発行を中心とした市場からの資金調達及び資金調達に伴う元利金の支払いです。このことから、機構における資金流出及び資金流入は限定的であり、あらかじめ翌月の資金収支が予測できるため、当月末時点を基準として、資金管理部署において流動性補完資産を保有しております。また、当月末時点での流動性補完資産の保有状況について、資金管理部署とは独立したリスク管理部署においてモニタリングをしております。

(単位：百万円、%〔四捨五入により計上〕)

項目		令和3年3月末		令和4年3月末	
<1>流動性補完資産					
1	流動資産の合計額 ^{※1}	100,000		115,000	
<2>資金流出額					
		資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額	資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額
2	無担保資金調達に係る資金	0	0	0	0
3	負債性有価証券の額	345,980	345,980	410,511	410,511
4	資金流出合計額		345,980		410,511
<3>資金流入額					
		資金流入率を乗じる前の額	資金流入率を乗じた後の額	資金流入率を乗じる前の額	資金流入率を乗じた後の額
5	資金運用等に係る資金流入額 ^{※2}	376,000	259,485	348,000	307,883
6	貸付金等の回収に係る資金流入額	0	0	0	0
7	その他資金流入額 ^{※3}	0	0	0	0
8	資金流入合計額 ^{※4}	376,000	259,485	348,000	307,883
<4>流動性補完資産比率					
9	算入可能流動資産の合計額		100,000		115,000
10	純資金流出額		86,495		102,628
11	流動性補完資産比率		116		112
<参考>					
	準流動資産の合計額 ^{※5}		947,432		203,483
	準流動性補完資産比率 ^{※6}		1,211		310

※1 機構は中央銀行(日本銀行)には預金口座を保有していないため、流動資産とは当座預金及び国庫短期証券、利付国債により保有する金額です。なお、当座預金は、万が一預金先金融機関が破綻した場合においても、預金保険制度により預金全額が保護対象となっております。

※2 資金運用等に係る資金流入額は、地方公共団体金融機構法第45条第2号又は第3号に定めのあるもののうち、元本が確保されかつ期日の定めのある一定要件を満たしたものです。

※3 その他資金流入額とは、政府保証債発行額です。

※4 資金流入合計額は、資金流出合計額に75%を乗じて得た額が上限となっております。

※5 準流動資産とは、普通預金により保有する金額です。

※6 準流動性補完資産比率とは、流動資産と準流動資産の合計額を合算した値を純資金流出額で除して算出しております。

6章

参考資料・機構データ

参考資料	110
	>
代表者会議・経営審議委員会開催実績(令和3年度)	110
令和3年度地方債計画資金区分(第1次改正後)	111
令和3年度事業別貸付計画	114
令和3年度貸付金回収状況	115
令和3年度末事業別貸付残高	116
令和3年度末都道府県別貸付残高	118
令和4年度同意(許可)債貸付条件一覧	122
令和4年度地方債計画	124
令和3年度債券発行実績	129
機構データ	133
	>
沿革	133
組織図	134
役員・所在地	135

代表者会議・経営審議委員会開催実績（令和3年度）

◆ 代表者会議の開催実績

回数	年月日	概要
第63回	令和3年6月18日	・令和2年度決算 ・会計監査人の選任
第64回	令和3年6月29日	・役員の任命の同意
第65回	令和3年8月1日	・議長の互選（報告）
第66回	令和3年9月27日	・役員の任命及び任命の同意
第67回	令和4年3月16日	・令和4年度事業計画 ・令和4年度予算、資金計画、収支に関する中期的な計画

◆ 経営審議委員会の開催実績

回数	年月日	概要
第36回	令和3年6月8日	・令和2年度決算
第37回	令和4年3月4日	・令和4年度事業計画 ・令和4年度予算

令和3年度地方債計画資金区分(第1次改正後)

◆ 通常収支分

(単位：億円)

項目	合計	公的資金			民間等資金		
		計	財政融資	地方公共団体 金融機構	計	市場公募	銀行等 引受
一 一般会計債							
1 公共事業等	16,098	5,559	5,194	365	10,539	7,734	2,805
2 公営住宅建設事業	1,103	403	278	125	700	676	24
3 災害復旧事業	2,106	2,106	2,106	0	0	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,319	1,370	1,162	208	1,949	1,229	720
(1) 学校教育施設等	1,223	687	626	61	536	463	73
(2) 社会福祉施設	371	92	0	92	279	207	72
(3) 一般廃棄物処理	639	498	443	55	141	123	18
(4) 一般補助施設等	549	93	93	0	456	130	326
(5) 施設(一般財源化分)	537	0	0	0	537	306	231
5 一般単独事業	27,724	5,977	826	5,151	21,747	11,009	10,738
(1) 一般	2,322	79	0	79	2,243	2,026	217
(2) 地域活性化	690	86	0	86	604	531	73
(3) 防災対策	871	264	126	138	607	364	243
(4) 地方道路等	3,221	303	0	303	2,918	2,895	23
(5) 旧合併特例	6,200	905	0	905	5,295	528	4,767
(6) 緊急防災・減災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	1,554	1,768
(7) 公共施設等適正管理	4,320	955	0	955	3,365	1,424	1,941
(8) 緊急自然災害防止対策 (うち流域治水対策分)	4,000 (1,000)	1,707 (700)	700 (700)	1,007 (0)	2,293 (300)	1,071 (180)	1,222 (120)
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	0	1,100	616	484
6 辺地及び過疎対策事業	5,520	5,515	4,813	702	5	0	5
(1) 辺地対策	520	520	520	0	0	0	0
(2) 過疎対策	5,000	4,995	4,293	702	5	0	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	0	345	68	277
8 行政改革推進	700	0	0	0	700	533	167
9 調整	100	0	0	0	100	34	66
計	57,015	20,930	14,379	6,551	36,085	21,283	14,802
二 公営企業債							
1 水道事業	6,150	5,229	2,690	2,539	921	384	537
2 工業用水道事業	346	103	0	103	243	31	212
3 交通事業	1,792	454	77	377	1,338	674	664
4 電気事業・ガス事業	195	58	0	58	137	32	105
5 港湾整備事業	571	195	167	28	376	117	259
6 病院事業・介護サービス事業	3,637	1,858	738	1,120	1,779	962	817
7 市場事業・と畜場事業	466	46	0	46	420	181	239
8 地域開発事業	658	0	0	0	658	386	272
9 下水道事業 (うち雨水対策分)	12,459 (2,700)	9,513 (1,900)	5,700 (1,900)	3,813 (0)	2,946 (800)	1,090 (310)	1,856 (490)
10 観光その他事業	56	3	0	3	53	6	47
計	26,330	17,459	9,372	8,087	8,871	3,863	5,008
合計	83,345	38,389	23,751	14,638	44,956	25,146	19,810
三 臨時財政対策債	54,796	22,432	14,685	7,747	32,364	19,554	12,810
四 退職手当債	800	0	0	0	800	0	800
五 補正予算債	12,748	6,211	6,143	68	6,537	0	6,537
総計	151,689	67,032	44,579	22,453	84,657	44,700	39,957

1 章 事業概況

2 章 業務の紹介

3 章 業務運営体制

4 章 機構の役割及び
今後のあり方

5 章 機構の財務状況

6 章 参考資料・
機構データ

◆ 東日本大震災分

復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目	合 計	公的資金	
		財政融資	地方公共団体 金融機構
一般会計債			
公営住宅建設事業	7	5	2
災害復旧事業	2	2	0
一般単独事業	1	0	1
計	10	7	3
公営企業債			
水道事業	1	1	0
計	1	1	0
総 計	11	8	3

◆ 通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位：億円)

項目	合計	公的資金			民間等資金		
		計	財政融資	地方公共団体 金融機構	計	市場公募	銀行等 引受
一 一般会計債							
1 公共事業等	16,098	5,559	5,194	365	10,539	7,734	2,805
2 公営住宅建設事業	1,110	410	283	127	700	676	24
3 災害復旧事業	2,108	2,108	2,108	0	0	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,319	1,370	1,162	208	1,949	1,229	720
(1) 学校教育施設等	1,223	687	626	61	536	463	73
(2) 社会福祉施設	371	92	0	92	279	207	72
(3) 一般廃棄物処理	639	498	443	55	141	123	18
(4) 一般補助施設等	549	93	93	0	456	130	326
(5) 施設(一般財源化分)	537	0	0	0	537	306	231
5 一般単独事業	27,725	5,978	826	5,152	21,747	11,009	10,738
(1) 一般	2,323	80	0	80	2,243	2,026	217
(2) 地域活性化	690	86	0	86	604	531	73
(3) 防災対策	871	264	126	138	607	364	243
(4) 地方道路等	3,221	303	0	303	2,918	2,895	23
(5) 旧合併特例	6,200	905	0	905	5,295	528	4,767
(6) 緊急防災・減災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	1,554	1,768
(7) 公共施設等適正管理	4,320	955	0	955	3,365	1,424	1,941
(8) 緊急自然災害防止対策 (うち流域治水対策分)	4,000 (1,000)	1,707 (700)	700 (700)	1,007 (0)	2,293 (300)	1,071 (180)	1,222 (120)
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	0	1,100	616	484
6 辺地及び過疎対策事業	5,520	5,515	4,813	702	5	0	5
(1) 辺地対策	520	520	520	0	0	0	0
(2) 過疎対策	5,000	4,995	4,293	702	5	0	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	0	345	68	277
8 行政改革推進	700	0	0	0	700	533	167
9 調整	100	0	0	0	100	34	66
計	57,025	20,940	14,386	6,554	36,085	21,283	14,802
二 公営企業債							
1 水道事業	6,151	5,230	2,691	2,539	921	384	537
2 工業用水道事業	346	103	0	103	243	31	212
3 交通事業	1,792	454	77	377	1,338	674	664
4 電気事業・ガス事業	195	58	0	58	137	32	105
5 港湾整備事業	571	195	167	28	376	117	259
6 病院事業・介護サービス事業	3,637	1,858	738	1,120	1,779	962	817
7 市場事業・と畜場事業	466	46	0	46	420	181	239
8 地域開発事業	658	0	0	0	658	386	272
9 下水道事業 (うち雨水対策分)	12,459 (2,700)	9,513 (1,900)	5,700 (1,900)	3,813 (0)	2,946 (800)	1,090 (310)	1,856 (490)
10 観光その他事業	56	3	0	3	53	6	47
計	26,331	17,460	9,373	8,087	8,871	3,863	5,008
合計	83,356	38,400	23,759	14,641	44,956	25,146	19,810
三 臨時財政対策債	54,796	22,432	14,685	7,747	32,364	19,554	12,810
四 退職手当債	800	0	0	0	800	0	800
五 補正予算債	12,748	6,211	6,143	68	6,537	0	6,537
総計	151,700	67,043	44,587	22,456	84,657	44,700	39,957

1 章 事業概況

2 章 業務の紹介

3 章 業務運営体制

4 章 機構の役割及び
今後のあり方

5 章 機構の財務状況

6 章 参考資料・
機構データ

令和3年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

事業等名	区分	令和3年度 計画額 (A)	令和2年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B)=(C)	増減率 (C)/(B)×100	【参考】地方債計画計上額 当初計画ベース		
						令和3年度	令和2年度	差引
一般会 計債	公共事業等	317	349	△ 32	△ 9.2	365	286	79
	公営住宅事業	124	125	△ 1	△ 0.8	127	124	3
	学校教育施設等整備事業	81	108	△ 27	△ 25.0	61	56	5
	社会福祉施設整備事業	90	97	△ 7	△ 7.2	92	92	0
	一般廃棄物処理事業	66	141	△ 75	△ 53.2	55	55	0
	一般事業	60	71	△ 11	△ 15.5	80	80	0
	地域活性化事業	107	98	9	9.2	86	86	0
	防災対策事業	134	148	△ 14	△ 9.5	138	138	0
	地方道路等整備事業	257	244	13	5.3	303	290	13
	合併特例事業	933	870	63	7.2	905	879	26
	緊急防災・減災事業	1,453	1,260	193	15.3	1,678	1,678	0
	公共施設等適正管理推進事業	831	664	167	25.2	955	939	16
	緊急自然災害防止対策事業	870	751	119	15.8	1,007	1,007	0
	過疎対策事業	594	410	184	44.9	702	655	47
	計	5,917	5,336	581	10.9	6,554	6,365	189
臨時財政対策債	6,014	4,330	1,684	38.9	7,747	4,145	3,602	
減収補填債	6,000	0	6,000	皆増	0	0	0	
(一般会計債等分 計)	17,931	9,666	8,265	85.5	14,301	10,510	3,791	
公 営 企 業 債	水道事業(上水道)	1,963	1,863	100	5.4	2,092	2,176	△ 84
	水道事業(簡易水道)	74	96	△ 22	△ 22.9	79	112	△ 33
	交通事業(一般交通)	28	28	0	0.0	36	34	2
	交通事業(都市高速鉄道)	261	247	14	5.7	330	300	30
	病院事業	1,004	1,041	△ 37	△ 3.6	1,107	1,087	20
	下水道事業	3,593	3,400	193	5.7	3,652	3,747	△ 95
	工業用水道事業	74	82	△ 8	△ 9.8	90	101	△ 11
	電気事業	36	43	△ 7	△ 16.3	43	52	△ 9
	ガス事業	13	21	△ 8	△ 38.1	15	26	△ 11
	介護サービス事業	11	11	0	0.0	13	12	1
	市場事業	88	73	15	20.5	37	33	4
	と畜場事業	1	1	0	0.0	0	1	△ 1
	駐車場事業	2	2	0	0.0	2	3	△ 1
小計	7,148	6,908	240	3.5	7,496	7,684	△ 188	

(単位：億円、%)

事業等名	区分	令和3年度 計画額 (A)	令和2年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B)=(C)	増減率 (C)/(B)×100	【参考】地方債計画計上額 当初計画ベース		
						令和3年度	令和2年度	差 引
公営企業債	港湾整備事業	19	25	△ 6	△ 24.0	28	28	0
	観光施設事業・ 産業廃棄物処理事業	2	1	1	100.0	1	3	△ 2
	小計	21	26	△ 5	△ 19.2	29	31	△ 2
	計	7,169	6,934	235	3.4	7,525	7,715	△ 190
	計	25,100	16,600	8,500	51.2	21,826	18,225	3,601 (対前年比+19.8%)

- (注) 1. 事業等名は、令和3年度地方債計画に基づき区分した。
2. 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。
3. 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計4億円を計上した。
4. 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。
・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

令和3年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分		元 金		利 息	
		件 数	金 額	件 数	金 額
長期貸付 定期償還	一般貸付	461,206	1,814,560	521,811	221,899
	公社貸付	162	4,814	162	240
	計	461,368	1,819,374	521,973	222,139
長期繰上償還	一般貸付	328	25,527	291	1
	公社貸付	-	-	-	-
	計	328	25,527	291	1
同意(許可)前貸付償還		-	-	-	-
短期貸付償還		-	-	-	-
計		461,696	1,844,901	522,264	222,140

(注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

令和3年度末事業別貸付残高

区分	事業等名	件数(件)	金額(百万円)	構成比(%)
一般会計債	公共事業等	5,334	514,950	2.2%
	公営住宅	3,277	208,574	0.9%
	全国防災	1,264	113,349	0.5%
	学校教育施設等整備	1,792	88,315	0.4%
	社会福祉施設整備	1,898	112,007	0.5%
	一般廃棄物処理	519	52,621	0.2%
	一般	1,001	83,297	0.3%
	地域活性化	1,817	84,235	0.4%
	防災対策	3,064	170,049	0.7%
	地方道路等整備	6,364	479,212	2.0%
	合併特例	6,154	1,096,861	4.7%
	緊急防災・減災	12,875	836,627	3.5%
	公共施設最適化	88	19,430	0.1%
	公共施設等適正管理推進	2,084	276,691	1.2%
	緊急自然災害防止対策	1,987	154,461	0.7%
	過疎対策	2,588	104,814	0.4%
	臨時地方道整備	8,785	377,327	1.6%
	臨時河川等整備	911	14,218	0.1%
	臨時高等学校整備	74	7,407	0.0%
	一般補助施設整備等	31	5,660	0.0%
	(小計)	61,907	4,800,103	20.4%
	臨時財政対策債	9,340	6,022,554	25.6%
	減収補填債	488	526,388	2.2%
公営企業債	上水道	45,203	2,812,933	11.9%
	簡易水道	8,243	230,477	1.0%
	一般交通	172	13,631	0.1%
	高速鉄道	676	721,402	3.1%
	病院	4,575	1,134,567	4.8%
	下水道	119,445	6,869,489	29.2%
	工業用水道	2,049	155,029	0.7%
	電気	409	49,045	0.2%
	ガス	287	23,910	0.1%

区分	事業等名	件数(件)	金額(百万円)	構成比(%)
公営企業債	港湾整備	737	36,411	0.2%
	介護サービス	404	18,267	0.1%
	市場	612	106,275	0.4%
	と畜場	104	7,108	0.0%
	観光施設	71	2,207	0.0%
	駐車場	100	10,036	0.0%
	産業廃棄物処理	7	86	0.0%
	(小計)	183,094	12,190,874	51.8%
	計	254,829	23,539,918	100.0%
地方道路公社	有料道路(公社)	63	10,901	0.0%
	合計	254,892	23,550,819	100.0%

(注) 1. 有料道路事業については、機構の貸付対象事業とされておりません。また、機構は、地方道路公社に対しては貸付けを行いません。
2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

令和3年度末都道府県別貸付残高

県 域	都 道 府 県		市		町 村	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
北海道	286	490,843	5,539	667,107	8,857	221,426
青森県	179	31,790	2,177	274,157	1,485	51,888
岩手県	244	58,359	2,717	250,375	901	33,431
宮城県	305	116,157	4,558	376,874	2,656	55,069
秋田県	203	30,914	4,579	272,468	1,032	8,932
山形県	205	78,398	2,850	172,575	1,942	35,405
福島県	381	94,653	3,658	237,514	3,093	55,887
茨城県	470	136,452	7,162	485,581	1,441	41,040
栃木県	257	73,546	3,230	240,638	930	31,222
群馬県	194	35,867	3,346	215,313	1,758	32,157
埼玉県	241	300,860	6,848	727,654	1,921	61,942
千葉県	367	157,477	5,462	742,287	936	26,876
東京都	85	90,290	2,261	306,400	170	4,526
神奈川県	194	232,516	3,349	790,461	1,355	51,968
新潟県	258	51,928	7,774	398,240	960	16,409
富山県	241	30,623	3,542	278,745	564	20,577
石川県	127	26,747	2,838	174,223	1,296	45,235
福井県	191	27,053	2,195	166,320	751	10,124
山梨県	136	28,536	2,700	104,988	940	15,271
長野県	276	44,847	4,129	249,855	3,177	55,165
岐阜県	225	163,553	4,353	214,650	1,379	42,664
静岡県	281	42,668	5,086	382,221	855	29,430
愛知県	202	268,421	5,343	623,888	919	26,193
三重県	388	159,287	4,017	319,224	1,103	29,689

(単位：件、百万円)

企業団等		道路公社		合計		構成比
件数	金額	件数	金額	件数	金額	
291	25,426			14,973	1,404,801	6.0%
114	16,810			3,955	374,645	1.6%
218	18,705			4,080	360,870	1.5%
126	8,358			7,645	556,459	2.4%
12	1,674			5,826	313,989	1.3%
177	10,243			5,174	296,622	1.3%
171	16,511			7,303	404,566	1.7%
267	28,009	1	9	9,341	691,091	2.9%
20	2,559			4,437	347,966	1.5%
248	25,782			5,546	309,118	1.3%
329	18,495			9,339	1,108,950	4.7%
573	42,298	3	476	7,341	969,414	4.1%
33	14,445			2,549	415,660	1.8%
52	27,548			4,950	1,102,493	4.7%
242	17,740			9,234	484,317	2.1%
149	12,819			4,496	342,764	1.5%
34	2,731			4,295	248,936	1.1%
65	3,215			3,202	206,711	0.9%
137	3,887			3,913	152,683	0.6%
179	11,624	1	6	7,762	361,498	1.5%
16	1,097			5,973	421,964	1.8%
74	7,823	5	76	6,301	462,219	2.0%
73	2,239	21	6,145	6,558	926,885	3.9%
30	4,072			5,538	512,272	2.2%

県 域	都 道 府 県		市		町 村	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
滋賀県	190	80,598	3,998	234,206	610	14,101
京都府	185	40,720	3,726	463,409	1,175	30,718
大阪府	79	253,117	6,216	1,259,941	970	39,009
兵庫県	302	475,933	8,378	962,398	2,247	88,331
奈良県	250	94,341	2,489	206,786	2,157	73,182
和歌山県	104	50,248	1,840	236,723	1,734	66,446
鳥取県	348	98,618	1,271	114,669	1,913	43,783
島根県	284	91,570	2,712	189,531	330	8,288
岡山県	195	82,499	4,516	305,121	1,264	25,165
広島県	464	195,211	4,188	421,320	980	31,310
山口県	406	59,879	4,226	262,040	622	11,059
徳島県	188	41,153	1,531	126,826	895	30,572
香川県	158	25,716	1,808	120,332	746	22,951
愛媛県	72	32,272	2,291	191,802	741	26,444
高知県	166	91,129	1,876	145,008	990	28,307
福岡県	92	174,691	5,468	830,656	2,323	105,885
佐賀県	71	37,712	1,628	151,280	662	28,805
長崎県	139	53,762	2,750	256,496	760	20,037
熊本県	152	89,138	2,747	189,609	1,833	54,703
大分県	77	29,060	2,361	138,827	215	7,382
宮崎県	133	68,482	2,038	151,750	748	21,805
鹿児島県	175	133,141	2,353	162,939	933	27,939
沖縄県	215	94,735	1,649	166,191	942	30,418
合計	10,381	5,165,507	171,773	15,959,616	66,211	1,839,167

(注) 1 四捨五入により計が一致しないことがあります。

2 東京都の「市」欄には特別区に対する貸付(300件、56,845百万円)を含む。

(単位：件、百万円)

企業団等		道路公社		合計		構成比
件数	金額	件数	金額	件数	金額	
168	7,212			4,966	336,116	1.4%
34	6,223	2	34	5,122	541,103	2.3%
497	71,316			7,762	1,623,384	6.9%
403	42,309	5	223	11,335	1,569,194	6.7%
51	3,951			4,947	378,259	1.6%
96	6,946			3,774	360,363	1.5%
33	1,721			3,565	258,791	1.1%
77	4,183			3,403	293,573	1.2%
90	10,157			6,065	422,942	1.8%
20	3,004	12	2,175	5,664	653,020	2.8%
64	3,266			5,318	336,245	1.4%
3	146			2,617	198,697	0.8%
574	21,767			3,286	190,766	0.8%
19	578			3,123	251,097	1.1%
11	6,885			3,043	271,329	1.2%
380	24,546	13	1,759	8,276	1,137,536	4.8%
150	9,123			2,511	226,920	1.0%
15	2,418			3,664	332,712	1.4%
67	21,843			4,799	355,293	1.5%
				2,653	175,269	0.7%
18	546			2,937	242,583	1.0%
17	1,181			3,478	325,199	1.4%
47	2,194			2,853	293,539	1.2%
6,464	575,628	63	10,901	254,892	23,550,819	100.0%

1章 事業概況

2章 業務の紹介

3章 業務運営体制

4章 機構の役割及び
今後のあり方

5章 機構の財務状況

6章 参考資料・
機構データ

令和4年度同意（許可）債貸付条件一覧

貸付の種類	貸付対象事業			貸付条件				利率の種類	償還の方法	
				固定金利方式		利率見直し方式				
				償還期限 年以内	据置期間 年以内	償還期限 年以内	据置期間 年以内			
一般貸付	長期貸付	公共事業等	道路事業	20	5	20	5	機構特別利率	半年賦元利均等償還または半年賦元金均等償還	
			学校教育施設等整備事業 (太陽光発電整備)	15	3	15	3			
			社会福祉施設整備事業	25	3	25	3			
		公営住宅事業	25	5	25	5				
		教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等整備事業	義務教育諸学校及び高等学校等施設	25	3	25			3
				幼稚園その他の学校施設等	25	3	25			3
			社会福祉施設整備事業	25	3	25	3			
			一般廃棄物処理事業	20	3	20	3			
		一般単独事業	一般事業	地域総合整備資金貸付事業	20	5	20			5
				被災施設復旧関連事業	30	5	30			5
				河川等分	20	5	20			5
				臨時高等学校改築等分						
				出資金・貸付金、負担金	30	5	30			5
			地域活性化事業	30	5	30	5			
			防災対策事業	20	5	20	5			
			地方道路等整備事業							
			合併特例事業							
			緊急防災・減災事業							
		公共施設等適正管理推進事業	緊急自然災害防止対策事業	公共施設等適正管理推進事業	30	5	30			5
				緊急自然災害防止対策事業						
				辺地対策事業	30	5	40			5
				上記以外の施設						
		過疎対策事業	簡易水道施設・下水道処理施設	簡易水道施設・下水道処理施設	30	5	40			5
				上記以外の施設	30	5	30			5
			出資及び上記以外の施設	簡易水道施設・下水道処理施設・港湾施設	30	5	40			5
				出資及び上記以外の施設	30	5	30			5
		過疎地域持続的発展特別事業	12	3	12	3				
臨時財政対策債	都道府県・指定都市に対する貸付け		-	-	30	3				
	上記以外の地方公共団体に対する貸付け				20	3				
公営企業債	水道事業	上水道	30	5	40	5				
		簡易水道								
	交通事業	一般交通	バス	5	1	-	-			
			電車	13	3	13	3			
			車庫・営業所	20	5	30	5			
			連絡船	15	3	15	3			
		高速鉄道	30	5	40	5				
	病院事業	病院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎	30	5	30	5				
		その他	10	2	10	2				
	下水道事業	30	5	40	5					
工業用水道事業	30	5	40	5						

貸付の種類	貸付対象事業		貸付条件					償還の方法	
			固定金利方式		利率見直し方式		利率の種類		
			償還期限 年以内	据置期間 年以内	償還期限 年以内	据置期間 年以内			
一般貸付	長期貸付	公営企業債 電気事業	水力発電	30	5	30	5	機構 特別利率	半年賦元利均等償還または半年賦元金均等償還
			廃棄物発電・ごみ固形燃料発電	15	3	15	3		
			風力発電	17	3	17	3		
			太陽光発電						
		ガス事業	25	5	25	5	基準利率		
		港湾整備事業	埋立	30	5	40		5	
			上屋・倉庫・貯木場	30	3	31		3	
			荷役機械・引船	17	3	17	3		
		介護サービス事業	30	5	30	5	機構 特別利率		
		市場事業	30	5	40	5			
		と畜場事業	30	5	30	5	基準利率		
		観光施設事業	水族館・動物園等等の建築物	18	3	18		3	
			上記以外の施設	10	3	10	3		
		駐車場事業	20	3	20	3	機構 特別利率		
		産業廃棄物処理事業	10	3	10	3	基準利率		
同意・許可前貸付	長期貸付の対象事業すべて		原則として長期貸付に振り替える日		-		基準利率		

備考1 公営住宅事業の償還期限は、東日本大震災対策、熊本地震対策、平成30年7月豪雨対策、令和元年台風第19号対策及び令和2年7月豪雨対策に係るもの(東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関連)については、「30年以内」とする。

備考2 辺地及び過疎対策事業のうち、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とする。

備考3 「出資金・貸付金・負担金」については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金に限る。(償還期限15年以内、据置期間8年以上)

備考4 「出資金・貸付金・負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。

備考5 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。

備考6 一般会計出資債の償還期限は、30年以内とする。

備考7 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとする。(ただし、臨時財政対策債については借入後5年ごと又は10年ごとの見直しとする。)

備考8 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。

この事業の償還期限及び据置期間は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業(合併特例事業を除く。))の償還期限及び据置期間とする。

本表により分類した場合のいずれにも属さないときは、財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第10条第1項第6号の規定による貸付けの償還期限及び据置期間とする。

令和4年度地方債計画

1. 令和4年度地方債計画（通常収支分）

（単位：億円、％）

項目	令和4年度 計画額(A)	令和3年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)=(C)	増減率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,905	16,098	△193	△1.2
2 公営住宅建設事業	1,090	1,103	△13	△1.2
3 災害復旧事業	1,127	1,141	△14	△1.2
4 教育・福祉施設等整備事業	3,707	3,319	388	11.7
(1) 学校教育施設等	1,454	1,223	231	18.9
(2) 社会福祉施設	367	371	△4	△1.1
(3) 一般廃棄物処理	807	639	168	26.3
(4) 一般補助施設等	542	549	△7	△1.3
(5) 施設（一般財源化分）	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	28,013	27,724	289	1.0
(1) 一般	2,411	2,322	89	3.8
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	5,500	6,200	△700	△11.3
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	5,220	4,320	900	20.8
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
6 辺地及び過疎対策事業	5,730	5,520	210	3.8
(1) 辺地対策	530	520	10	1.9
(2) 過疎対策	5,200	5,000	200	4.0
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	56,717	56,050	667	1.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,566	5,258	308	5.9
2 工業用水道事業	300	303	△3	△1.0
3 交通事業	1,963	1,739	224	12.9
4 電気事業・ガス事業	288	195	93	47.7
5 港湾整備事業	689	571	118	20.7
6 病院事業・介護サービス事業	4,193	3,637	556	15.3
7 市場事業・と畜場事業	379	375	4	1.1
8 地域開発事業	840	658	182	27.7
9 下水道事業	12,181	11,934	247	2.1
10 観光その他事業	78	56	22	39.3
計	26,477	24,726	1,751	7.1
合計	83,194	80,776	2,418	3.0

(単位：億円、%)

項目		令和4年度 計画額(A)	令和3年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)=(C)	増減率 (C)/(B)×100
三	臨時財政対策債	17,805	54,796	△36,992	△67.5
四	退職手当債	800	800	0	0.0
五	国の予算等貸付金債	(334)	(241)	(93)	(38.6)
総計		(334)	(241)	(93)	(38.6)
		101,799	136,372	△34,574	△25.4
内訳	普通会計分	76,077	112,407	△36,331	△32.3
	公営企業会計等分	25,722	23,965	1,757	7.3
資金区分					
	公的資金	43,713	58,662	△14,949	△25.5
	財政融資資金	26,252	36,839	△10,587	△28.7
	地方公共団体金融機構資金	17,461	21,823	△4,362	△20.0
	(国の予算等貸付金)	(334)	(241)	(93)	(38.6)
	民間等資金	58,086	77,710	△19,625	△25.3
	市場公募	36,600	44,700	△8,100	△18.1
	銀行等引受	21,486	33,010	△11,525	△34.9

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業等に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

2.令和4年度地方債計画(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位:億円、%)

項 目		令和4年度 計画額(A)	令和3年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)=(C)	増減率 (C) / (B) × 100
一般会計債					
	公営住宅建設事業	8	7	1	14.3
	災害復旧事業	1	2	△1	△50.0
	一般単独事業	1	1	0	0.0
公営企業債					
	水道事業	5	1	4	400.0
国の予算等貸付金債		(1)	(1)	(0)	(0.0)
総計		15	11	4	36.4
内訳	普通会計分	9	8	1	12.5
	公営企業会計等分	6	3	3	100.0
資金区分	公的資金				
	財政融資資金	12	8	4	50.0
	地方公共団体金融機構資金	3	3	0	0.0
	(国の予算等貸付金)	(1)	(1)	(0)	(0.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

3.令和4年度地方債計画（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円、％）

項目	令和4年度 計画額(A)	令和3年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)=(C)	増減率 (C) / (B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,905	16,098	△193	△1.2
2 公営住宅建設事業	1,098	1,110	△12	△1.1
3 災害復旧事業	1,128	1,143	△15	△1.3
4 教育・福祉施設等整備事業	3,707	3,319	388	11.7
(1) 学校教育施設等	1,454	1,223	231	18.9
(2) 社会福祉施設	367	371	△4	△1.1
(3) 一般廃棄物処理	807	639	168	26.3
(4) 一般補助施設等	542	549	△7	△1.3
(5) 施設（一般財源化分）	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	28,014	27,725	289	1.0
(1) 一般	2,412	2,323	89	3.8
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	5,500	6,200	△700	△11.3
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	5,220	4,320	900	20.8
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
6 辺地及び過疎対策事業	5,730	5,520	210	3.8
(1) 辺地対策	530	520	10	1.9
(2) 過疎対策	5,200	5,000	200	4.0
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	56,727	56,060	667	1.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,571	5,259	312	5.9
2 工業用水道事業	300	303	△3	△1.0
3 交通事業	1,963	1,739	224	12.9
4 電気事業・ガス事業	288	195	93	47.7
5 港湾整備事業	689	571	118	20.7
6 病院事業・介護サービス事業	4,193	3,637	556	15.3
7 市場事業・と畜場事業	379	375	4	1.1
8 地域開発事業	840	658	182	27.7
9 下水道事業	12,181	11,934	247	2.1
10 観光その他事業	78	56	22	39.3
計	26,482	24,727	1,755	7.1
合計	83,209	80,787	2,422	3.0

(単位：億円、%)

項 目		令和4年度 計画額(A)	令和3年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)=(C)	増減率 (C) / (B) × 100
三 臨時財政対策債		17,805	54,796	△36,992	△67.5
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債		(335)	(242)	(93)	(38.4)
総計		(335)	(242)	(93)	(38.4)
		101,814	136,383	△34,570	△25.3
内訳	普通会計分	76,086	112,415	△36,330	△32.3
	公営企業会計等分	25,728	23,968	1,760	7.3
資金区分					
公的資金		43,728	58,673	△14,945	△25.5
財政融資資金		26,264	36,847	△10,583	△28.7
地方公共団体金融機構資金		17,464	21,826	△4,362	△20.0
(国の予算等貸付金)		(335)	(242)	(93)	(38.4)
民間等資金		58,086	77,710	△19,625	△25.3
市場公募		36,600	44,700	△8,100	△18.1
銀行等引受		21,486	33,010	△11,525	△34.9

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業等に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 6 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 7 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 8 公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和3年度債券発行実績

1.地方金融機構債(公募国内債)

回号	年限	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日	償還日
第143回	10年	300	0.185	100	R3.4.19	R13.4.28
第144回	10年	350	0.160	100	R3.5.25	R13.5.28
第145回	10年	350	0.130	100	R3.6.17	R13.6.27
第146回	10年	350	0.090	100	R3.7.19	R13.7.28
第147回	10年	300	0.100	100	R3.8.20	R13.8.28
第148回	10年	350	0.115	100	R3.9.21	R13.9.26
第149回	10年	300	0.155	100	R3.10.21	R13.10.28
第150回	10年	300	0.135	100	R3.11.18	R13.11.28
第151回	10年	350	0.130	100	R3.12.20	R13.12.26
第152回	10年	300	0.204	100	R4.1.21	R14.1.28
第153回	10年	300	0.274	100	R4.2.18	R14.2.27
第154回	10年	350	0.229	100	R4.3.17	R14.3.26
第90回	20年	150	0.501	100	R3.4.19	R23.4.26
第91回	20年	250	0.457	100	R3.6.17	R23.6.28
第92回	20年	200	0.448	100	R3.7.19	R23.7.26
第93回	20年	150	0.449	100	R3.9.21	R23.9.27
第94回	20年	150	0.492	100	R3.10.21	R23.10.28
第95回	20年	150	0.481	100	R3.12.20	R23.12.27
第96回	20年	200	0.543	100	R4.1.21	R24.1.28
第29回	5年	200	0.005	100	R3.7.19	R8.7.28
第30回	5年	150	0.001	100	R3.11.18	R8.11.27
第13回	30年	200	0.737	100	R3.4.19	R33.4.28
第14回	30年	100	0.736	100	R3.11.18	R33.11.28
F608回	5年	100	0.013	100	R3.4.27	R8.5.28
F609回	6年	30	0.010	100	R3.4.27	R8.11.27
F610回	8年	30	0.057	100	R3.4.27	R10.11.27
F611回	9年	30	0.135	100	R3.4.27	R12.10.25
F612回	9年	60	0.138	100	R3.4.27	R12.10.28
F613回	9年	30	0.115	100	R3.4.28	R12.4.26
F614回	9年	30	0.125	100	R3.4.28	R12.6.20
F615回	15年	40	0.332	100	R3.4.28	R18.4.28
F616回	15年	30	0.339	100	R3.4.28	R18.4.30
F617回	21年	30	0.491	100	R3.4.28	R24.3.28
F618回	9年	200	0.118	100	R3.4.30	R12.4.30
F619回	11年	60	0.186	100	R3.4.30	R14.3.30
F620回	15年	30	0.323	100	R3.4.30	R18.4.30
F621回	5年	100	0.012	100	R3.5.27	R8.6.18
F622回	9年	60	0.112	100	R3.5.27	R12.5.27
F623回	9年	100	0.136	100	R3.5.27	R12.11.28
F624回	21年	30	0.482	100	R3.5.31	R23.12.27
F625回	9年	30	0.140	100	R3.5.28	R12.11.28

回号	年限	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日	償還日
F626回	15年	30	0.326	100	R3.5.28	R18.5.20
F627回	5年	200	0.012	100	R3.6.29	R8.7.29
F628回	5年	60	0.014	100	R3.6.29	R8.8.28
F629回	9年	30	0.055	100	R3.6.29	R12.6.28
F630回	9年	250	0.085	100	R3.6.29	R12.12.27
F631回	6年	30	0.005	100	R3.7.29	R9.2.19
F632回	15年	30	0.243	100	R3.7.29	R18.7.29
F633回	8年	200	0.051	100	R3.7.29	R11.7.27
F634回	15年	40	0.249	100	R3.7.30	R18.7.28
F635回	15年	40	0.249	100	R3.7.30	R18.7.29
F636回	18年	30	0.332	100	R3.7.29	R21.3.28
F637回	15年	30	0.240	100	R3.7.30	R18.7.30
F638回	16年	30	0.277	100	R3.7.30	R19.7.30
F639回	19年	30	0.378	100	R3.7.30	R22.3.30
F640回	5年	60	0.009	100	R3.9.30	R8.11.30
F641回	9年	60	0.059	100	R3.9.30	R12.9.30
F642回	6年	30	0.012	100	R3.10.28	R9.10.28
F643回	8年	100	0.070	100	R3.10.28	R11.10.26
F644回	9年	200	0.116	100	R3.10.28	R12.10.28
F645回	5年	60	0.005	100	R3.11.26	R9.1.26
F646回	9年	60	0.040	100	R3.12.24	R12.12.24
F647回	8年	100	0.095	100	R4.1.27	R12.1.25
F648回	9年	200	0.153	100	R4.1.27	R13.1.27
F649回	8年	30	0.072	100	R4.1.28	R12.3.28
F650回	9年	65	0.121	100	R4.1.28	R13.1.28
F651回	9年	30	0.150	100	R4.1.28	R13.5.28
F652回	9年	30	0.169	100	R4.1.28	R13.7.25
F653回	9年	30	0.170	100	R4.1.28	R13.7.28
F654回	11年	30	0.219	100	R4.1.28	R14.8.23
F655回	11年	30	0.223	100	R4.1.28	R14.8.24
F656回	11年	30	0.224	100	R4.1.28	R14.8.25
F657回	11年	30	0.225	100	R4.1.28	R14.8.26
F658回	11年	30	0.225	100	R4.1.28	R14.8.27
F659回	13年	30	0.305	100	R4.1.28	R17.1.26
F660回	5年	60	0.001	100	R4.1.31	R9.2.18
F661回	5年	120	0.001	100	R4.1.31	R9.2.19
F662回	5年	60	0.001	100	R4.1.31	R9.2.22
F663回	5年	120	0.001	100	R4.1.31	R9.2.24
F664回	5年	60	0.001	100	R4.1.31	R9.2.25
F665回	5年	55	0.001	100	R4.1.31	R9.5.28
F666回	5年	60	0.001	100	R4.1.31	R9.6.29
F667回	5年	70	0.113	100	R4.2.25	R9.4.23
F668回	9年	30	0.259	100	R4.2.25	R13.8.25
F669回	7年	100	0.115	100	R4.3.16	R11.3.23

償還方法：満期一括償還

2.地方金融機構債券(MTNプログラムによる債券)

回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円)※				
第88回	5年	米ドル	1,366	1.125	99.884	R3.4.20	R8.4.20
第89回	10年	ユーロ	1,293	0.100	99.801	R3.9.3	R13.9.3
第90回	5年	米ドル	59	1.060	99.99	R3.10.27	R8.10.27
第91回	5年	豪ドル	24	1.200	99.99	R3.10.27	R8.10.27
第92回	3年	米ドル	858	1.500	99.930	R4.1.27	R7.1.27

※円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額である。

償還方法：満期一括償還

3.地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

(1)地共連引受債

回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第135回	10年	200	0.215	100	R3.4.19	R13.4.18
A号第136回	10年	100	0.190	100	R3.5.25	R13.5.23
A号第137回	10年	100	0.160	100	R3.6.21	R13.6.20
A号第138回	10年	100	0.120	100	R3.7.19	R13.7.18
A号第139回	10年	200	0.130	100	R3.8.20	R13.8.20
A号第140回	10年	100	0.145	100	R3.9.21	R13.9.19
A号第141回	10年	100	0.185	100	R3.10.21	R13.10.21
A号第142回	10年	100	0.165	100	R3.11.18	R13.11.18
A号第143回	10年	200	0.160	100	R3.12.20	R13.12.19
A号第144回	10年	100	0.234	100	R4.1.21	R14.1.21
A号第145回	10年	100	0.304	100	R4.2.18	R14.2.18
A号第146回	10年	100	0.259	100	R4.3.24	R14.3.24
D号第61回	20年	200	0.521	100	R3.4.19	R23.4.19
D号第62回	20年	100	0.516	100	R3.5.25	R23.5.24
D号第63回	20年	100	0.477	100	R3.6.21	R23.6.21
D号第64回	20年	100	0.468	100	R3.7.19	R23.7.19
D号第65回	20年	200	0.445	100	R3.8.20	R23.8.20
D号第66回	20年	100	0.469	100	R3.9.21	R23.9.20
D号第67回	20年	100	0.512	100	R3.10.21	R23.10.21
D号第68回	20年	100	0.487	100	R3.11.18	R23.11.18
D号第69回	20年	200	0.501	100	R3.12.20	R23.12.20
D号第70回	20年	100	0.563	100	R4.1.21	R24.1.21
D号第71回	20年	100	0.638	100	R4.2.18	R24.2.18
D号第72回	20年	100	0.639	100	R4.3.24	R24.3.24

※地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

償還方法：満期一括償還

(2)地共済引受債

回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
B号第66回	10年	50	0.215	100	R3.4.19	R13.4.18
B号第67回	10年	55	0.190	100	R3.5.25	R13.5.23
B号第68回	10年	90	0.160	100	R3.6.21	R13.6.20
B号第69回	10年	175	0.120	100	R3.7.19	R13.7.18
B号第70回	10年	115	0.130	100	R3.8.20	R13.8.20
B号第71回	10年	60	0.145	100	R3.9.21	R13.9.19
B号第72回	10年	65	0.185	100	R3.10.21	R13.10.21
B号第73回	10年	80	0.165	100	R3.11.18	R13.11.18
B号第74回	10年	85	0.160	100	R3.12.20	R13.12.19
B号第75回	10年	160	0.234	100	R4.1.21	R14.1.21
B号第76回	10年	105	0.304	100	R4.2.18	R14.2.18
B号第77回	10年	85	0.259	100	R4.3.24	R14.3.24
C号第66回	20年	60	0.521	100	R3.4.19	R23.4.19
C号第67回	20年	60	0.516	100	R3.5.25	R23.5.24
C号第68回	20年	95	0.477	100	R3.6.21	R23.6.21
C号第69回	20年	180	0.468	100	R3.7.19	R23.7.19
C号第70回	20年	125	0.445	100	R3.8.20	R23.8.20
C号第71回	20年	70	0.469	100	R3.9.21	R23.9.20
C号第72回	20年	70	0.512	100	R3.10.21	R23.10.21
C号第73回	20年	85	0.487	100	R3.11.18	R23.11.18
C号第74回	20年	90	0.501	100	R3.12.20	R23.12.20
C号第75回	20年	175	0.563	100	R4.1.21	R24.1.21
C号第76回	20年	115	0.638	100	R4.2.18	R24.2.18
C号第77回	20年	90	0.639	100	R4.3.24	R24.3.24

※地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

償還方法：満期一括償還

4.政府保証国内債

回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第12回	4年	800	0.001	100.22	R3.6.30	R7.6.30
第13回	4年	800	0.001	100.29	R3.8.26	R7.8.26

※政府保証国内債の発行額は額面ベースで記載しています。

償還方法：満期一括償還

沿革

地方公共団体金融機構の沿革

平成20年度	地方公営企業等金融機構法に基づき地方公営企業等金融機構を設立(8月1日) 公営企業金融公庫の資産・債務を承継し業務開始(10月1日)
平成21年度	地方公営企業等金融機構法の一部改正により地方公共団体金融機構へ改組(6月1日)
平成23年度	特別利率貸付制度及び臨時特別利率制度を一本化し、機構特別利率貸付制度を創設
平成27年度	半年賦元利均等償還と半年賦元金均等償還の選択制の導入
平成29年度	地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会報告書を取りまとめる 新たな経営理念・新たなキャッチフレーズ「金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く」を策定

(参考)公営企業金融公庫の沿革

昭和32年度	公営企業金融公庫法に基づき設立(6月1日)
昭和35年度	農林漁業金融公庫から委託を受け受託貸付を開始
昭和41年度	特別利率貸付制度を創設
昭和42年度	国庫補給金の受入れ開始
昭和45年度	公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置
昭和47年度	地方道路公社と土地開発公社への貸付開始
昭和53年度	一般会計の臨時三事業(地方道、河川等、高等学校整備)を貸付対象に追加
昭和58年度	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年度	債券借換損失引当金制度を創設
平成2年度	臨時特別利率制度を創設
平成10年度	「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)に基づき、非常勤理事(1人)を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応(3年間で廃止)
平成13年度	国庫補給金を廃止、利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設、財投機関債の発行開始 特殊法人等改革基本法成立、特殊法人等整理合理化計画策定
平成14年度	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」を閣議決定
平成17年度	「行政改革の重要方針」(平成20年度に公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みの在り方、廃止に向けた移行措置の在り方等)を閣議決定
平成18年度	行政改革推進法成立 政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部「政策金融に係る制度設計」を決定 地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成19年度	地方公営企業等金融機構法成立、地方公共団体財政健全化法成立
平成20年度	地方公営企業等金融機構法に基づき解散(10月1日)

組織図

機構の組織は、代表者会議の下、理事長、副理事長、理事及び監事の役員並びに5部12課室、審査室及び検査役で構成されています。各課室の担当業務は以下のとおりです。

令和4年4月1日現在



役員

理事長 佐藤 文俊
副理事長 加藤 純一
理事 的井 宏樹 塚田 祐次 岡本 登
監事 村田 有 大森 正明 (非常勤)



左から村田監事、岡本理事、加藤副理事長、佐藤理事長、的井理事、塚田理事、大森監事

所在地

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館 <https://www.jfm.go.jp/>



公益財団法人 後藤・安田記念東京都市研究所 提供



交通案内

都営地下鉄三田線「内幸町」下車 (A7) 徒歩2分
東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」下車 (B2) 徒歩4分
東京メトロ千代田線「霞ヶ関」下車 (C3) 徒歩3分
東京メトロ千代田線「日比谷」下車 (A14) 徒歩3分
JR線「新橋」駅下車徒歩8分又は「有楽町」下車徒歩12分



金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

〒100-0012

東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館

地方公共団体金融機構ホームページ

<https://www.jfm.go.jp/>

